

開催日：平成 29 年 5 月 15 日

会議名：平成 29 年豊島副都心開発調査特別委員会（5 月 15 日）

○議事日程

豊島副都心開発調査特別委員会会議録

| | | | |
|------|-------------------------|-------------------------|---------|
| 開会日時 | 平成 29 年 5 月 15 日（月曜日） | 場所 | 議員協議会室 |
| | 午前 10 時 1 分～午後 4 時 58 分 | | |
| 休憩時間 | 午後 12 時 6 分～午後 1 時 31 分 | 午後 3 時 36 分～午後 3 時 50 分 | |
| 出席委員 | 本橋委員長 | ふま副委員長 | 儀武副委員長 |
| | 藤本副委員長 | | |
| | ふるぼう委員 | 石川委員 | 小林（弘）委員 |
| | 池田委員 | 藤澤委員 | 有里委員 |
| | 村上（典）委員 | 森委員 | 清水委員 |
| | 西山委員 | 辻委員 | 星委員 |
| | 芳賀委員 | 磯委員 | 永野委員 |
| | 島村委員 | 高橋委員 | 中島委員 |
| | | | 木下委員 |

| | | | | | |
|-----|-------------------------------|------------------|------------------------------|----------|----|
| | 河原委員 | 里中委員 | 竹下委員 | 村上(宇)委員 | |
| | 吉村委員 | 大谷委員 | 山口委員 | 渡辺委員 | |
| 36名 | 垣内委員 | | | | なし |
| 列席者 | 竹下議長(委員として出席) | | 西山副議長(委員として出席) | | |
| 説明員 | 高野区長 | 水島副区長 | 宿本副区長 | | |
| | 城山政策経営部長 | 高田企画課長 | 木村施設計画担当課長 | | |
| | | | 宮田女性にやさしいまちづくり担当課長 | | |
| | | | 渡邊セーフコミュニティ推進室長(多文化共生推進担当課長) | | |
| | | 井上財政課長 | 大根原区長室長 | 高島広報課長 | |
| | 齊藤総務部長 | 田中財産運用課長(庁舎運営課長) | | 近藤施設整備課長 | |
| | 今 浦 危 機 管 理 監 | | | | |
| | 小澤文化商工部長(国際アート・カルチャー都市推進担当部長) | | | | |

東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長)

山野邊生活産業課長 樋口文化デザイン課長

馬場国際アート・カルチャー都市推進担当課長

副島東アジア文化都市推進担当課長 關新ホール整備
担当課長

末吉庁舎跡地活用担当課長 小椋文化観光課長

小野環境保全課長

奥島都市整備部長 野島都市計画課長 活田再開発担当課長 原島交通・
基盤担当課長

小池住宅課長（マンション担当課長） 園田建築課長

東屋建築審査担当課長

宮川地域まちづくり担当部長（地域まちづくり課長）

石井土木担当部長 柴土木管理課長 松田道路整備課長 小堤公園緑地
課長

事務局 | 栗原区議会事務局長 渡辺議会総務課長 関谷議会担当係長

藤村書記 濱田書記

会議に付した事件

1. 会議録署名委員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1

大谷委員、渡辺委員を指名する。

1. 委員会の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1

小委員会案を了承する。

1. 南池袋二丁目C地区のまちづくりについて・・・・・・・・

1

活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。

1. 基盤整備方針の検討について（池袋駅周辺地域）・・・・

10

原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。

1. 池袋駅案内誘導サイン計画について・・・・・・・・

21

原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。

1. 国際競争力強化地域戦略の策定について（池袋駅周辺地域）・・・・

25

活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。

1. 造幣局地区のまちづくりについて・・・・・・・・

31

野島都市計画課長、小堤公園緑地課長及び小野環境保全課長より説明を受け、
質疑
を
行
う
。

| 1. 池袋西口公園整備事業について.....
50 |

| 小堤公園緑地課長より説明を受け、質疑を行う。
|

| 1. 委員会の1年間のまとめ.....
62 |

| 小委員会案のとおり決定する。
|

午前10時01分開会

<PAGE="1">

○本橋弘隆委員長 ただいまから豊島副都心開発調査特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は、大谷委員、渡辺委員、お二方をお願いいたします。



○本橋弘隆委員長 委員会の運営について、小委員会案を申し上げます。

本日は、案件6件を予定いたしております。最後に、委員会の1年間のまとめについてお諮りをいたします。なお、案件によりましては、関係理事者の出席を予定いたしております。

以上でございますが、運営について何かございますか。

「なし」

○本橋弘隆委員長 それでは、ないようですので進めさせていただきます。



○本橋弘隆委員長 それでは、案件に入らせていただきます。

最初に、南池袋二丁目C地区のまちづくりについて。理事者から説明がございます。

○活田再開発担当課長 それでは、資料の説明をさせていただきます。南池袋二丁目C地区のまちづくりについてでございます。

こちらでございますが、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み再生方針を、平成16年12月に南池袋二丁目地区は指定をしておりました。今般、南池

袋二丁目C地区の準備組合から変更の申し出がございました。それに基づきまして、東京都に変更の提案をするための案を、きょう、御報告するものでございます。

まず、地区の概要でございます。南池袋二丁目地区内でございます。面積約5.3ヘクタール。平成16年12月に指定をされているものでございます。区域は区域図のとおりで、主にCゾーンの変更ということになります。

Cゾーンのまちづくりの経緯でございます。まず、16年12月に指定以来、平成19年にC2地区、Cゾーンの一部でございますが、C2地区の市街再開発事業の準備組合が発足しております。平成22年の10月には、C1地区の同じく準備組合が発足、翌平成23年6月なんです。C南地区、これは従前C3地区というふうに言っておりましたが、こちらのまちづくりの協議会が発足をしていたしました。このところ、三つのエリアでまちづくりの検討を進めてきたものでございます。そして、平成27年10月には、全体のまちづくり、Cゾーン全体でまちづくりを検討していこうということで、全体の協議会が発足しております。平成28年3月には、全体での基本構想(案)を協議会で策定をして、同月に、C地区の市街地再開発準備組合が設立された次第でございます。

ことしに入りまして、これは3月28日ですが、街並み再生地区の変更案を準備組合が地元の説明をしております。5月2日に変更案の提案が準備組合から区に来たものでございます。

以降は、資料1に基づいて説明をさせていただきますので、資料1を見ていただきたいと思います。今、二つまで説明いたしました。

C地区のまちづくりの基本構想というところです。1枚目の左側でございます。「副都心や区庁舎と連携したにぎわいのある街並みと災害に強く、安全・安心に住み続けられる価値の高い住環境の実現」ということで、これは昨年3月に準備組合の前身である協議会のほうで、この案を策定したものでございます。

四つの方針です。①賑わい・交流、②住み良い環境、③安心、④防災、この四つの方針でまちづくりをしていこうということで、協議会のほうで決めたものでございます。

さて、変更の提案でございます。資料の右上を見ていただきたいと思います。準備組合から区に提案を受けて、今度は区から東京都へ提案するものでございます。

提案の理由でございます。

南池袋二丁目C地区でございますが、昨年3月に市街地再開発準備組合が設立され、全体でのまちづくりの検討が行われています。街並み再生方針から地区を取り巻く状況も変化しており、現状のまちづくりのニーズ、機運に応じた再生方針の変更を提案するものでございます。

変更の図でございます。矢印のところを見ていただきたいと思います。三つの変更の要因でございます。まず、環状5の1号線の整備計画が明らかになったこと。それ

から、東日本大震災を受けて、防災まちづくりの重要性が再認識されたこと。これは一昨年3月に都市づくりビジョンにより、本地区は池袋副都心の形成する核に位置づけられたこと。これらの要因から、現状はCゾーン全体、一体的にまちづくりをすることが可能になってきた。このことにより方針の変更を提案するものでございます。

街並み再生方針の方針と方針図の変更案でございます。

まず、再生方針の変更でございます。再生方針は幾つかのブロックに分かれておりますが、ここに書いてございます、整備すべき公共施設・その他の公益施設に関する項目、それと建築物に関する基本的事項、最後に実現に向けて講ずべき措置、この3項目を変更するものでございます。それぞれの変更点について説明をさせていただきます。

まず、2番、整備すべき公共施設・その他の公益的施設に関する変更でございます。こちらは、変更点に項目を一つ加えたものでございます。変更後の下段を見ていただきたいと思えます。歩行者動線の項目を加えました。地区内外の回遊性を高め快適な歩行者動線を確保するため、地上及び地下をバリアフリーで連絡する接続空間や歩行者デッキ等を整備する。この1項目を加えたものでございます。

裏をめぐっていただきたいと思えます。項目の4番、建築物等に関する基本的事項。

こちらについて、3) その他配慮すべき事項。こちらも1項目加えております。②として、災害時の帰宅困難者を受け入れるための一時滞在施設等を整備する。この1項目を加えたものでございます。

6番でございます。実現に向けて講ずべき措置。こちらはまちづくりに貢献するものについて、容積緩和を認めるものでございます。こちらについて変更しております。

2) 街並み再生の貢献に基づく容積率の割増ということで、①ですが、都市計画道路(環状5の1号線)、補助81号線のところを削除しております。に接する街区の場合(Cゾーンを除く)。こちらの規定については、Cゾーンは適用しないという変更をさせていただきます。

②その他の道路に接する街区の場合と書いてございますが、こちらについてもCゾーンを除くということで、Cゾーンを適用除外にしております。

③、これは新たにつけ加えられた項目でございます。こちらについては、Cゾーンだけに適用するということで、今回、提案をさせていただいております。Cゾーン全体を区域とする「再開発等促進区を定める地区計画」の地区整備計画に、下記に示す内容を定める。

都市計画道路境界線から壁面後退距離を6メートルとする。このことにより容積率の最高限度500%まで緩和するものでございます。

上記の内容に加え、Cゾーン全体で一体的に下記の評価基準を全て満たす場合は、容積率の最高限度を800%、四つございますが、四つを全て満たす場合には、800%まで容積を緩和するものでございます。

ぼつの一つ目でございます。地下通路と地上をバリアフリーでつなぐ接続空間及び歩行者デッキ等の整備。こちらを整備することで25%の緩和を認めるものでございます。

有効空地率40%以上で100%の緩和。

ぼつの三つ目です。1階部分に商業施設、生活支援施設または文化・交流施設を敷地面積の4分の1以上設置することで、25%の緩和。

ぼつの四つ目でございます。ファミリー向け住宅（住戸専用面積75平米以上）を延べ面積の3分の1以上設置することで、150%の緩和を認めるものでございます。

右を見ていただきますと、街並み再生方針の方針図の変更でございます。変更後を見ていただきますと、Cゾーンについて、広場上空地、概略位置の変更。それから、歩行者動線を加えているものでございます。

今後のスケジュールでございます。区から都に今月中に変更案の提案をしたいというふうに考えております。東京都のほうでは、夏ごろに方針の変更を予定しております。以後、事業として、都市計画手続に入っていくものと想定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<PAGE="3">

○本橋弘隆委員長　説明が終わりましたので、質疑がございましたらどうぞ。

○森とおる委員　今回、再開発の手法を使って、またここに新たな建物を建てようという計画ですけれども、まずこの計画というのは再開発ですから、当然、準備組合が発足して、そこに地権者の方がいらっしゃって、権利変換をして、残りの保留床というのを活用して建築費用を稼ぐ。これがまず一つだと思うんですけれどももう一つというのは、今までCゾーンというのは三つに分かれていたのが、一つにまとまることによって、土地の面積がかなり広く使えるということで、これはまたさらに建物においても、高いものであったり、ボリュームの大きいものであったり、そういったことになるという、そういう認識を持っているんですけれども、そこは合っていますでしょうか。

○活田再開発担当課長　今回、Cゾーンは三つが一つになりましたので、当然建築面積も広くなります。一つのボリュームも当然高くなるというふうに考えております。

○森とおる委員　そこで、この資料を見ますと、それから今の説明を聞きますと、あるいは先週、都市計画審議会がありましたので、その質疑等々を聞いておられますと、これは住宅がメインになるというお話だと思うんですけれども、ほかにも商業施設であるとか、それから事務所であるとか、今回は住宅と、大きく私が今思い浮かぶのは三つが考えられるんですけれども、その三つの中でここが住宅でいこうというふ

うになっているのは、そこはどのような経過があって住宅という形になっているのか、それについてお答えいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○活田再開発担当課長 準備組合のほうから、具体的な施設の用途がどれくらいのボリュームでということまでは、まだ協議を受けておりませんが、当然、地域のポテンシャル等ございます。準備組合のほうで、今、事業採算性を見て、かなりの部分が住宅になるという話は伺っております。

○森とおる委員 そこでやはり事業採算性というところが出てきて、そこには当然アドバイザー的な者がいて、住宅がいいのではないかと、そういう意見を受けて、この準備組合の中ではそういう方向でいこうということになっていると思うんですけども、商業施設はどうか。もう一つは、事務所であればどうか。そこは採算性というのが今の説明では余り見込めないというような、そういう考えを持っているのではないかなと思うんですけども、なぜそういう考え方に至っているのかというのはいかがでしょうか。

○活田再開発担当課長 詳細な検討をこちらで検証しているわけではございませんが、場所的なものですね、池袋の駅前とは若干違いますのでニーズがあるかどうか。ニーズ調査というのは、当然、準備組合のほうで詳細にしているところでございます。

あと、事務所以外に商業施設というのもあるんですが、それ以外に公共的な施設、例えば子育て支援施設であるとか高齢者の施設、こちらについても準備組合のほうは今、検討しておりますので、住宅だけではないということでございます。

○森とおる委員 高齢者、それから子育て施設、そういったところが入るとするのは期待すべき部分だとは思いますが、やはり池袋に近いところもある。近くにはサンシャイン60もある、事務所と商業施設ですよ。そこに近い場所において、何で住宅なのかという、そこが私は大変気になる部分だと思うんですね。

例えば、この地域、補助81号線であるとか、それから造幣局跡地、こういったところでどんどん、どんどん今、住宅が建設を迎えようとしております。そういった中で、事務所であるとか、商業施設であるとか、それはもう飽和状態で、なかなか今、既に運営をされているところから見れば、競争相手にもなるし、そういったところに新たにできると、こちらがまた移っていかれたら困る。そういった思惑があるということ、たしか以前、この区議会においても報告として聞いた記憶があるんですけども、そういったところの情勢、状況というのは、今どのように変化してきているのでしょうか。

<PAGE="4">

○活田再開発担当課長　事務所をこちらに新たにつくった場合、既存の池袋の近辺での事務所の意向により、既存の施設が成り立たなくなるというような話を、ちょっと私のほうは承知してございません。理論的にはそういうのがあるのかもしれませんが、今、池袋駅を含めて、事務所というのは今後ふえてくると思います。既存の池袋の事務所のニーズだけで対応していると、多分それはもう飽和状態になるというのは、目に見えているところですので、また後ほど資料として説明しますが、池袋の価値を上げて、特に国際競争力に資するようなものを海外からも誘致していこうといった流れでございます。繰り返しになりますけれども、既存のものだけで、既存のパイを池袋の中で取り合うというようなことで調整しているものではございません。

○森とおる委員　海外からの資本であるとか、そういった事業であるとかを誘致するというお話も聞いたことがあります。ただ、話を広げるとどこまでもいってしまいますので、国内というところにとどめたいと思うんですけれども、やはり事務所であるとか、それから、商業施設、こういったところは飽和、あるいは商業施設であればインターネットというところが出てきておりますので、縮小傾向にあるのかなんていうことは、私も感じております。

では、なぜ住宅というところがどんどんふえてもいいのかというところだと思うんです。人口は減少社会になっていく、これはもう周知の事実です。そういった中で、また、これだけ大きな面積の場所にぎりぎりいっぱい条件で建物を建てて、そこを保留床という形でまた建築物を建てるに当たってのコストを賄おうというのであれば、かなり多くの住宅というのがふえてくるわけなんですね。そこと、今後の人口減少社会というところを見据えた上で、こういう判断が本当にいいのかどうなのか。これは再開発組合の判断というところもあると思いますし、そこに対して、やはり10年後、20年後、あるいは50年後を見据えた中で、危険性があるという指摘を豊島区がやらないでどうするのかと、私は思うんですよ。そういった観点で豊島区は物を考えていないんでしょうか。

○活田再開発担当課長　今回、誘導するのは、主にファミリー世帯の住宅、75平米以上を3分の1とするということで、ファミリー世帯の住宅の誘導でございます。池袋だけではなく、豊島区全体で住宅をこれ以上誘致する必要があるのかということについては、既に上位計画ではその方針を示しておりますし、住宅マスタープランにおいても、住宅については整備していくというような方針が明確に打ち出しているところでございます。この計画についても、それに準じて、その方針に従って計画するものでございます。

○森とおる委員　その計画ももちろん私、確認して聞いておりますので、わかって

はおりますけれども、当面人口はふえるということですよ。そういう期待を持っている区というのは、ほかにも千代田区であるとか、港区であるとか、中央区であるとか、そういったところも同じような考え方を持っていると思います。では、そこを越えたときに住宅が乱立している豊島区、果たしてどうなっていくのかというところの視点、もっとさらに長期の視点というので物を考えないと、建築物は10年、20年で壊すわけではないじゃないですか。今後100年持たせていこうという考え方の中であって、当然、豊島区のそういった方向性というの、その建築物の耐用年数に合わせた方針を持っていないと、私は大変な事態になるのではないかと思います。やはりその視点が欠けているのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○奥島都市整備部長　　以前に、都市計画審議会でも同じような人口減少時代の中で、都市政策をどう打っていくのかという御指摘をいただいたかと思います。こちらの地区については、大きな目標として商業・業務・住宅が一体となって、副都心と連携をしたにぎわいのまちづくりを進めましょうというのが、まちづくりの大きな方向性としてございます。

また、職住近接という住まい方も今後進めていかなければいけない。また、経済についても発展していかなきゃいけないということについては、拠点的なターミナル駅周辺の業務、商業機能というのも発展させなきゃいけない。そんな中で、人口減少したときにどうするのか。一つの考え方、大きなテーマであって、国のほうでもさまざまな検討が進められているというふう聞いておりますが、一つのテーマとして、例えば、純粋な住宅地、木密地域もそうなんですけれども、木密地域では何をやっているかという、今、不足している空地を確保しながら道路基盤を整備して、適正な住環境を整えるということ。その中で、小さな住宅がもしかすると少し共同化して大きくなっていくかもしれません。そういう適切な住環境を整えながら、職住近接を進めるようなエリア、例えば、この地区、東池袋駅周辺、もしくは池袋駅周辺での職住近接というの、一つの大きな都市政策のテーマだというふうに考えておりますので、その適所適所に合わせて、さまざまな政策を展開していくということでございます。

<PAGE="5">

○森とおる委員　　住宅を確保するという事は、もちろん大事な視点だと私も思います。しかし、こういう超高層建築物を建てて、そこに住宅だといって、そういう方向性というのが、今、豊島区の中でどんどん進められている。そこに豊島区もこういう条例が変更されるなんていうことでかかわっているわけです。やはり豊島区がどういうスタンスを持って、こういった再開発に臨んでいくのかという姿勢は、私は今こそ問われているんだと思いますよ。やはりその視点というのをしっかりと踏まえた上で、こういった計画にかかわっていただきたいと思います。最後にお答えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○奥島都市整備部長　先ほども申し上げましたけれども、非常に大きなテーマだというふうに考えております。人口減少の中で、どういうふうな都市政策を打っていくのかというのは、大きなテーマとして今後とも引き続き、私どもで検討していきたいというふうに考えております。

○渡辺くみ子委員　ちょっと話が重複するかもしれませんが、住宅の数なんですけれども、今回のこの計画変更の中で、住宅戸数というのは大体幾つぐらいを目安にしているのか、なっているんでしょうか。

○活田再開発担当課長　こちらについて、まだ都市計画協議を始めている最中でございまして、ボリュームが決まっているわけではございません。恐らくこのA地区と同じようなものが2棟程度建つような計画でございますので、A地区が480戸ですので、その2倍くらいのは想定できるかなというふうに考えております。

○渡辺くみ子委員　そうすると480戸の倍。この新都心新聞でも、約1,000戸というような形で書いてありますね。それで、この周辺にはB2街区、それから東池袋五丁目のいわゆるA街区、それから3カ所ぐらい、たしか開発が具体的に決定していくところがありますよね。これ全部合わせると何戸くらいになりますか。

○活田再開発担当課長　C地区を仮に1,000戸とすると、東池袋五丁目地区でございますが、今予定されているところで132戸です。東池袋四丁目2番街区地区、これは先般、都市計画決定しましたが、こちらが230戸程度でございます。ほかの今のB地区というのは、今、想定できておりませんので、戸数が出せないところでございます。今、わかっているC地区と東池袋五丁目地区と四丁目2番街区地区の合計で1,400戸弱といったものになります。

○渡辺くみ子委員　それで、このA地区、ここが480戸建てば、もう2,000戸近いですね。本当にこの数年間の中で、2,000戸近くの住宅がつくられる。それから、今、具体的にやっている造幣局の南地区、それから造幣局の一部を取り込むとあって、URがまたあそこにも超高層を建てるといっていますから、あれは30何階かなというような話も出ていますけれども、そういうものを入れると本当にすごい数ですよ。それも集中的に、この南池袋二丁目と東池袋四、五丁目というところに、集中的につくると。

　実際、これが本当の意味でのまちづくりになるのかどうかというので、それこそ上位計画云々と言いますけれども、上位計画そのものが現状に合っているのか、あるい

は豊島区のまちづくりに合っているのか、そういう問題をきちんと見きわめていくのが、私は区の仕事だと思うんですよ。まちづくりはディベロッパーが勝手にやればいいということではないですよ。そういう点で、私、本当にどこまできちんと構えているのか、それぞれのディベロッパーが、ディベロッパーと云って、URと野村不動産と住友不動産が大体どこも占めていますけれども、こういう三大大手のところがどンドンとつくるものをそのまま受け入れていく。こういう基本的な考え方に対して、私は行政の側として、豊島区全体のまちづくりをどう見ているのかという点では、大変大きな疑問を持っています。その点に関してはいかがでしょうか。

<PAGE="6">

○野島都市計画課長 現在、東京都におきましては、グランドビジョンという都市計画区域マスタープランの行政区計画を今、策定中でございます。それを受けまして、今後、都市計画区域マスタープランを改定されまして、またそれを受けまして、区のまちづくりビジョンを策定する予定となっております。そうした中で、そういった状況等々を鑑みながら、今後のまちづくりはどうなっていくのか検討してまいりたいというふうに思っております。

○渡辺くみ子委員 では、鑑みながらどうやって検討していくんですか。

○野島都市計画課長 この状況を、先ほど森委員からも指摘がございましたけれども、今後の人口減少も考慮に入れて、どんなまちづくりが豊島区に合っているのか、そういったようなものも検討していくというものでございます。

○渡辺くみ子委員 今、さっき言いましたけれども、約2,000戸の具体的な計画がもう既に出てきているんですよ。それから、造幣局の南地区の関連でいっても、あそこも、もう数年の中で都市計画決定をしてという流れになっています。今後、検討していくというのではなくて、まさに今、進行形ですよ。こういう状況の中で、客観的にどういうふうに今の現状を見ているかということを知りたいんです。

○野島都市計画課長 現在、豊島区といたしましては、国際アート・カルチャー都市を標榜いたしまして、国内外を問わず、人々が集うまちづくりの実現を目指しながら、まちづくりを進めているところでございまして、そういったような効果もあらわれて、大分、区内池袋近辺におきましても、開発が盛んになっている状況じゃないかなというふうに分析しているところでございます。

○渡辺くみ子委員 今のお返事はお返事として聞き置きます。

もうちょっと具体的な部分を知りたいんですが、今回、C地区の具体的な変更後に

関してということで、変更前は、例えば壁面後退距離を2メートルにするとか、ちょっと見方がよくわかっていないんですけれども、今までの変更前の状況でそのままやった場合には、今回、容積率800%と言っていますけれども、そうでないときというのは何%だったんでしょうか。

○活田再開発担当課長 準備組合のほうで想定しているのは、あくまでも変更した後の想定でございます。変更したらこうだということですので、変更しない現状で当てはめるということであつたすれば、大体750%ぐらいになるのかなと思っています。ただ、それは変更しなければ変更しない計画を見直すということで、今の計画に当てはめるということでございます。

○渡辺くみ子委員 しゃれ街条例、それから規則に基づいて、具体的な計画をお出しになられた平成16年の段階で、既に最高限度は800%というような説明もされていきました。だから、将来的にはそういう方向性になるのかなというふうに一定思いましたけれども、現実にはやはり最大限活用していくという方向づけが出されたんだろうというふうに思います。

それで、もう一点伺いたいんですが、国家戦略特区との関係。この間、国家戦略特区に2月10日に認定をされましたと。そうすると、期間が短くなりますというような御説明を受けました。例えば、国家戦略特区における道路法の特例とか、何か細かく見ると結構いろいろあるんですよね。ここら辺のかかわりというのは、今回の計画の中ではどういうふうに反映しているんでしょうか。

<PAGE="7">

○活田再開発担当課長 このC地区は、2月10日、御指摘のとおり都市再生プロジェクトに選定をしております。今回、選定して規制緩和を受けるものについては、都市計画手続の緩和でございます。とはいっても、全てが省略される、緩和されるというわけではなく、豊島区の都市計画審議会については、従前どおり諮問をし、答申を受けるといったものでございます。ここで省略されるのは都協議ですね。東京都の協議を全体の場、区域会議の場で協議しますので、東京都の協議が省略されると。その期間分だけ省略されるということで、おおむね2週間ぐらいは短縮できるのかなというふうに考えております。

○渡辺くみ子委員 前回のときもそういう御説明を伺いました。ただ、都市計画法等の特例という部分から見ると、手続のスピードアップという感じなんですけれども、結果的には、これはインターネットに載っていた資料ですけれども、都市再生特別地区、地区計画第一種市街地再開発事業、港区の一つの例を持ってやっていますけれども、全体的にワンストップ的な策定が可能というような感じで、やはり率直に言えば、

豊島区の都市計画決定は、9月か10月か知りませんが、そのころにはやりますよというお話なんですけれども、でも内容的には上位計画は東京都が出しているにもかかわらず、全体的に区域会議の中で決まってくると。しかも、この区域会議はディベロッパー等も含まれた合議体というふうになっていますよね。

少なくとも、都市計画審議会の中では、ディベロッパーは出てきませんよ。都市計画審議会の役割というのは、区民の皆さんにとって、この計画がいいのかどうか、それぞれの御専門のお立場、また私たちは議員として参加をしていますけれども、区域会議の中にはディベロッパーが入るといって、これだったら、ディベロッパーがつくった計画がそのまま進んでいくというふうに思わざるを得ないんですよ。こういったところに対する見方、具体的にはどういうふうにお考えですか。

○活田再開発担当課長 手続につきましては、先ほども申し上げましたが、豊島区の都市計画審議会については、省略はございません。諮問をして答申を得るといったところです。こちらについてはディベロッパーも入っておりません。

それから、何でこの区域会議にという話ですが、そもそも手続の省略に加えて、民間事業者の発想でいろいろな規制緩和をしていこうということで、区域会議には民間事業者も入っているといったものでございます。

民間事業者そのものは、今までは個別に、プロジェクトを進めるときは個別にいろいろなところで協議していた。それを一括で協議ができるようになるといったところのメリットがあります。ただ、ベーシックな都市計画、基本計画については、それぞれの自治体、豊島区が都計審を経ておりますので、そこで規制が緩むという話にはならないというふうにご考えております。

○渡辺くみ子委員 これは要するに一つ一つのまちづくりの大きな課題ですよ。こういう問題が豊島区にとってどうなのか、それから、地域に直接かかわる人たちにとってどうなのか、周辺住民にとってどうなのかという、そういうような話をするのは大変重要だと思います。だからこそ、昔から都計審に関しては、ディベロッパーは入らないという流れをつくってきたんだと思うんです。

だけれども、今回の安倍内閣のもとでの規制緩和、それが国家戦略特区という名目になって、内閣府と都と区とディベロッパー等の合議体なんかで決めていっちゃう。私は、こういうやり方に対しては、大変、住民不在というか、ここでまだ住民の方が代表として入っているんだらまだしもですよ。でも、そういう状況もないままやられるわけですから、こういうやり方、今、全体的には公民連携とかがあって、公と民というから私は住民の民かと最初は思いました。だけれども、そうではなくて、民間のディベロッパーだと。そういうものを進めていくという流れの中で、今回のCゾーンの計画というのは進んでいるんだろうというふうに思います。

ですから、こういう進め方ということに関しては、この間、私は地元住民の生の声を何回か都市計画審議会でも発言をさせていただきました。ここの議会の中でも発言をさせていただいています。もっと声は寄せられています。そういうようなところに、やはりきちんと寄り添って、具体的に何がどう問題で、どう解決できるのかというのかかかわっていくのが私は区の役割だと思います。

ところが、申しわけないんですが、この間こういうお話を何回かしても、具体的にそういう問題が解決をするという流れにはなっていません。そういう点では、区のかかりというのは大変大きな問題があるんだろうというふうに思っています。

ちょっとそこら辺との絡みを含めて、基本的にこういう計画に対して、どういうふうに見ていくのか、どういうふうにかかかわっていくのか、まちづくりに行政側がきちんとかかわっていくんだという立場でどういうふうに今、構えていらっしゃるのか。私は今回の50階建てが2棟できるという、この計画というのは、豊島区内では一番大きな計画だと思います。これが国家戦略特区をそのまま使う、しゃれ街条例をそのまま使っていく。規制緩和ができるものをどんどん使ってやっていくという流れになっていて、具体的なことを聞くと、それは準備組合のほうの役割ですというようなかかり方でやって進めているわけですが、そうではなくて、きちんとした立場で、どういうふうにかかかわっていくのかということに改めて伺いたいと思っています。

それで、ちょっとそれと関連するんですけども、地域説明会は3月29日でしたか、行われて、それで、これに対するしゃれ街条例の変更の中身の説明が行われました。それに対する回答は、4月4日までとたしか書いてあったんです。29日か、28日だったか忘れましたが、その説明を受けて、4月4日までにどう考えているかを御意見をお寄せくださいという、こういうやり方自体も私は地元の住民不在だというふうに改めて今回思っているんですが、それもあわせて御答弁ください。

<PAGE="8">

○活田再開発担当課長　まず、後段の御質問の件なんですが、準備組合のほうで3月28日に説明会をしております。もう答えのほうは返したというようなところでございます。こちらについては、準備組合のほうでの処理になりますので、行政がいつまでという話ではないのかなというふうに考えておりますが、確かに意見聴取の期間については短いといったものもでございます。今後、都市計画手続に入っていく中で、さらに準備組合のほうには説明会をお願いしておりますので、そこでフォローするように指導していきたいと思っております。

あと、前段の区のかかり方の問題でございますが、都市再生プロジェクトに選定されたからといって、区のかかり方が変わるというのは一切ございません。今までどおり都市計画手続になりますと、区の説明会であり、区の意見聴取の場がございます。都市計画審議会も諮問、答申を先ほど申し上げましたがやりますので、区が都市

再生プロジェクトだからといって手を抜くような、住民とかかわらないというようなことは一切ございません。

○奥島都市整備部長 若干、補足をいたしますけれども、国家戦略特区で都市計画特例を使うといたしましても、今、何が一番重要かという、事業者との協議で豊島区が何を求めるのかという、ディベロッパーの言うことばかり聞いているわけではなくて、地域の課題を解決するための事業であってほしい。その中にどういうことを盛り込んでくれということを事前協議でさんざんやるわけですね。それが終わってようやく都市計画手続になってから特例が使えるようになるということですので、事前協議の中で地元区としての意見、主張はしっかりしていきたいというふうに考えております。

○高野区長 まちづくりのまとめというか、今、御質問の中の全体的なことについてお答えをしたいと思います。

行政がまちづくり、どういう姿勢を持ってやっていくかというような御質問等々あります。今、大変豊島区の中でも池袋が急激な変化をしております。と申しますのは、この副都心池袋と言われながら、大きく新宿、渋谷とは違ったまさにまちづくりが全く進まないといいますが、長い間進展してきたわけでありまして、こんな東京の中では地の利がよくて、その副都心としての役割を担わなければいけない。そういう立場にしながら、なかなかこのまちづくりの開発が進んでこなかったわけでありまして、新宿、渋谷等々は、どちらかという企業が中心になりながら積極的にまちづくりをしていく。決して、行政がそれをリードして、どういう街をつくっていくかではなくて、企業主体のまちづくりができ上がりつつあるわけでありまして。

けれども、豊島区は、今までこれらについては、企業主体のまちづくりといいますが、そういうようなこととは全く違った形で進められて、私たちは、やはり池袋ということを見ると、当然のことながら、東京の中あるいは国の中のまちづくりということ視野に入れて考える場所である。そういう意味で、特定都市再生の緊急整備地域等々、本当に長い間約10年かかりましたけれども、国の指定を受けるべく努力をしてきたわけでありまして、さらには加えてまちづくりの中では国家戦略というような規制緩和を含めて、こういう形が国全体で変えていくというような形の中の指定を受け、さらには、アジア・ヘッドクォーターというような、まさに国際化に対応できるようなまちづくりをしていくという形の中で、国から指定を受けて、東京都もそれらのことについて、この池袋という副都心に対する認識をしっかりとっていただいたのではないかな。それに応じて、いよいよまちづくりを進めていくわけでありまして、ただ単に企業だけを中心にしたまちづくり、決して私はまちづくりとは思っておりません。

そういう中で、地域にとっても、あるいは周辺住民にとっても、それが御理解いただけるような、そして、将来の池袋が東京の中でも、日本の中でも、そういう機能が果たせるやはり都市にしていかなきゃいけないというのが強い思いでございます。

もちろん池袋以外のところは違った形の中で、住みやすい良好な住宅等々、それらについてもきっちり対応をしていくというようなことでありまして、私は今、本当に新庁舎がきっかけになって、大きく街が変わっていく中で、やはり企業の反応というのは、すごい反応がございます。ただ、企業の言うとおりに、それをまちづくりに当てはめていったら、決して我々の行政、豊島区のまちづくりのあるべき姿ではないと、そんな思いをしっかりと持っておりますので、いろいろ質問いただいたけれども、我々もこの豊島区の中の中心の池袋のまちづくりということをしかりと踏まえて、今後のまちづくりをさらに進めてまいりたいと思います。

<PAGE="9">

○渡辺くみ子委員　今、区長からも御答弁をいただきました。一つは、企業任せではないというお話ですが、先ほど言いました街並み再生方針案の説明会、これが29年3月28日に開かれて、4月4日に提出期限という、こういうやり方自体に対して、事前に全然意見も言わない、指導もしないということ自体、私は事業者任せじゃないかと。こういう一つ一つが住民不在のやり方ではないかということを改めて指摘をしておきます。

それから、国家戦略特区、あるいは緊急整備地域に大きく網掛けをされています。でも、こういう中で、今簡単に計算しただけでも住宅が2,000戸ぐらいありますよ。こういう住宅がそれぞれいわゆる高層ビル化をして乱立をするということが、やはり緊急整備地域だから許されるとか、ほかの地域でのまちづくりはまた別ですよという感じでおっしゃいますけれども、これは違うと思うんですよ。現実に東池袋四、五丁目も、それから、ここの南池袋二丁目のCゾーンのところも、たくさんの人たちが住んでいました。そういう人たちが戦後、街をつくってきたんです。防災の問題もよくわかります。そこら辺をどう改善していくかということも大きな課題だということもわかります。だけれども、超高層のマンションで、戸数だけをどんどん、金額の高いマンションをどんどんつくればいいというまちづくりというのは、私はやはり見直していただきたいというふうに思います。終わります。

<PAGE="10">

○本橋弘隆委員長　ほかに御質疑ございますか。

「なし」

ないようですので、次の案件に移らせていただきます。



○本橋弘隆委員長　　続きまして、基盤整備方針の検討について（池袋駅周辺地域）。理事者から説明がございます。

○原島交通・基盤担当課長　　それでは、基盤整備方針の検討について（池袋駅周辺地域）の資料をお出しいただきたいと思います。

最初に申しわけございません。訂正がございます。資料1の池袋駅周辺地域基盤整備方針中間まとめ（案）となっておりますけれども、これにつきましては、5月9日に池袋駅周辺地域再生委員会において御承認をいただきましたので、（案）を削除を願えればと思います。中間まとめでございます。

それでは、説明をさせていただきたいと思います。

まず、昨年7月の本委員会におきまして、ガイドラインの策定について御報告をさせていただいたところでございます。このガイドラインに基づきまして、緊急整備地域内の基盤整備方針の検討が始まったわけでございます。昨年11月の本委員会におきましては、基本的な考え方を御報告をさせていただきまして、中間まとめ、そして29年度末、今年度末には基盤整備方針を策定するという御説明をさせていただいたところでございます。

基盤整備方針の目的でございますけれども、ガイドラインに示すまちづくりを展開するため必要な都市基盤のあり方や整備方策を取りまとめるということでございます。この検討に当たりましては、池袋駅周辺地域再生委員会、これにおきまして検討を重ね、5月9日第5回の再生委員会におきまして、中間取りまとめという形になったわけでございます。

今後でございますけれども、秋には基盤整備方針に関する案として、パブリックコメントを予定しております。また、29年度末には、基盤整備方針として策定をしていこうといったところでございます。

また、30年以降でございますけれども、このガイドラインの更新などを進めて、まちづくりの流れに応じて、そういった連携をとったり、再度検討、それから個別ルールなどを進めていくといったところでございます。

それでは、2ページをおめくりいただきたいと思います。基盤整備方針につきましては、池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン、昨年7月に策定をいたしましたガイドラインに基づきまして、その基盤の部分についての方針でございまして、ガイドラインと同じ2035年、おおむね20年後の2035年を目標としてございます。

それでは、資料1、基盤整備方針の中間まとめでございます。では、1ページおめくりいただきまして、4ページをおめくりいただきたいと思います。基盤整備方針の「はじめに」のところでございますけれども、こちらの考え方ということで、一部読ませていただきたいと思います。二つ目の丸からです。

駅施設や周辺建物は、高度経済成長期以降、増改築を繰り返しており、耐震性はも

とより防火・避難などの災害時の安全性の向上、多様な利用に配慮したバリアフリーの環境の向上、乗りかえに伴う混雑緩和などが必要となっております。

しかし、鉄道と大型商業施設による街の東西の分断、軌道敷きを越える東西横断道線の不足、駅前広場の不足、駅前の通過交通による駅とまちとの分断、バス・タクシー乗り場の分散配置、交通結節機能の低下など、多くの取り組むべき課題がございます。

それらの課題については、個別では解決が困難な課題も多いために、課題解決に向けては、公民の多様な関係者の連携した取り組み、これが必要だといったところでございます。

また、この新庁舎が完成して以後、旧庁舎Harera池袋、そして造幣局での防災公園、環状5の1号線の整備、また池袋駅西口、南池袋二丁目C地区、東池袋一丁目の大規模な再開発が検討される。そして、明治通りの再編、東西連絡通路、東西デッキ、地下通路、駅前広場の整備、公共施設の整備・再編が進められている。こうした中で、単に敷地内の建物の改善にとどまらず、駅周辺のまちづくりの課題解決に影響することとなるように、公共と民間との協力のもと、機能更新と再編、駅前広場や道路などの公共施設の再編・拡充、再開発等を一体的に行う、それによって安全で快適な都市空間を創出する、そういった目的でつくられているといったところでございます。

それでは、答申の5ページになります。上位計画でございます。昨年の7月に策定をいたしましたガイドラインでは、三つの視点、「アート・カルチャーの魅力で世界中から人を呼び寄せ、新文化、新産業を育む」、「都市空間を人間優先へ、誰もが主役になれる舞台に」、「先人が培ってきた文化資源を生かしながら、新たなまちづくり」という三つの視点でございます。

将来像として、「世界中から人を惹きつける国際アート・カルチャー都市のメインステージ」ということで、5個の戦略を掲げたわけでございます。このガイドラインにつきましては、下にお示ししております緊急整備地域内ということで、大きく三つのゾーンに分けてございます。今回の中間まとめについては、このうちの①番、②番、池袋駅周辺コアエリアとにぎわい交流エリア。ここに焦点を絞って、中間のまとめとしてございます。なお、③番の東池袋駅周辺エリア、これにつきましては、方針策定に向けて、今後、内容を詰めていくといったところで、今回の中間まとめについては、①番、②番を基本的に定めているものでございます。

それでは、6ページでございます。基盤整備の基本的な考え方でございます。考え方につきましては、ガイドラインの五つの戦略から六つの考え方をお示しをしております。国内外に発信する池袋の玄関口としての「都市の顔」をつくっていくといったところですが、また、駅とまちの多面的な連携を支える「東西都市軸」を形成していく。多彩なかわいをつなぐ回遊性を向上させる。それから、東西駅前広場の役割分担を

踏まえた交通結節点の機能の強化・再編を行う。歩行者優先の快適な交通ネットワーク、これを整備していく。それから、次世代へつなぐ都市の防災機能、環境性能の向上といったことを挙げていると、基本的な考え方として挙げられています。

個々については、この6ページ、7ページに記載をされておりますけれども、時間の関係もありますので、省略をさせていただきたいと思えます。

これらの考え方をもとに8ページでございます。基盤整備の方針と検討内容ということで、大きく駅関連施設、東西連絡通路、東西駅前広場、歩行者ネットワーク、そして道路のネットワーク・駐車場、自転車ネットワーク・駐輪場、防災・防犯施設、公園・環境施設、それから情報インフラということで、大きなくくりをして、それぞれの方針、それから検討の内容をお示しをしています。

この中で、赤い字がございますけれども、これにつきましては、早期に実現をする内容としてあえて赤くしております。これらの検討の内容を総称して9ページでございます。基盤整備の方針図という形になります。

この図につきましては、まず西口でございます。左側の上のほうから、交通結節機能の集約といたしまして、バス・タクシー等の交通機能集約。それから、歩行者空間の整備。それから、地上と地下の結節空間。これにつきましては、デッキも想定をしておりますので、上空、地上、地下という縦の空間、これについての整備。これにつきまして、大きく西口の再開発、この中でこういった機能を整備していくといったところでございます。

次に右側でございます。東口でございますけれども、2番目のにぎわい文化拠点のつながりですとか、歩行者ネットワークの整備、それから、交通結節機能の集約・強化、それから、駅前歩行者空間の整備、駅前における自動車交通の抑制、それから、まちの回遊を向上する新交通システムの導入、これらは東口を基本としております。

また、中央でございます。駅の中央部分、これについては、左側の真ん中。駅関連施設の機能更新、案内サインの統一、それから右側に記載をしています東西連絡通路の整備、これらが中央の連結する部分ということになります。

全体的でございますけれども、まず一番上の真ん中、駅駐車場の整備ですとか、自転車の利用環境の整備、それから左の一番下になりますけれども、情報インフラの整備、それから、下側の中央、みどりの骨格軸、それから都市計画公園の整備、これにつきましては、池袋西口公園の劇場化整備ということも記載をされております。

次に10ページでございます。これにつきましては、早期に実現を目指す事業、それから、中長期的な実現を目指す事業。これによりまして、先ほど申し上げました基盤整備の実現、6個の考え方を実現するといったことになろうかなと思えます。

早期に実現する事業といたしましては、基本的には平成32年、2020年東京オリンピック・パラリンピック、これまでにどのような流れ、どのような計画が進んでいるかということで、11項目をお示しをしているものでございます。

また、それ以後につきましては、中長期的な実現として、西口の駅前再開発ですとか、東西連絡通路、それから明治通り・東口広場の再編、東口の街区再編、これらを記載をしているものでございます。

次に、11ページでございます。11ページにつきましては、この中間まとめ以後、今後、これから具体的に検討すべきポイントということをお示しをしております。

西口駅前広場では、車両の交通、歩行者の交通、それから景観、防犯。そして、駅関連施設につきましては、交通結節機能、歩行者交通、それからまちづくり、防災。それから、東口の駅前広場では、車両交通、歩行者交通、それから景観、それから防災・防犯といったことで、こういった視点で検討を深めていくといったところでございます。

説明は以上でございます。

<PAGE="12">

○本橋弘隆委員長　説明が終わりました。御質疑ございましたらどうぞ。

○森とおる委員　この案件についても、先週の金曜日に都市計画審議会で報告がありまして、その中で私も大きくは三つ主張といいますか、指摘をさせていただきました。一つは、まちづくりガイドラインと基盤整備方針の計画において連動性に疑問がある。それが一つ。それから、二つ目は、公民連携について、公と民間の位置づけが曖昧であるのではないかと。特に、事業費、費用面において、そこはどのような分け隔てがあるのかというのが曖昧である。そして、三つ目は、これらの計画にどれだけ住民の意見が反映されているのか。全く反映されないまま進められているのではないかと。この前の案件でもありましたけれども、住民不在で進められているのではないかと、そういう観点ですね。

その三つについては、あえてこの場で繰り返そうとは思いませんけれども、やはりこの計画は幅広い分野にわたっていて、もちろん全てを否定しているわけではありません。しかしながら、多額の費用がかかり、そこには税金が投入されて、それが区民にとってどういう願いに応えられてつくられるものなのか。それが果たして本当にかけた費用に基づいてといいますか、かけた費用に本当にうまく使われていくのか、そういうところに疑問を感じるわけなんですよ。

そこまでは主張として、質問としては答弁は求めませんが、一つ具体的にお伺いしたいことがあります。この資料の10ページのところに、事業スケジュールがあって、その左上の、これは表といいますか、早期の実現を目指す事業というのが①から⑩まで示されております。その中の⑧新たな移動サービス（バス）の導入とありますけれども、これは具体的に何を指しているのでしょうか、お答えください。

○原島交通・基盤担当課長　この新たな移動サービスにつきましては、新規予算の御審議でも御質問いただいたところでございます。また4月の本委員会におきましても、御報告をさせていただいたものでございまして、将来のLRTを見据えて、池袋駅周辺の回遊、移動のシステムを検討し、2019年にはそれを運行開始をしたいということで、今年度より検討を進めていくといったことでございます。おおむね2年間で運行開始までということで、計画を進めていこうということで、記載をしているものでございます。

<PAGE="13">

○森とおる委員　それで、具体的にどういったものを走らすのかという点なんです。確かに今年度予算にはBRTという予算計上がありました。しかしながら、今、課長が答弁されたように、4月の副都心の特別委員会において、それがままたまならなかったのが電動の、あれはバスとは言えないですね。それにちょっと方向転換したなんてお話があって、試乗もあったと思います。この計画の中に、どの時点でこれが盛り込まれたのか、BRTの時点なのか、それとも、バスではない電動の乗り物であるのか、その辺の流れというのがよくわからないんですけれども、きちんとお答えください。

○原島交通・基盤担当課長　当初予算におきましては、BRTという表記をさせていただいたわけでございます。そういった中では、バス等々におきまして、移動を円滑にするシステムを何か考えようと、考えていかなくちやいけないといったところから始まっております。そういった中で、今年度の新規ということで、当初からいろいろと考えてきた中では、やはり交通が、車の多い中で、どういった移動システムがいいのかといったところでは、BRTのRというのはRapidでございますので、専用道で高速ということになろうかなと思います。そういったものについては、こういった地域の中ではなかなか難しいのではないかと。それよりもきめ細かに人が移動できる、移動したいところに移動できるようなこういったシステム。そして信号が多い、そして車が多い中では、徐行走行もとれない中では、そういったゆっくりと街を見ていただいて、観光、そして足の悪い方、交通弱者と言われるような方も数百メートルを容易に移動できるようなこういうシステムが一つ考えられるのではないのかなといったことで、先月、その車をお借りしまして、試走をしたといったところでございます。いずれにしても、29年、30年におきまして、そういった検討を積み重ねて、2019年には池袋周辺に移動を円滑にできるようなシステム、こういったものを入れるということで、今回この基盤方針、中間まとめの中にも記載をしたといったところでございます。

○森とおる委員　これは検討を続けてきて、5月9日にこれが決定したというお話だったんですけれども、今、BRTから、あれは何て言うんですか、電動カーという

表現でいいのでしょうか。そこに移り変わるそういう経過というのが、今の答弁と、それから4月の本委員会における答弁と、私は違っていると思うんですね。もともとBRTでやろうと思っていたんだけど、バスの政策については、オリンピック・パラリンピックの需要があるということで、到底発注というのができないというようなお話があったから、それに切りかえたと、そうおっしゃったと私は思っています。しかしながら、今の話では、いや、バスは走りにくいのでなんていうことで、答弁が変わってしまっているじゃないですか。

先月試乗もやって、本当にこれがいいのか。警察の判断というのもそこにはあろうかと思えますし、試乗した結果、検証というのが当然行われるはずであるにもかかわらず、もう2019年には走らそうとしている。それが中間のまとめですよというのは、私は余りにも乱暴ではないかと思うんです。それは、おかしいのではないですか。いかがですか。

○高野区長　今回、このBRTから、正式には今度採用しようとしているのはEVバスという、これは電気で動くバスということですね。発想がそもそも起きたのは、四つの池袋副都心の公園、これを再整備をして、これが中心になりながら、まちづくりをつくり上げていこう。前からいろいろお話をしておりますけれども、明確にやはり四つの公園の特色を出して、それが池袋のまさに活性化につながるのではないかとことから、そもそもがスタートしたわけでありまして、前々からコミュニティバス等々の御要望も十分受けておりますので、ただ今回はオリンピック・パラリンピックの20年、H a r e z a池袋が完成したり、あるいは四つの公園が完成したり、さらには、西口のほうの開発も姿が見えてくる。そういう中でこれらをつなぐような、やはり連動的にまちづくりをしていく、魅力をつくる中で面的な広がりをしっかり確保するという意味も含めて、19年、20年ぜひともこれらについて考えていこうというのが、前回お話ししたと思っております。

そして、先日2日間にわたって試乗をしました。大変小さなバスで、9人乗りしかできないと、果たしてこれで本当に移動、それぞれの拠点への移動が十分できるかというような、そんな検証もさせていただくと同時に、さらに開発の中で16人乗りというようなバスも完成して動かすことができるというような、これは十分踏まえて考えてみよう。

ただ、東口のLRTが通るところだけを回ることではなくて、やはり西にも連携がとれるのではないかな。さらには、南長崎につくるトキワ荘等々の足の便といいますか、そういう意味も考えてみたらどうだろうか。あるいは大塚、巣鴨地藏通りを含めてでありますけれども、その周辺にも足を伸ばせるのではないかな。非常にフットワークといいますか、小回りがきくといいますか、今まで我々が大変、壁に行きどまっていたコミュニティバス、やはり道路が狭い。そして、なかなか高齢者等々含めて、

これが活用できるようなこともあわせて考えられるのではないかということで、16人バスは車椅子も乗るといような形ではありますが、そういう形の中で、ただ単に駅前だけをにぎやかにぐるぐる回るだけでは、やはりさらにいろいろずっと議会からも長い間要望を受けている交通弱者の交通の何か不便の悪い地域等々にも、こういった形の中で進められるのではないかな。非常にLRTですと車庫をつくったり、レールをつくったり、さまざまな、また一番は経費がかかるわけでありまして。けれども、今回のいわゆる電気バス、環境にも優しいし、また観光的にも非常に魅力あるものになるのではないかと、そんな検証を今しているわけでございまして、私は、できればこれが非常に交通の不便なところにもこういったものも考えられるといような形で、今回は2日目、私もずっと今、申し上げた南長崎のトキワ荘付近、ちょうどトキワ荘に行ったとき、垣内委員に会いましたよね、ばったりね。あの周辺をずっと回らせていただいたり、あるいは大塚へ行って巣鴨の地蔵通りもあのバスで入ってみたりといような形の中で、そんなような、今まさにいろいろな形の中でどうこの豊島区にとって、この交通手段が生かされるのか。しかも、このバスは決して大きなバスではありませんので、駐車場もこの区役所の駐車場を十分使えますので、あくまでも起点はやはり区役所からスタートできるような、そういうような形が区民のためにも一番利用されて、皆さん方が待望されているような形にも、多少なりとも貢献できるのではないかと。あくまでもまだ試験的な形の中で進めているわけでありまして。

当然、この試乗のときには、3警察署長、交通課長にも乗っていただきました。それぞれ目白の管内は目白署長、巣鴨の管内は巣鴨署長、さらには池袋の管内は池袋署長、さらに交通関係者も乗っていただいて、いろいろな御意見も聞きながら、これらについて進めてまいりたいと思っているわけでございまして、もちろんこれは本当にまだまだ緒についたばかりでありますので、あらゆる意見を、地域の意見、あるいはもちろん議会もさることながら、あらゆるところの方々の御意見を十分に聞いた上で、これらについて導入するかしないかも、その時点で考えてまいりたいと思っております。

<PAGE="14">

○森とおる委員　EVバスという表現でよろしいんですか。今の高野区長のお話では、トキワ荘であるとか、それから大塚方面であるとか、そういう広い範囲で考えたいということについては、私はそこについてはそういう考え方なのかと。それであれば、狭い範囲を回るようなものではなく、区民の足にも活用できるのかなんていう印象を持ちながら聞いておりました。

ただ、EVバス、あれを見る限りは、例えば雨が降ったときであるとか、それから暑いとき、寒いとき、本当にバッテリーだけで冷暖房であるとか、そういったものが賄えるのかなという、そういう懸念を私は持っておりました。当然、十何人乗りにするにしても、特別に発注しなければならないわけであって、そうであるならば、やはりほかの区でも走っているような形のバス、それには電動もありますし、それから水

素ガスで公害を発生しないというようなバスも当然開発されて、どんどん進化しているわけなんです。そういったところもひっくるめてやっていけば、おのずと私は今のルート、それから、区民の足ということも視野に入れているのであれば、コミュニティバスに合致するものだと思うんです。ぜひそういった視点で考えていただきたいと思いますけれども、この点について答弁をいただきたいと思います。

<PAGE="15">

○原島交通・基盤担当課長　今回の検討はいろいろなことができるというふうに認識をしております。この副都心の移動システム以外にも、デマンドについても御予算をいただいております、それらと合致をした形、どういう形でできるのか。例えば、曜日、時間によって、同じ車体を有効に使うとか、そういったことも検討できるのかなというふうに思っています。

そういった中で、地域で何が必要なのか、そして池袋副都心と言われているこういった中で、こういったものが必要なのかという視点の中で、やはりこれからの高齢者社会に向けて、移動ということの円滑化、こういう視点でいろいろな利用が考えられるというふうに認識をしておりますので、そういった視点で進めていきたいと思いません。

○村上典子委員　基盤整備の流れの事業スケジュールで、早期の実現を目指す事業の中のびっくりガード上空デッキという⑥番なんですけど、この事業がちょっと今までこれだけ特定の名前が出て、びっくりガード上空デッキという事業は伺っていなかったような印象があるんですけども、この整備は東西連絡通路の南デッキとの関連性とか、事業者、あと設計の内容なんかはどのようなふうになっているかお聞かせください。

○原島交通・基盤担当課長　びっくりガードの上空のデッキでございますけれども、これにつきましては、現在、建設をしております西武鉄道池袋ビル、これのデッキに続くびっくりガードの上空にデッキを張るといったところでございます。これにつきましては、事業者については、西武鉄道株式会社でございます、公共的な視点、それから広場的な視点、そういった公共性があるということで、区は国庫補助を受けながら一定の補助をするという形で、今年度の新規予算で計上をしているものでございます。

○村上典子委員　ある程度、公共的な要素もあるということで、ここのスケジュールを見ますと、今年度の末には着工ということで、バリアフリーのこととか、どのような形になるのかというところは、もう詰められているのでしょうか。

○原島交通・基盤担当課長　西武鉄道池袋ビルと一体となったデッキでございます。当然ながら、西武池袋ビル側には、敷地内にエレベーター、エスカレーターが設置をされると。またびっくりガードの北側部分ですかね、横断する手前側部分、こちらの整備するほうにつきましても、エレベーターをつくるということでございます。また、西武鉄道の線路を渡った反対側、西側でございますけれども、ここについてもエレベーターがつくということで、基本的な形ではバリアフリーに対応したデッキといった形で整備をする予定でございます。

○村上典子委員　そうしますと、それは今、渡れるような、結局デッキですね、何階部分になっていくのかと、あと、先ほど伺いました、それは将来的に東西連絡通路につながるデッキになっていくのか、その辺の見通しも教えてください。

○原島交通・基盤担当課長　高さにつきましては、鉄道の要は軌道敷の上空になりますので、線路、運行に支障がない高さまで上がってくると。おおむね地上部分から約7メートル、ちょっと資料がなくて申しわけないんですけども、7メートルから8メートルくらいの高さでございます。現在、整備を進めております西武鉄道池袋ビル、ここにも約1,300平米のデッキができますけれども、それと同じ高さになります。また、将来的な南デッキ、これの受け口としても調整をして、それが容易に受けられるような形での構造で整備をするということでございます。

○村上典子委員　わかりました。もし、設計等がもう公になるようでしたら、資料としていただければと思います。よろしくお願いします。

<PAGE="16">

○垣内信行委員　ちょっと難しい質問ではなくて、端的にわかりやすく説明していただきたいというふうに思っているんですけども、区長の考え方は、このまちづくりに対する考え方はとか、あるいは重点的な位置づけだとか、そういうのは、ここに書かれているので、おっしゃっていることはそういう言い分だというのはともかくとしまして、まちづくりですから、例えばこの地域には商業スペースを誘致するんだとか、あるいは、ここは住宅を誘致するんだとか、要するにエリアごとに政策的な視点が必要だというふうに思うんですね。

6ページの絵を見ますと、いろいろなところで開発事業とか、あるいはそれに基づく交通結節点のあり方だとか、自転車の整備だとか、東西デッキはこうしろとか、ああしろとか書かれていますよね、要するにここに絵が描かれています。

例えば、では西口の再開発地区だとかというところは、例えば商業スペースをこういう開発で誘致して行って、にぎわいのあるまちづくりにしていくのかとか、そういうのは、もう既に具体化されているのでしょうか。

例えば、さっき議論になった南池袋のC地区なんかは住宅が建つんでしょう。そうすると、住宅というのは何千戸、何戸必要なのかわかりませんが、2,000戸とか3,000戸が建つと。これ住宅施策なのか、あるいは区民にとって、これが本当に必要なものかという、そういう視点から見ると、一体どういうことを今求めているのかがよくわからないので、それをちょっと教えてもらえませんか。

○活田再開発担当課長　西口が出ましたので、西口についてですが、今回の基盤整備方針は、公共の基盤の部分だけでございます。それよりも上位にあります計画がございまして。都市マスタープランと言われるものですが、こちらには用途の構成だとか誘導が入っています。当然、西口については、商業・業務を誘導していくような書きぶりにはなっております。

個別の事業については、先ほど来申し上げているところもございまして、事業採算性等ございまして、全くそのとおりに誘導できるかというのは、なかなか協議の内容にもよるといったものでございます。

○垣内信行委員　そんな難しいのではないですよ。要するに、今、例えば商店街を見ると、予算でも決算でも相当議論になるでしょう。街では相当、商店街の機能が失われちゃって、とにかく瀕死の一生懸命商売をやっている方は大変なわけじゃないですか。そういうところに、例えば西口かいわいに物すごい商業スペースを誘導すれば、やはり今、さらにまちの商店街は大変な状況になっちゃうでしょう。そういうこと、要するに今のまちづくりの観点からですよ。

それから、では、これ以上住宅が本当に必要なかといったときに、高層ビルがうんと建って、今でも空き家が大変深刻な問題になっているわけでしょう。それを利活用だ、利活用という方針を立てているわけですよ。その一方で、池袋の中心地区には物すごい住宅を建てていくというまちづくりでしょう。これとの整合性というか、矛盾はないのかどうかというのをふと思ったんです。思ったというか、それを感じているわけです。

今、本当に周辺を見れば、区民は住宅がなくて困っていらっしゃる、家賃が高い、それから、商売もなかなかうまくやってくれない。そういうことを一方でさんざん議論しながら、池袋中心とまちづくりはこういう商業スペースを誘導しますよ、こちらには再開発でもって、うんと高いものを建てて、住宅をどんどん建てていきますよ。こういうふうに言っているわけでしょう。これは意義とかそういうことは、狙いは区長の言っていることを、言い分を踏まえて、一方でそういう話があるのに何を考えているのかちょっとよくわからないところがあるので、矛盾していないのかなと思っただけです。

○宿本副区長　なかなか難しいお尋ねなんですけれども、まず、再開発事業でございますので、地域の課題をまず解決をしていくということで申し上げますと、例えば、C地区なんかの場合でいいますと、木密地区を解消していくということが何より重要なわけでございます。そのために地権者の方々と協力をして事業を進めていくという中で、当然、収支採算の問題も出てきて、その地区のマーケティングなんかをして何が入るかということを決めていくわけでございます。全く政策的だけに決まるわけではなくて、マーケットベースで決まらざるを得ない面もあるということは、御理解をいただきたいと思います。

その上で、まずはまちとしてのにぎわいだとか、交流だとか、そういう機能も必要ですし、住宅も必要になってくるという中なんです、殊、住宅については、やはり先ほどC地区で説明がありましたように、子育ての機能を導入するだとか、高齢者の方々のための施設を導入するとか、住み続けられるというか、よりよい住環境の住宅群をつくっていくということが必要であろうかと思えます。

単に、先ほど渡辺議員のお話の中で乱立という言葉がありました、住宅が建っているというだけではなくて、これから21世紀の都心居住として、ふさわしい住宅機能を誘導していくと。それは単に住宅というのは箱だけではなくて、さまざまクリニックとかも含めて、さまざまな施設を誘致をしていくということは必要なのかなというふうに考えております。

住宅に関して空き家の問題で申し上げますと、確かに、豊島区住宅・土地統計調査で非常に空き家の数多くて、23区の中では一番高いということになってございますが、先般実施をいたしました空き家の実態調査を見れば、割と賃貸住宅で回転している空き家が多くて、地方で空き家問題と言われるときに、ちょっと表現悪いですけども、根雪のようにたまっている空き家。もう3年前も空き家だったし、5年前も空き家だったしというものは、それほど多くはございません。これはこれでマーケットが非常に活性化しているという状況ですので、これをうまく使ってリノベーションしていくというような対策は、また別途とっていかねばならないのかなというふうに思っております。

一番難しいのは、多分商業との関係でございます。これはもとより商店街振興をどう考えるのかという問題でございますので、これからさまざまな開発の中で、商業機能も誘致をしていくということになると思えます。その際、地元の商店街とどういうふうに連携をとっていけるのか。できれば、相乗効果を持って、より区民の方々も利便が増すし、商店街の振興にもつながる。そういう何か工夫ができればなというふうに思っております。

以上でございます。

<PAGE="17">

○垣内信行委員　でも、副区長、そうおっしゃいますけれども、今、社会的な問題

になっているのは、よくオリンピックをてこにして、いろいろな開発が進んでいるでしょう。そうすると、従来あった商店街の機能が失われちゃって、もう商売もやっていけなくなっちゃっているところ、しょっちゅう報道されていますでしょう。だから、豊島区で、これ私、描いたときには、そういう商業スペースができたときには、一体私たちのまちはどうなるのかなというふうに思うわけです。それで、トキワ荘はもちろんさっきあったように発展して、そこに見に来る方たちがバス、この間もお会いしましたよ、区長とも。トウクトウクみたいなもの、タイだとか、フィリピンだとかで走っている乗り物あるじゃないですか。ああいう感じですよ。手を振ったら、振っていました。池袋から南長崎まであれを走らせてくる感じですよ。そうすると、お客さんは池袋にああいうのが走っているよといって、では、トキワ荘まであれに乗って遊びに行きましょうかと、こういうイメージでしょう。あれはちょっとそうじゃないと思うんだけど、まあいいや。でも、商店街はそういうことですよ。

住宅だって、今、副区長おっしゃったそこに保育園の施設だとか、高齢者施設をつくろうという話だったけれども、でもそういう方たちが実際に預けられる子供たちの、今の所得の状況を見たら、こういうところのマンションに住めるような人たちはほとんどいません。だって、いろいろやりとりして、大体所得の状況だとか、それから、さんざんやったじゃないですか。就学援助の状況だとか、もう今の区民の生活の実態を示して、私たち論議したじゃないですか。こういうところに住めるような人たちというのは、大金持ちしかいないわけじゃないですか。確かにお金を持っている方たちは、そういうところにどんどん来るでしょう。その方たちのための保育園をつくるというような計画なのか、でも、実際は足元見たらそういうふうになっていないわけ。

そこはちょっと議論のきょうは時間もあれなんだけれども、金が幾らかかるか、大問題は。公民一体とか、いろいろ言うんだけれども、こういう絵を描くでしょう。そうすると、こういうまちづくりをしたいなといったときに、では、さっきから議論になっているんだけど、C地区に一体税金とか、あるいはお金の事業費とか、採算性とかあるんだろうと思うんだけど、いろいろデッキ構想だとか、交通のBRT構想だとか、あるいは今、言った開発事業ですよ。事業だから金がかかるでしょうね。お金がかかるわけだけれども、これは総額でこの事業、この事業、いろいろなさっき言ったような整備における今後の具体的な検討ポイントとか、いろいろ整備別に西口駅前だとか、駅関連だとか書かれているんだけど、それぞれ財源だとかの金額は大体見通しというのか、どれくらいの事業費がかかって、どれくらい税金を投入して、国が幾らだとか、都が幾らだとか、区の一財が幾らだとか、そういうのはもうわかっているんでしょうか。

<PAGE="18">

○宿本副区長　今回、その基盤整備方針の中間取りまとめにおいて、さまざまな事

業が示されているわけですが、それぞれの事業のまだ内容は未確定なものがほとんどでございます。したがって、事業費もわからなければ、施設の内容もまだはっきりしないものも多うございますので、確定的に申し上げることはできませんが、これだけの開発が進めば、ただ単年度でどんどん事業が進むのではなくて、2035年をターゲットに見ていきますので、20年とかそれぐらいのタームでさまざまな事業が興り、相当規模の財政支出が必要になるということは認識をしております。それぞれの事業につきましては、当然、市街地再開発事業であれば国庫補助を使うであるとか、それから、公共施設管理者負担金といって、これも補助のようなものです。国や都からの補助金や、今、都でございます財政調整交付金の活用などで、極力、区の財政負担を減らすように努力をしまいたいというふうに考えております。

現実にも今、例えば、造幣局の跡地の防災公園、これも区としては非常に大きなインパクトのある事業になっているわけですが、国や都からの補助金や財政調整交付金制度を使いまして、区の財政負担はほとんどないような仕組みにしております。

しかしながら、ある一時期に事業がどっと出るということになると、調整交付金は後で返ってくる仕組みになっていますので、ある一時期の財政の支出というのがどうしても避けられない面がございます。民間事業者のスケジュールに左右されますので、そこは多少やむを得ないといいたしましても、極力全体を見渡して、事業の平準化、ひいては財政支出の平準化ということに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高野区長　　今の御質問等々も含めながら、日ごろから垣内委員からいろいろな形で御指摘をいただいておりますので、その辺を含めてお答えを申し上げたいと思いません。

確かにこういうスケジュールをつくるには、必ず財政的な内訳、これは絶対必要ですね。お金がどのぐらいかかって、そして、どのぐらい、やはり区の財政に影響するかというようなことも、それは当然考えた上での計画も立てていかなきゃいけないわけでありまして、また逆にいろいろなこういう計画を立てることによって、本当にこれが必要かどうかという形の中で、そのお金が本当に生きた金になるかというような形が、やはりこれはきちんとした将来を計画するにはこれが基本ではないかと思っているわけでありまして、そして、果たして住宅だけ呼び込んで、それでいいのかというような御質問になりますけれども、この庁舎をつくったように、やはり地権者の方ともいろいろな話をしながら、1階、2階をお店にして、上は分譲マンションというような方法をとったわけでありまして、これはやはりできるだけ地域に根差した形の中で、こういう形の中、もちろん等価交換した人たちもこの権利を持っているわけでありまして、その人がどういう運用をするかは別問題でありますけれども、私はできるだけ地元の方々とともに、そういうまちづくりをどうこれからの将来

に変化をさせてもってやっていくかということが、私は一番大事なことではないかな。

特に今回のC地区の開発についても、あそこは単なる住宅だけつくるという気は全くありません。できるだけ少しでも区のさまざまなこれからの区民に役立つような形の中で、できれば下のほうは商店になるのか、あるいは何か公共施設等々も含めた形になるのか、これからいろいろ考えてまいりたいと思いますが、いずれにしろ、その地域の方々の意見も十分踏まえながら、そして、これからのまちづくりをどう展開していくかという、将来のことも十分踏まえてやはり考えていかなければいけない。そういう計画を進めるつもりであります。

また、商店等々は、どんどん、どんどん疲弊してしまっている。まさにそのとおりでありますけれども、なかなか家族が運営できる、経営できるお店というのは、本当に今の状況の中では大変難しいです。後継者の問題や、あるいは、さまざまな、まず商店の物の購入のあり方ががらっと変わってきておまして、例えば、ちょっと余談で恐縮ですけれども、アマゾンとかそういうのは、本当にテレビで宣伝されて、見たら、注文すればその日か、その次の日に来るんですね、配達される。自分のことを言っておいてあれですけれども、娘なんかほとんどインターネットで買い物ですよ。すぐ次の日に来るんですよ。それで、代引きとかいろいろな形の中で、ああいうような形がやはり今どんどん、どんどん広がっていく。もちろん高齢者の方等々はそういうインターネットでそれぞれ購入することはあり得ませんけれども、そういう時代がどんどん来ているんだなということを、改めて強く感じているわけありますので、それらを含めて地域の商店街がどうやって生き残ってにぎやかにしていくか。これは本当に今までどおりの運営経営では、どんどん、どんどん開発が進んで、結局はそこに居られないまちになってしまう。そういうことをどうやってこの地域の方々がそこに続けて御商売をしながら住むことができるかという、これは大きな課題でありますけれども、これらについても、十分考えながら、そのとおりになかなか難しいかもしれませんが、それらについてもやはり地域の活性化なくしてまちづくりというのはあり得ないというような思いを込めながら、どういう形で変化していくかわかりませんが、この流れをしっかりとつかまえていながらも、少しでも地域がにぎやかになるように、その区の一つの方針として、基本にしていきたいと思います。

<PAGE="19">

〇ふるぼう知生委員　一つだけお願いします。全体としての7ページですけれども、5番の歩行者優先の快適な交通ネットワーク整備とあります。そして、黒ポチの3番目に、歩行者を考慮した安全で快適な自転車走行空間、自転車駐車場の整備により、自転車ネットワーク形成を図ると書いてありますが、私は地元で、国道ではございますけれども、春日通り、そちらにちょっといつごろかわかりませんが、最近、自転車のマークだけ歩道側にペンキですかね、車道に塗られておまして、それで、車を走るところと自転車が走るところと明確な区別がないんですね。ですから、何かむしろ

逆に怖いなというふうな感じがしてならないんですね。

国道ですから非常に広いわけですがけれども、例えば都道などでは、ブルーのラインで明確に自転車が走るところと車が走るところと分けてわかりやすいようにして、お互いが注意し合えるような形になっていると思うんですけれども、これ国道の話なので、区としては関係ないと思うかもしれませんが、でも、区民が自転車でも走行しますし、車でもやはり運転している立場の人からしてみたら危険かなとそんなふうにするので、やはりそういう区別を車道上にさせていただけたらと思うんです。

そういったことで、担当課長にもちょっと御連絡を差し上げたことがあるんですけれども、今ここでこのような形で明記をさせていただいているというふうなことで、今後、区道のみならず、都道、国道につきましても、区民が走るということで、ぜひこういう明確に区別をするような形に関係機関にぜひお伝えをしていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○原島交通・基盤担当課長　　7ページでございますけれども、自転車ネットワークということで、赤い点線を入れてあるわけでございます。これにつきましては、この地域につきましては、現在の公共の駐輪場、ここへのアクセス、これをどういうルートでやっていくかということを中心に線を引いてあるといったところでございます。

ですから、西口におきましては劇場通り、それから補助172号線、これについては自転車道が完成をしておりますので、ここを通過してきた方がどういう形で自転車をこの区域内に入ってくるかといったこと。それから、駐輪場にどういうふうに安全に行かれるかという視点で線を引いております。

今後、線を引かれた路線、これが全てなのか、もっとあるのか、もしくはここはやめたほうがいいのかという御意見もあろうかなと思いますので、そういった中で、自転車を歩行者、そして快適な自転車が走行できる、そういったところについては、安全、こういった視点が第1に、要はどういう整備ができるかといったことに努めていきたいというふうに考えております。

<PAGE="20">

○柴土木管理課長　　今、御質問にありました春日通りなんですけれども、確かに白い自転車のマークがありまして、ナビラインというものなんですけど、それがやはり春日通りをずっと見ていきますと、途中狭くなってなくなってしまったりとか、また復活してつながっていったりとか、そういった形で非常にあそこを自転車で通るとするのは、現状では非常に危ないかなという印象を持っております。

これについて警察署長に聞いてみたところ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、都内に重点的にそういったナビラインを引いていこうということなんですけれども、今のところ、あの形は暫定形態ということをおっしゃっていました。完成形態ということになりますと、車が時速50キロメートルで走る道路につきまし

ては、きちんとした自転車道を設けなければならないんですけれども、やはり道路の拡幅工事とか、そういったものも伴うことになりますので、完成形態がいつになるかというのはちょっと定かではないんですが、とりあえず今のところ暫定形態ということで、ああいったラインを引いているというような状況でございます。

○ふるぼう知生委員　いずれにいたしましても、春日通りのみならず、いろいろな道路につきましても、暫定というふうな今お話がございましたけれども、完成がいつになるかわからないということでございますが、区だけの力では到底難しいわけでございますけれども、やはり混乱といいますか、安心・安全というふうなことから、ちょっとまだまだ足りないかなと思っておりますので、口うるさいくらいにぜひおっしゃっていただいて、一日も早くそういう安全を確保されるような道路整備、歩行・自転車空間の整備がされることを願っております。ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○芳賀竜朗委員　池袋駅の周辺の基盤整備方針と交通結節点としての機能強化ということでございますので、私も一般質問でバスタ新宿を例に挙げながら取り上げさせていただいておりますので、少しだけ御質問させていただきます。

おおむね20年先の姿を想定してということですので、余り細かい話をしても仕方がないなと思いますし、そういった中で、着々と一歩ずつ前に進んでいるのかなという姿を見ると、非常にうれしく思うところであります。

その中で、実際これから新しく東西デッキであるとか、EVバスであるとか、先ほど来、交通弱者の方の話も出ておりますので、そういったところはあらゆる検討をなさって、議論も深めながら取り組んでいただけるものだと思っているので、何も心配はないんですが、今あるもの、例えばびっくりガードの歩道であるとか、ウィロードであるとか、池袋大橋についての歩道、駅のエレベーターを使えば、車椅子だとかベビーカーなんかというのは通行できるかと思うんですけれども、例えばびっくりガードについている歩道なんかだと、ベビーカーを押して上がれないようなお母さんをよく見受けます。途中で立ち往生していて、助けてあげなきゃいけなかったりとかということにも遭遇するので、今ある道路について、これから整備をする中でどういう方針を持っていらっしゃるのかだけお教えいただきたいと思います。

<PAGE="21">

○松田道路整備課長　今、委員御指摘のとおり、例えばせっかく西武の本社ビルができて、びっくりガード、あるいは東口のほうであればエレベーターでそのまま自転車とか、乳母車がおりてこられたのに、それが西池袋側に行きますと、既存の今、スロープというか、階段状になっていて、せっかく来た車輪を伴う移動器具がスムーズに上がれないといったような問題があります。

これは、当然今、行っているのは再開発のお話であるとか、今後の基盤整備方針なんですけれども、既存の区道をそれにあわせてどういうふうに改修していくかといったような視点も当然、重要になってくるというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、今の言われましたびっくりガードの出口、西池袋側につきましては、現地測量を行って、その本社ビルができて、そこを車椅子の方々なんかが行けるタイミングに合わせて、道路整備のほうも一緒に行っていくというような検討を行っております。ですので、これは一つの部署だけではなくて、当然、都市整備部の中で連絡を密にしながら、そのとき、タイミングというのがやはり重要になってくると思いますので、その辺見失わないように、道路整備のほうもあわせて行っていくようにしてまいります。

○本橋弘隆委員長　ほかにございますか。

「なし」

ないようですので、次の案件に移らせていただきます。



○本橋弘隆委員長　続きまして、池袋駅案内誘導サイン計画について、理事者から説明がございます。

○原島交通・基盤担当課長　それでは、池袋駅案内誘導サイン計画についての資料をお出しいただきたいと思います。

池袋駅の誘導サイン計画につきましては、昨年12月の委員会におきまして、パブリックコメントを実施いたしますという御報告をさせていただいたところでございます。今般、パブリックコメントの結果及びガイドラインについて策定いたしましたので御報告をいたします。

パブリックコメントでございますけれども、上の2番、右側でございます。12月1日から12月22日まで行いまして、12名の方から御意見をいただいたところでございます。

意見の件数が26件といったところでございます。それらの意見、それから地元の町会、それから商店会、それから大規模建物、事業者等々の御意見もいただきまして、ガイドラインの策定まで来たといったところでございます。

このガイドラインにつきましては、先ほどと同様5月9日の再生委員会におきまして、御承認をいただいたといったところでございます。

今まで21年からサインについては検討をし、そして、簡単MAPを作成したり、デジタルサイネージを設置したりといったことで進めてまいりました。28年、昨年

度には、共通ルールを検討していこうといったところで進めてきているわけでございます。今年度、ガイドラインが策定できまして、いよいよ各管理者、事業者でございますけれども、各地下、それから地上の管理者と、その設置の位置、内容等について、今年度は調整をするといった段階に来たわけでございます。30年度、来年度以降については、実際に設計をして、整備をしていくといったことで、30年度、31年度で整備を予定しております。

なお、整備費、整備事業スキームでございますけれども、これにつきましては、国・都・事業者、これが3分の1ずつということで、新宿区におきましても、東京都さんのほうが支出をしているといったことで、池袋についてもこのスキームでいくといったところでございます。

区につきましては、このガイドライン策定をし、デザインを調整、それから、でき上がった後の進行管理、地図等の作成等々、また国庫補助につきましては、採択される内容が限られておりますので、そこに採択できなかったような部分、これについては一部区のほうが支援をするというようなこともあろうかなと思いますけれども、その辺につきましては、今年度、個別の調整をしていくといったところでございます。

それでは、1ページをおめくりいただきまして2ページでございます。パブリックコメントでございます。最初に問A、問Bということで2個聞いております。これの中の数字でございますけれども、申しわけございません、これ、例えば問Aの青い部分、「10, 91%」と書いてありますけれども、これは11人の方から御意見をいただいて、10人で91%ということでお読みいただければと思います。Bについても青い部分「8, 73%」、これは8人の方で73%といったことで、見づらくて申しわけございません。

こういった方でA・Bについて共通化、それから出入り口の共通化、これについてはおおむね9割、それから7割以上の方がそう思うということで、良好な結果をいただいたといったところでございます。

また、個別の意見でございますけれども、例えば2番にある構内案内図にある出入り口の番号がわかりにくいということで、これを東口を「E」、西口を「W」として、付番し直すことがいいのではないかといたところでございます。これにつきましては、この番号になじんでいる方も多くいるということで、今後、番号について、つけ直すかどうかというのは、さらに関係者の御意見を聞きながら、再度、検討をしていきたいというふうに思っております。

それでは、3ページをおめくりいただきたいと思っております。4番でございます。東西通路と南北通路から交わるところには、現在地を大きく示した案内図を柱の四方につけるといったことが御意見としてはありました。分岐点につきましては、認識しやすくするような案内図を設置するとともに、そういった何ができるかといったことも検討してまいります。

また5番でございます。問A、問Bともに大変よいと思うと。加えて、英語表記とともにセンスのあるデザインにしてもらいたいといったことで、この辺については今年度検討してまいります。

8番でございます。国際アート・カルチャー都市にふさわしい、意匠性、先進性の高いサインを検討してもらいたいと、これについても検討するといったところでございます。

また、4ページでございます。11番、周辺案内図では、表立った区道の名称（愛称）を創設し、統一して表示すべき。この名称につきましては、統一ということを一前提にしておりますので、わかりやすい表現としていきたいと思っております。

また、13番、出入り口の名称でございます。「西口（北）」といった括弧つきの表記は視覚的にもわかりにくい、印象が薄いと。「北口」は長年、周辺住民にとって親しまれているといったところで、北口という表記については残してもらいたいというような御意見でございましたけれども、これにつきましては、商店街、町会、それからパブリックコメントを含めまして、北口を残してもらいたいというのは1件という形になってございます。

また、15番でございますけれども、パラリンピックでたくさんの視覚障害者の方が来日するので、バリアフリー環境を改善してもらいたいと。これにつきましては、基本構想に基づいて、またそれ以上に何ができるかといったことも考えて、協議会において意見等を聴取しながら、できることを進めていきたいというふうに思っております。

また、17番、5ページでございます。商店街に人を出す工夫をしてもらいたいといったところでございます。

また、20番、デジタルサイネージやIT技術の活用に、これまでにない世界の模範となるような案内サインをしていただきたいといったところでございます。

6ページでございますけれども、災害の発生時の地下道の誘導灯は消えないようにということで、一定時間は可能でございます。

また、最後になりますけれども、鉄道事業者敷地内でのサインとの整合を図るべきと。これ改札内部の案内表記は、路線ごとの連続性への配慮が必要なため、努力義務を課すという範囲になっております。各施設管理者において、改めて御意見を伝えるといったところでございます。

それでは、ガイドラインでございますけれども、概要版、資料2、ここでちょっと申しわけございません、先ほどと同じ訂正でございます。ガイドライン（案）となっておりますけれども、5月9日に再生委員会において御承認をいただいておりますので、（案）については削除ということで、ガイドラインの概要版ということで、御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、通しページの8ページでございます。まず、この適用範囲でございます

けれども、地下の全部、それから地上の部分については、交通の広場、そして、一部地下と連結した建物、赤い枠内を範囲としております。

9ページでございます。出入り口の名称でございますけれども、主要の出入り口を池袋については3本の横断、北通路、中央通路、南通路ということで、3本の横断通路がございます。これの主要な出口をまず西、東に大きくわかるようにすると。そして、北通路に近くのを西の北、それから中央については西の中央、南については、西の南といったことで、そういった6個を基本として、出入り口の方向性を示すという考え方になっております。

それでは、10ページでございます。それが今、書かれておりますけれども、東口、西口、これをまずわかりやすくすると。6カ所で設定するといったところでございます。

11ページにつきましても、そのような6名称とするといったことで、地下の図面が下でございますけれども、この6個を基本として名称を統一化していくと、方向での名称を統一化していくといったところでございます。

それでは、12ページでございます。サインの種類でございます。誘導サインでございますけれども、まず地下にいる方がサインを見たときに、どちらが西で、どちらが東なのかと、これをまず一番上に表記をいたしまして、それをわかりやすくするといったところでございます。

それに加えて、路線の乗りかえの方々には、何々線の方向といったことを明記をするといったところでございます。

また、3本ある通路のどこにいるのかということで、括弧書きで、ここには中央と書いてありますけれども、(北)、(中央)、(南)、こういった表記をまずするといったところでございます。

また、その下側に主な建物、名称等々の方向をお示ししているといったこと、このサインを基本として統一するといったところでございます。

また、下の〈案内サイン〉でございますけれども、中央に構内案内図とあります。今の地下の構内案内図については、往々にして各社の管理部分だけが書かれているというのが多うございます。中には全体をお示ししているのも何基かございますけれども、それを地下については、地下全体をお示しするような統一的な案内図にすると。また周辺の案内図、これにつきましては、地上との名称を合わせた上で、地上に出たらどこに行ったんだかわからなくなったというようなことがないように、地上と地下の名称を連携させるといったところを進めていくわけでございます。

また、バリアフリー施設の案内をするものにつきましては、車椅子にお乗りの方の目線、こういったことを中心に表示をしていくといったところでございます。

13ページ、14ページにつきましては、出入り口、人が改札から出てから、即、地上に出るまでにどのような案内をたどったらいいかといったところを順次お示し

しているものでございます。

15ページでございます。整備・運用でございます。適正に維持、設置をしてそのままですと情報が変わってきますので、それを維持していかなくてはならないと。管理者でございますけれども、新設についてはこれは設置するもの、それから、既設については、既存のサイン管理者ということになろうかなと思います。

また、誘導サインの更新については、「池袋駅周辺地域再生委員会」、これにおいて報告をしていただくといったところでございます。更新内容についても協議、そして報告をするといったところでございます。

それから、案内サイン、これについては2年に1回の頻度で地図データの更新を行うと。それから、各サイン管理者はバリアフリーの案内の更新。それから、大幅な変更が見込まれる場合には、事業主が再生委員会に報告をして地図データの更新を行うと。

更新のサイクルでございますけれども、平成29年度、今年度のガイドライン後、個別の調整、これについては全て区が行ってまいります。平成30年度の設置、これは管理者ということで、鉄道、百貨店等々の現在の管理者が行うと、それに対して、国等が一定の補助をするといったところでございます。また、平成31年度以降については、基本的な部分は管理者が管理をしていきますけれども、構内案内図、バリアフリー案内図のデータ管理については区が行うという考え方でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

<PAGE="24">

○本橋弘隆委員長　説明が終わりましたが、この件につきまして、御質疑を希望される方は、挙手をお願いします。

お一方だけですかね。

では、お一方の質疑を承りまして、その後、昼食休憩という流れでよろしいでしょうか。

「はい」

○小林弘明委員　ちょっと、前回からも確認したんですけれども、今回、サインに当たって、先ほども説明がありましたけれども、交通事業者が共通性を持っているという、ロゴも含めて、色も含めてあると思うんですけれども、他の新宿及び渋谷とかと共通性を持たせている部分、ピクトグラムとか、いろいろあると思うんですけれども、そこについてはどういう感じになっているんでしょうか。

○原島交通・基盤担当課長　今回のこの案内、サインにつきましては、東京都の中でも東京駅、それから新宿駅、そして品川駅等々を行ってきているといったところでございます。ちょうど池袋よりも1年早く、新宿については、今年度から工事に入る

といった状況になっています。

そういった中でも、やはり各社、それなりの統一性を持った形ということの御意見、特にJR東日本などは、今挙げました駅、全てに関係しておりますので、そういったことで、この駅だどこだということがないように、一つの統一性を持った、このガイドラインも、そういった視点を入れてでき上がっているといったことで、一定の統一のもとにサインというのは設置されていくという流れになっております。

○小林弘明委員　あと、本当に今回こういうふうにサインがわかりやすくなるということは、非常に利便性が増して、すばらしいことだと思っております。

そういう中で、やはり、こういう池袋を中心とした非常に乗降者数の多い豊島区においては、緊急災害時ですとか、何かトラブルがあったときに、いかにスムーズに誘導できるかというのが、やはり、これからにぎわいを創出したり、また、インバウンドに対して力を入れていく上でも非常に重要であると思うんですが、この中でAEDという、例えば、こういうピクトグラムの中にAEDが設置している。AEDというのは、基本的にその場で非常に身近な人がすぐに対応しなきゃいけないような緊急時の部分ではあると思うんですけれども、このサインの中に、ここにAEDがありますとか、そういうような誘導みたいな、そういうのというのは出てないんでしょうか。

○原島交通・基盤担当課長　現時点では、まだ、図郭、内容決まっておきませんので、そういったことも必要だというふうに認識をしておりますので、それについては今回入れる内容、AEDについても入れるか入れないかも含めて検討になりますけれども、入れたほうがいいのかというふうに、私個人的には今は思っているところでございます。

<PAGE="25">

○小林弘明委員　あと、区長を初め、やはりこれから豊島区が本当ににぎわいを創出して、また外国人も含めて来るということなんですが、今回のパブリックコメントも含めてなんですけれども、どちらかという豊島区、池袋をよく理解していた人たちの意見というのが反映されているというのもあるので、ぜひ、豊島区はやはり大学生が多いまちですので、例えば、大学生の方々の新入生などと連携して、池袋に来ている在学生か何かに、アンケートか何かをとっていただいて、逆にそういうのを少し反映すると、より効果的に、やはり大学は地方から来る方も非常に多いと思うので、非常にそういう部分で効果的なサインの誘導とかにつながるのではないかなと思うんですけれども、それについてだけお答えいただき、終わりにしたいと思います。

○原島交通・基盤担当課長　御提案ありがとうございます。そういったことも含めて、検討していきたいと思っております。

○本橋弘隆委員長　それでは、午前中の質疑をここまでとしまして、一旦休憩とさせていただきます。

再開を午後１時半といたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」

○本橋弘隆委員長　それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、休憩いたします。

午後１２時　６分休憩



午後　１時３１分再開

○本橋弘隆委員長　早速ですが、豊島副都心開発調査特別委員会を再開させていただきます。

また、区長と議長におかれましては、公務が終わり次第、こちらのほうに駆けつけていただけるような流れとなっております。お含みおき、御了承をお願いいたします。

では、案件の４でございます。国際競争力強化地域戦略の策定について（池袋駅周辺地域）。理事者から説明がございます。

○活田再開発担当課長　それでは、案件の説明をさせていただきます。国際競争力強化地域戦略の策定についての資料を見ていただきたいと思います。

この報告ですが、昨年１１月１５日の副都心委員会で検討組織の立ち上げについて報告をさせていただきました。今般、この検討組織での戦略が取りまとめになりましたので、再度御報告をする次第でございます。

資料でございますが、戦略の位置づけと地域戦略の概要、１番目と３番目は参考資料のほうで説明させていただきます。この１枚目では、スケジュールについて御説明をしたいと思います。

昨年の１０月１２日、１２月２０日、ことしの３月９日、３回の検討会を経て、地域戦略の素案を作成したところでございます。３月２８日にはアート・カルチャー都市懇話会の幹事会、４月２５日には、アート・カルチャー都市懇話会のほうで地域戦略を御報告をし、了承を得たものでございます。

一番最後の四角でございます。今後のスケジュールでございますが、来月以降、後ほど説明しますが、アートカル推進コンソーシアム協議会を立ち上げて開催をしていきたいというふうを考えております。また、秋にはなりますが、推進シンポジウムの開催を予定しております。来年の３月に、基盤整備方針や法定整備計画に地域戦略の

施策を反映していきたいというふうを考えております。

それでは、1枚おめくりいただきまして、参考資料を見ていただきたいと思います。池袋ブランディング・シティ戦略の策定についてでございます。

検討の経緯、先ほど申し上げましたが、この位置づけについて再度御説明をさせていただきます。

この池袋の特色を生かし、観光客や外国企業を呼び込むため、池袋ブランディング・シティ戦略を策定するものでございます。2番目です。この本戦略は、国際アート・カルチャー都市構想実現戦略の国際戦略及び空間戦略を推進するアクションプランとして位置づけるものでございます。

右に地域戦略の相関図がございます。右にちょっと目を移していただきたいと思えます。まず、基本計画からおりてきております国際アート・カルチャー都市構想でございます。これは一昨年、平成27年度に策定をしております。豊島区は、今後、アートとカルチャーでまちづくりをしていくんだという大方針、これはプロデューサーの意見も踏まえて、大方針を策定したものでございます。

右に移っていただきますと、昨年でございますが、アート・カルチャー都市構想の実現戦略、こちらについてですが、ここで都市構想について、実現するために何をしたらいいかというところを、主にアーティストやアトカル幹事会で協議をして策定をしております。ここでは主に演じる側の意見を重視してつくっていった仕立てでございます。

その下でございます。矢印でございます。池袋ブランディング・シティ戦略は、これらの戦略のアクションプランになるといったものでございます。アクションプランですから、実際に場の提供であったり仕組み、どういうふうに運営していくかという、運営者側の意見を主に反映したプランでございます。

それでは、左、検討会のメンバーを見ていただきたいと思えます。これは11月15日にも説明をさせていただきましたが、域内外の共創企業、あるいは、まちづくり推進事業者、こちらは開発事業者であり、鉄道事業者等が参画をしております。それ以外に学識経験者、それから、オブザーバーとして国と都が参画をしているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目をごらんいただきたいと思えます。ここからが戦略でございます。

目指す姿、アート・カルチャー都市の魅力で世界中から人を呼び寄せ、新文化・新産業を育み、国際競争力を強化する、そのために何をすべきかを取りまとめたものが、この戦略といったものでございます。

取りまとめに当たり、アート・カルチャー都市の実現戦略を下敷きに、区内の在住者、あるいは、来街者、国内外の企業、アーティスト、クリエイターにアンケート、ヒアリングを重ね、また、検討会でも十分に議論をして、池袋の国際競争力を強化す

る方策、方向性を導き出したものでございます。

中段に三つの方向性を示しております。まず一つ目、来街者誘客の強化でございます。池袋の目的地化と沿線と連携した相互送客、PRの強化をしていくといったものでございます。施策は一応、三つに分類をしております。来街コンテンツの創出であり、プロモーションの展開、それから、受入体制の整備でございます。

方向性の二つ目。スタートアップ機能の強化、高度人材の集積を促進する成長環境の整備などがございます。施策としては二つ、アーティストの誘引であり、国外高度人材の誘引を図っていく、各施策を展開していくものでございます。

三つ目でございます。ビジネス環境の高度化、アート・サイエンスを核とした異分野融合や女性活躍の促進をするものでございます。施策としては三つ、イノベーション創出支援、女性活躍の促進、国際MICEの誘致・開催でございます。これらの施策を展開していきたいというふうに考えております。

真ん中でございますが、各施策を横断的に推進するアトカル推進コンソーシアムにより運営していきたいというふうに考えております。

下段ですが、これは場の整備ということで、再開発、都市再生が進んでおります。こういった三つの方向性に対応して、基盤インフラの整備、稽古の場や発表の場の整備、それから、ビジネス活動の基盤整備を並行的に行っていききたいというふうに考えております。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。

池袋のどこで何をやるのか、これはイメージでございます。既に進んでいるものもございまして、まず、左上でございます。来街者誘客の強化ということで、全体的な話ですが、企業の海外チャンネルと連携した海外でのインバウンド向けのプロモーションを展開していくということ。また、新区民センターでは、2019年になりますが、パパママ・すぽっとの整備・運営をしていくというものでございます。

2番目、中段の左でございます。スタートアップ機能の強化では、大学誘致によるグローバル人材の育成です。こちらは造幣局の跡地でございます。それ以外にでも、西口、それから、今月リニューアルオープンしましたIKE・Bizであり、豊島区庁舎跡地活用であり、造幣局のまちづくり、こういったところでインキュベーション施設を担保していきたい、整備していきたいというふうに考えているところでございます。

右の上でございます。ビジネス環境の高度化では、サンシャインでTIFFCOM、これは今年度から開催といったものでございます。それ以外に、西武百貨店になりますが、豊島区とFF協定、パートナーシップ協定を締結しております。誰もが働きやすい環境づくりのための事業の展開を今後していきたいというふうに考えております。

それらを横断的にやっていくというのは、この右の真ん中にございますアトカル推

進コンソーシアムといったものでございます。

基盤整備では、下段を見ていただきたいんですが、池袋駅のW i - F i の環境整備、サインの案内整備、これを2020年ごろまでには整備完了するものでございますが、それ以外にも、都市再生によって新たな場がつけられつつあるといったものでございます。

次のページでございます。5ページ目でございます。

これはアクションプラン（案）ということで、地域戦略が計画倒れに終わらないように、主に検討会のメンバーで誰がいつまでに何をやるかというのを話し合っております。実際、ここには施策の名前しか載っておりませんが、検討会の中、あるいは、事前打ち合わせの中で、どの程度、誰がやるんだということを、大まかな目安をつけて、ここに掲載しているものでございます。

それぞれの説明はいたしません、中段のところ、横断的な推進では、コンソーシアムの組成であったり、対外的な象徴となるプロジェクトを推進していくということで、今年度を目標にしているところでございます。

2)の基盤整備の一番下のところでございます。機能誘導のための仕組みづくり（街区再編まちづくり制度等の規制緩和の導入）というふうでございます。こちらにつきましては、まちづくりの進捗、進展とともに、アート・カルチャーの機能誘導をして、それを容積緩和などの規制緩和の方策を導入することで、開発とまちづくりを連動した取り組みをしていきたい、そういう制度構築をしていきたいというふうを考えております。

2020年の中短期目標として、これまでに一応、数値目標、これは国のほうから求められておりますので、外国企業・団体等の進出を一応5件ということで目安、数値目標として掲げております。

次のページでございます。今年度、何をやるかというものでございます。

こちらは戦略の策定、もう半分以上過ぎておりますが、平成29年4月、アトカルの懇話会が終わりましたので、秋ごろ想定されております緊急整備協議会の会議で、基盤整備方針について協議されます。こちらに反映していく。それから、今年度末、平成30年の3月に予定しております緊急整備協議会の会議では、法定整備計画に主にハードの整備になりますが、反映をしていきたいというふうを考えております。戦略の策定の説明でした。

下段は戦略の推進でございます。アトカル推進コンソーシアムの組成、そして、シンボリックプロジェクトの展開、秋口には、それぞれ、それらの進捗とシンポジウムを開催をしまして、できればシンボリックプロジェクトを発表していきたい。以降、継続的な取り組みを行っていきたいというふうを考えております。

最後になりますが、この戦略ですが、アート・カルチャー都市の実現のために、いつまでに何をすべきか、これをずっと話し合ってきたものでございます。検討会のメ

メンバーの参加意欲のレベルの差や役割分担の違いにより、全て明確に何をやるかというところは言い切れていない部分もございます。これは今後検討が必要になるものというふうに考えております。

少なくとも、今後、池袋は都市再生が進み、新たな床、新たな再開発ビルが建っていくこととなります。そこにアート・カルチャーの機能を何を入れるか、少なくとも、そういう方向性は、この地域戦略の中で確認をできたかなというふうに考えております。そのために検討会のメンバーの3分の1程度は、ディベロッパー関係の企業が参画をしております。

私の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

<PAGE="28">

○本橋弘隆委員長 説明が終わりました。御質疑がございましたら、どうぞ。

○小林ひろみ委員 前回、11月の委員会の際に、私ちょっと質問をした件について重ねて、改めてになりますが、まず確認の意味で質問をしたいと思うんですが、たしか、池袋らしさみたいなことを、地域まちづくりのいろいろなことでもずっとやってきたと思うんですけれども、この地域戦略とかといったときに、これ池袋らしさというのは、一体、何をもちて池袋らしさというふうに最終的には決めたのでしょうか。たしか、いろいろ検討をしておりますというような話もあったので、まず、ここについて確認をさせてください。

○活田再開発担当課長 まず、池袋らしさということで現状を分析したところ、やはり、サブカルチャーの集積といったところが一つ挙げられるかなというところは、検討会の中でも議題に上がっております。

ただ、地域戦略に落とす場合に、これは国際競争力とどういうふうにリンクしていくかというところが、非常に難しいところもあります。サブカルチャーをもっと推進するんだということを前面に出すというのではなく、そういう集積を利用して国際競争力強化の取り組みをしていくということで、非常にわかりづらいような結果になっておりますが、こういったところで、池袋らしさを現状分析の中では十分に検討していったものでございます。

○小林ひろみ委員 こう見た感じで、別にほかのところがどうなっているのか、よくわからないのでね。これが池袋の戦略ですよと言われれば、そして、池袋の特色を生かしたインバウンドの推進ということではこれなんですよと言われれば、ああ、そうですかという以外ないわけだと思います。

それから、そうは言っても、先ほど最後のほうに課長が説明いただいたように、では、一体誰がそれをやっていくのか、そこのところがまだ不明確でございましてとい

ような話があるんですけれども。本当に例えばいろいろな、オフィスビルもいろいろできる予定もあったり、区がつくる施設もあったり、いろいろするんですけれども、では、そこに入ってくる企業を、そういう方向でやりますよという方向を、これは出しているということだろうと思うんですね。そういう床に入ってくる企業は、そういう、さっき言った池袋の特色を生かしたところに入ってくるというようにしようというふうにしているんだらうと思うんですけれども、でも、そんなことを誰がやれるんでしょうかね。誰が選んで、誰がどうしてやるんでしょうか。あるいは、それをするために、具体的にどうすればそういうことができるんでしょうか。

これ、この地域戦略をつくったときに、その先ですね、具体的に、では、誰が一体どういう形でこれを進めるのかというところが、全然はっきりしないと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○活田再開発担当課長 前回は御指摘をいただきました他の地域との比較ということですね、地域戦略を策定しているのは、渋谷であり、大丸有、大手町周辺の地域でございます。これらの地域は企業中心で、企業ベースでいろいろなというか、その地域戦略を策定しております。そういう意味では、わかりやすいというか、方向性が一つ定まっているところでございます。

一方で、池袋、今回のブランディング・シティ戦略は、行政が主導で集まっていたいて、いろいろな人の意見を聞きながら策定をしました。その分、いろいろなところに広がり、池袋らしさって何なのというところから、やや取りまとめが薄いようなイメージになっております。

ただ、実際に実行力があるという意味では、やることを念頭にそれぞれの検討会のメンバーで話し合ってきました。例えば、この4ページのイメージのところ、場の整備のところ、大規模開発に合わせた外国企業やクリエイティブ・コンテンツの企業の誘致に資すると書いてございますが、実際にこの開発のオーナーであり、ディベロッパーに、池袋はアート・カルチャー都市構想を策定をしている、については、企業誘致については、リーシングについては、こういった企業を積極的に誘致してください、その環境については今後、区のほうで整備しますといったところを説明をして、この戦略に記載することについて了解を得ているところでございます。そういった地道な誘致活動というのは必要になってくるかなというふうに考えております。

<PAGE="29">

○小林ひろみ委員 今、言ったような点で言うと、そうすると、区の方で環境について整備しますよという、その環境ですよ、それは一体何なのか。

はっきり言えば、区がやる役割は一体何なのか。民間企業にやってもらう役割は一体何なのか。では、それにお金が必要だったら一体誰が出すのか。この辺が全然、多分今の段階で私たちにはわからないんですけれども、そういうことについてはもう方

向性は決まっているのでしょうか。

○活田再開発担当課長　　同じく4ページの下の左側に書いてあります環境整備というのは、例えば、サイン整備であり、W i - F i の環境整備、外国語の案内板とか、そういったところ、これは区でやるというふうに決まっております。

それ以外の、例えば外国企業が来た場合の居住施設をどうするか、これは民間でやれるものは民間でやる、行政でやるものは行政でやるということで、今後の話になるかと思っています。

この地域戦略の策定の一つには、こちらの戦略に乗せた事業については、国の補助金が想定されるといったところでございます。今後、実際に環境整備する際の費用については、補助金と事業者、あるいは、区で協議しながら、役割分担について決めていくといったものになると思います。

○小林ひろみ委員　　先ほどの基盤整備と同様で、いろいろやっていけばお金がかかることもあって、場合によっては国から補助金がある、まあ、税金ということだと思いますし、そういう流れの中では、税金投入が起こってくるんだろうと思う点では、先ほどと同じような指摘を、問題点については指摘をしておかなきゃいけないことだと私は思います。

それで、もう一つなんですけれども、今後の進め方で、今後の流れの中では、池袋ブランディング・シティ戦略検討会自体は、これを見る限りは、一応、これで終わりと、そして、これを発展させるという形でのコンソーシアムへ発展すると、こういう話なんですけれども、一体何のために、どうして、こういう別の組織をつくっていくのか、説明をお願いします。

○活田再開発担当課長　　ほとんどが今回その検討会のメンバーは、協議会のメンバーに移行する予定でございます。役割が違うので一応、名称を変えているといったものでございます。検討会のメンバーに一社一社、コンソーシアムの協議会の参画について意向を確認したんですが、ぜひ続けて、参画をしたいという意見もいただいております。

また、例えば、東池袋一丁目地区の再開発事業が準備組合として立ち上がりましたので、ディベロッパーである住友不動産が参画するとか、そういった意向もありますので、今の検討会のメンバープラス新たに豊島区のまちづくりに参画をしたいといった事業者を加えて、拡大していくというイメージでございます。

<PAGE="30">

○小林ひろみ委員　　参加者を拡大していくと同時に、そうすると、事務局体制自体は、今までどおり区がやっていくということになるのでしょうか。

○活田再開発担当課長　取っかかりが区でしたので、ことしは区でやっていくということで考えております。今後、ほかのエリアも区から離れているところもありますので、今後の進捗によっては、その事務局機能を、民間というか、区以外のものに移す可能性はございます。

○小林ひろみ委員　ちょっと元に戻りますが、そもそも例えばほかでやっているのは、基本的には、ほかの自治体では、新宿とか有楽町だったかな、先ほどのところでは、基本的に民間が全部やっているんです。今度、豊島区はどこが違うかという、豊島区が、行政が入ってやっているんですという話でしたけれども、今後のところを考えたときに、区が事務局を離れてやっていくということは、そうすると、やはりほかと同じようなやり方でやっていくということになるということなんでしょうか。

あるいは、本来、こういうものをやるべきというの、一体、やり方について言えば、王道というか、こういうふうにするんだとか、そういうものがあるのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

○活田再開発担当課長　こうした取り組みは恐らく今まで経験がない、アクションプランが、誰が何をやるというのを、行政と民間が話し合っ決めてというものは多分ないと思います。

予算についても、これで予算を出すという話ではなくて、民間ベースでやってくださいという話ですので、他のエリアについては民間が事務局になっているといったものでございます。

豊島区の場合、池袋の場合は、一旦行政が入りましたけれども、同じような仕組み、民間ベースでまちづくりをやる、それも豊島区のアート・カルチャー都市構想の実現に向けて、民間ベースで何が出来るかやっていくといったところが今後の主題となりますので、そういった体制が構築された際には、やはり民間事業者のほうで事務局をやるというのが普通ではないかなというふうに考えております。

○小林ひろみ委員　民間でやるべきことはやるということでは、しかしながら、一般の私たちは、都市計画というのは本来行政がこのまちについてはやはりこういうまちが必要だと、ある意味ね、住むということ、それから環境とか、あるいは、子育てするとか、それから、防災とか、必要な公園をどういうふうに配置するとか、この辺は商業地域にするとか、そういうことをやるのが都市計画決定であり、その考え方自体はやはり行政が持っていないきゃいけないイメージだと思うんですけども、そうすると、既にそれは持っているということなんですよね。

○活田再開発担当課長　　まず、この組織そのものは、都市計画を決めるという話ではございません。都市計画を決める際は、当然、行政、豊島区の都市計画手続のスキームに乗っていくものでございます。

何をやるか、都市計画の前段、民間のアイデアで何をやるか、アート・カルチャー都市構想の実現に向けて、どういう規制緩和、何を扱ってどういうふうにするかというのを、行政指導でいくと民間のアイデアがしぼむ場合もございます。とはいっても、コントロールできない部分というのは、もしかしたら出てくるかもしれません。その際には、コンソーシアムの協議会にも豊島区が入ることになると思いますので、そういったところできっちり指導していきたいというふうを考えております。

○本橋弘隆委員長　　ほかにございますか。
「なし」

○本橋弘隆委員長　　ないようですので、次の案件に移らせていただきます。



<PAGE="31">

○本橋弘隆委員長　　次に、造幣局地区のまちづくりについて、説明のために小野環境保全課長が出席しております。

それでは、理事者からそれぞれ説明がございました。

○野島都市計画課長　　それでは、造幣局地区まちづくりについてというペーパーをお取り上げいただけますでしょうか。

今回は三つございまして、まず私のほうから、1といたしまして、市街地A（文化交流ゾーン）の事業者公募についてということをお説明させていただきます。

その後、公園緑地課長のほうから造幣局地区防災公園整備の進め方を、そして、その後には、環境保全課長のほうから、土壌汚染対策についてということで御説明させていただきますと思います。

それでは、御説明させていただきます。

1として、これまでの経過の概要でございます。平成26年10月には、造幣局地区まちづくり計画を策定いたしました。そして、平成27年1月には、URに対しまして、造幣局地区において防災公園街区整備事業を実施することについての要請をいたしました。そして、平成27年4月には、区、造幣局、UR3者で、「造幣局地区におけるまちづくりに係る基本協定書」を締結いたしました。そして、平成27年4月、区とURにて、防災公園及び周辺市街地の整備を一体的に行うことを「造幣局地区防災公園街区整備事業に関する基本協定書」という形で締結いたしました。そして、平

成27年10月には、防災公園街区整備事業直接施工についての同意等の議決を頂戴しております。

続きまして、平成28年1月には、東池袋四丁目42番地区、つまりこの街区の地区計画を決定しております。そして、平成28年7月には、公園事業について事業計画、費用負担、施工方法に関する協定書となる「豊島区造幣局地区防災公園街区整備事業区域における都市公園に関する全体協定書」を締結いたしました。

2として、事業化に当たり、踏まえるまちづくりの計画等ということで、下の図の文化交流機能ゾーンとにぎわい機能ゾーンで構成される市街地整備区域と、防災公園区域で構成する造幣局地区のまちづくりを事業化するに当たりまして、踏まえるまちづくりの計画等の概要をお示しいたします。

1)といたしまして、平成27年3月に策定いたしました豊島区都市づくりビジョンでございます。こちらの記載につきましては、造幣局東京支局移転による大規模な土地利用展開にあわせまして、池袋副都心と木密地域に隣接する立地特性に配慮いたしまして、災害に強く、文化とにぎわいを創出する活力ある都市機能の誘導により市街地と防災公園を一体的に形成していくとしております。

そして、2)平成26年10月に策定いたしました造幣局地区まちづくり計画で、その中のまちづくりルールを抜粋しております。まず、土地利用の方針でございますけれども、災害に強く、文化とにぎわいを創出する活力ある市街地を形成していくとしております。防災公園整備のほうは約1.7ヘクタール、市街地整備のほうは約1.5ヘクタールということで、そのうちの文化交流機能は約3分の2ということで1ヘクタール、にぎわい機能は約3分の1ということで5,000平米ということでございます。

裏面をごらんいただけますでしょうか。

基盤整備の方針でございます。こちらのほうでは、歩行者空間と広場の整備、それから、市街地整備区域における空地等の整備について記載しております。それから、防災機能強化方針といたしましては、防災公園区域については、救援物資の搬入・集配拠点の形成、それから、ヘリポート設置等々でございます。それから、市街地整備区域については、帰宅困難者の受け入れ、帰宅困難者用物資の備蓄の機能確保、それから、連鎖型再開発事業等による木密地域解消のための住宅整備というのが記載されております。

3)平成28年1月に決定いたしました地区計画の概要です。土地の利用方針でございます。

①としまして、市街地整備地区でございますけれども、先ほど申しましたとおり、文化交流機能ゾーンを約3分の2、にぎわい機能ゾーンを約3分の1とし、それぞれ帰宅困難者の受け入れなど、災害時利用を加味した市街地の整備により、防災公園と一体となった防災機能の向上を図るとしております。

そして、黒ポチの二つ目、文化交流機能ゾーンでは、合理的かつ健全な土地の高度利用によりまして、池袋副都心のさらなる活性化とともに、地域との連携による地域活性化の促進に資する文化交流機能、つまり教育・研究機関を備えた市街地の形成を図る。

それから、にぎわい機能ゾーンでは、連鎖的な開発を見据えた合理的かつ健全な土地の高度利用により、池袋副都心から連続したにぎわい機能と木密地域の解消にも資する質の高い良好な環境を備えた住宅機能、生活支援機能からなる複合的な市街地の形成を図るとしております。

②の防災公園地区についても、記載のとおりの方針を決定しております。

それから、建築物等の整備の方針でございますけれども、こちらのほう、まず建築物の用途の制限を行っております。市街地整備地区における建築物の1階、2階部分を住宅系用途、事務所を禁止する制限をしております。それから、壁面の位置の制限ということで、道路境界や隣地境界から壁面の後退の寸法を決定しております。その他、壁面後退区間におけるその工作物の設置の制限だとか、建築物の形態または色彩、その他の意匠の制限だとか、垣またはさくの構造の制限なども加えております。

次のページをごらんください。3、4、5につきましては、別添の資料1、2、3にて御説明させていただきます。

ページをおめくりいただけますでしょうか。

まず、防災公園街区整備事業を御説明いたします。

左側、市街地整備のうち、文化交流機能部分は、事業者選定条件となるものは、①といたしまして、用途は大学、または外国大学の日本校でございまして、②として、防災拠点の形成、③として、文化とにぎわいによる池袋の新たな魅力を創出するもの、そして④として、環境に配慮したまちづくりなどを条件として、総合評価方式、いわゆる、プロポーザルを実施いたしまして、右側、防災公園整備については、民間提案によるべき内容として、①池袋の新たな拠点となるにぎわい形成方針、施設計画、②として、民間活力による効果的・効率的な管理運営、③として、公園の価値を高める設計、効率的な工事を提案させまして、コンソーシアム、そして真ん中の上、立地のポテンシャルと民間のノウハウと活力を最大限活用した民間提案を受けまして、両事業者を選定、それから、両方の計画の総合調整、そして整備をURによるトータルコーディネートを行いつつ進めていくわけでございます。そして、管理運営を行っていきまして、池袋の防災、にぎわい拠点を実現していくということでございます。

次のページをごらんください。次のページは、造幣局地区の事業スケジュールの(案)でございます。

一番上の行、現地状況等は、まず平成28年10月に造幣局が移転いたしました。そして、土壌汚染については、昨年度、詳細な汚染内容、範囲、対策方法を検討してございました。そして、今年度4月24日に、その検証結果について住民説明会を開催

いたしました。今後、土壌改良工事を行いまして、平成30年の秋から2年間の地下水モニタリングを行うわけでございます。

そして、一番下の行、市街地整備の文化交流機能は、平成29年6月下旬ぐらいから事業者の公募を始めまして、10月ぐらいに事業者を決定する予定となっております。

それを上の行、ことしの8月ぐらいから、公募を開始する防災公園整備の応募者に決定した文化交流機能の事業者の提案内容の周知を図りまして、両方の事業のにぎわいの連続性と回遊性を提案していただきまして、その上で公園事業者を来年の1月ぐらゐに決定する予定となっております。

防災公園については、その後に実施設計を行い、平成31年末を目途に工事を行う予定でございます。また、工事を行っている間に指定管理者の審査も行います。そして、平成32年度に公園の供用開始をする予定となっております。

また、文化交流機能のほうに戻っていただきまして、大学に許認可等の取得や防災公園との設計との調整をしながら、施設計画と設計を進めていきまして、地下水のモニタリングが終わる平成32年10月ぐらゐに土地を引き渡し、整備工事に入っただき、平成34年度の開設を目指す予定でございます。

次のページをごらんください。

文化交流機能（教育・研究機関）の誘導の条件についてでございます。こちらのほう、東池袋四丁目42番地区地区計画に即しまして、造幣局まちづくり計画を実現する公募条件を決定するものでございます。

公募条件の主な内容でございますけれども、用途は、大学または外国大学の日本校ということで、住宅の併設は不可というような条件にさせていただいております。

条件は主に三つ大きくございまして、まず左側、文化とにぎわいのほうにつきましては、地域に開かれた施設や交流を図る施設、例えば、カフェだとかレストラン、地域交流ステーション、図書室等でございますけれども、その設置。それから、防災公園でのイベント等の連携。それから、国際アート・カルチャー都市の構想に合致した文化拠点創造の取り組み。それから、周辺地区等の交流や地域活性化の促進などでございます。

続きまして、右のほう、防災拠点の形成については、区と帰宅困難者対策に関する協定を結んでもらうこと。それから、災害時の帰宅困難者を受け入れてもらうこと。それから、100平米以上の備蓄倉庫の設置、それから、物資を保管してもらうこと。それから、停電時の自主電源を確保してもらうことでございます。

環境については、低炭素と快適性・防災性を両立させること。それから、法律に基づく廃棄物を適正に処理すること。それから、「豊島区みどりの条例」に基づく緑化を行うことでございます。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。

<PAGE="33">

○小堤公園緑地課長 私の方から、造幣局地区の防災公園整備の進め方について、御説明をさせていただきます。先ほどの説明と少し重なるところがあるかもしれませんが、御了承ください。

第1回の定例会のときに、防災公園の事業者選定のための審査委員会の設置をさせていただきました。今回は改めまして、審査委員会の審査をしていただきます事業コンソーシアムについての御説明をさせていただきます。

資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

1番、事業コンソーシアムについてでございます。読ませていただきます。

豊島区と独立行政法人都市機構は、造幣局地区防災公園の整備にあたりまして、池袋のさらなる魅力とにぎわいを拡大させる新たなパブリックスペースの創出を目指しています。

そのため本事業では、整備の設計及び施工の段階から、目指す将来像にふさわしい管理運営のあり方を反映させる、設計、施工、管理運営の一体型、事業コンソーシアムを実施いたします。なお、事業コンソーシアムにつきましては、豊島区と機構が共同で行う公募型プロポーザル方式によってとり行います。

コンソーシアムとは、二つの企業体、個人からなる団体ということで、連合体、組合といった意味があります。今回は、設計と施工と将来管理の三つの業種からなる連合体でございます。

整備後の公園の運営を、実際に将来管理するであろう事業者の方から、防災機能の強化であったり、にぎわいの創出といったものにつながる魅力的な民間の企画、提案を受けることとなります。

通常ですと、設計、施工、また管理運営と、別々に発注して作業を行うというふうなことになりますけれども、そうしますと、どうしても事業が一連につながらず、思い切った提案などが出にくいといったことがあります。コンソーシアムでは将来の運営までを具体的に踏まえた中での設計、施工になりますので、設計で終わり、施工で終わりというものではなくて、整備後の5年後、10年後まで含めた一連の事業といったものになります。

また、さらに、事業者からの企画、提案を造園であったり、建築であったりと、各分野の専門の学識経験者の方、多数の大学の先生の方に審査していただきますので、より魅力的で実現性のある公園がつくられるというふうに考えてございます。

2番目、事業スキーム、概念図でございます。

こちらの絵は、例えば、設計会社がa社、工事会社がb社、管理運営会社がc社というのが第I事業者といたしますと、同じようにd、e、fの集まりを第II事業者、g、h、iが第III事業者といった絵でございまして、異なる三つの業務を一つのチームとしてエントリーをしていただくというふうなものになります。

これを事業コンソーシアムの審査委員会のほうで審査をしていただきまして、事業者を決めるといったものになります。

仮に、この第Ⅰ事業者になりますと、これで決まりますと、第Ⅰ事業者の中のc社が指定管理者の候補者というふうなことになります。

開園前の平成31年度になりましたら、公園の整備内容が固まりますので、c社のほうから事業計画であったり、収支計画であったりといったものを提出していただきまして、この内容をこちらの図の下のところ、指定管理者の審査委員会のほうで改めて審査をしていただくということになります。その結果を議会のほうにお諮りして、承認していただいた時点で、c社が正式に指定管理者に決まるというふうなことでございますので、今回の時点では、まだc社に関しては指定管理者の候補者というふうな立場でございます。

3番の事業スケジュールでございます。先ほども説明にありましたけれども、先ほどの資料をもう一度見ていただけますでしょうか。造幣局地区の事業スケジュール（案）という資料2のほうなんですけれども、市街地Aゾーンの資料のほうでございます。

こちらのほうの緑で書いているところが、防災公園の整備のスケジュールでございます。先ほど説明にありましたけれども、現在、事業コンソーシアムの公募の準備を行っているところでございます。今月に第1回の審査委員会を開催する予定でございます。7月に第2回の審査委員会を開きまして、8月から公募をするというふうなことでございます。12月にはヒアリング等を行いまして、審査をいたしまして、年明けの1月に事業者が決まるというふうな予定でございます。

先ほども説明がありましたけれども、30年には実施設計をやって、30年の後半から実際に工事のほうに入っていきます。31年末を完成というスケジュールで現在進めてございます。

先ほどもありましたけれども、指定管理者のほうの審査委員会については、31年度のときに改めて審査をしていただくというふうなスケジュールでございます。

私の説明は以上です。

<PAGE="34">

○小野環境保全課長　それでは、私のほうから土壤汚染対策について御報告いたします。

造幣局が土壤汚染調査を行いました、その結果と今後の対策、それから4月24日に造幣局による住民説明会がありましたので、その様子もあわせて御報告いたします。資料は3でございます。

まず、概要ですけれども、独立行政法人造幣局、こちらは昭和14年から平成28年の9月まで、貨幣や勲章等の製造及び貴金属製品の品位証明等を行っていましたが、造幣局の廃止に伴いまして土壤調査を実施いたしました。

調査の結果、セレンを中心とした重金属類の土壤汚染が確認されましたので、法令に基づき、汚染された土壤を掘削除去いたしまして、土壤汚染対策を造幣局が実施するものでございます。

経緯につきましては記載のとおりでございますけれども、平成24年移転に向けた造幣局の自主的な土壤汚染調査を実施しております。平成28年9月に操業を終了しております。この表では10月から解体工事着工と書いてありますが、実際には11月からでございます。済みません、こちらのほうを訂正のほうをお願いしたいと思います。11月から建物の解体工事始まっております、同じく11月から本年1月まで土壤汚染調査を実施いたしました。その結果を踏まえ、4月24日に住民説明会を実施しております。

1枚おめくりください。少し丁寧に土壤汚染対策法令について御説明をいたします。

土壤汚染に関する法令といたしましては、法律であります土壤汚染対策法と、それから、東京都の環境確保条例がございます。この法令の目的といたしましては二つございまして、一つは、適時適切な土壤汚染状況の把握ということで、さまざまな工場がありますけれども、その工場が廃止したとき、あるいは、少し大きな土地の変更を伴うとき、3,000平米以上の土地の形質変更時には、土壤汚染の調査が義務づけられておまして、今回、造幣局ですけれども、工場の廃止、それから、大規模な土地の改変ということで、両方の条件が適合されております。

それから、二つ目といたしまして、土壤汚染による人への健康被害の防止がございます。有害物質の体内に入る経路は大きく二つございます。真ん中にわかりやすい図を示しておりますので、ごらんください。

一つ目が汚染された土壤から、口から直接入る場合です。小さいお子さんが誤って、土を食べるとか、そういうようなこともあります。それから、二つ目ですけれども、汚染物質が水に溶け出して地下水経由での摂取でございます。しかしながら、いずれも、赤線のところでございますけれども、摂取経路を遮断することで健康影響を防止することが可能でございます。

また、法令では摂取基準値が定められております。下のぼつ点二つございますけれども、直接摂取、口から入る場合ですね、土壤含有量基準というのがございます。土壤汚染が存在する土地に70年間居住し、毎日100ミリグラムの土壤を口にしながらも健康に影響を及ぼさない基準。

それから、水の場合、地下水経由の摂取の場合ですけれども、土壤溶出量基準として、70年間毎日2リットルの地下水を飲み続けても健康に影響を及ぼさない基準というのがございます。26の物質を特定有害物質として、それぞれ基準値を設けております。逆に言いますと、その基準より高い場合が土壤汚染という状況になるわけでございます。

続きまして、3ページでございます。土壤汚染調査の結果でございます。調査内容

でございますけれども、まず第1に、土地の使用履歴を調査いたしまして、過去にどのような有害物質を使っていたかを把握いたします。建物がどういう建物、それから、どういう作業をしていたかというようなことを、どんな薬品を使っていたかというようなことも把握するわけです。

それから、2といたしまして、概況調査として、10メートルごとに敷地を区切りまして、各敷地の表層部分の汚染状況を調査いたします。そこで汚染が見つかりますと、今度は詳細調査のほうに移っていきまして、どれぐらいの深さまでその汚染が進んでいるかというボーリング調査をするわけでございます。

そこに図がございますけれども、機械を使って、ずっと地中深くパイプを刺して、右側の写真ですけれども、これは1メートルの長さになっております。ちょうどここ5本ありますので、これで5メートル分の土地、土壌を採取してサンプリングをするというような写真でございます。

その結果でございますけれども、5ページ、6ページ目に図面をつけております。

1枚目、5ページ目ですけれども、こちらが汚染土壌のほうです。その物質と、それから、深さが記載されております。

6ページの図面のほうは、地下水の形質状況を示している図面でございます。

位置関係ですけれども、上のほうが総合体育場と、それから、朋有小学校がございます。左側にサンシャイン、右側に少し段になっている都電があるほうでございます。そういう位置関係でございます。図面からもわかりますとおり、敷地のサンシャイン側、北西側中心に土壌汚染、それから、地下水汚染が確認されております。以前こちら辺に精錬工場があったというふうに言われております。

それから、ここ290の区域に分かれております。10メートル掛ける10メートルの区域ですけれども。土壌汚染については60区画、約20%、それから、地下水汚染は28区画、約10%の部分が汚染されているということでございます。基準を超えている有害物質は、この黄色い物質ですけれども、セレンという重金属でございます。深いところだと9.5メートルまで汚染が進んでおります。

それから、特徴として、ベンゼンなどの揮発性の化合物は検出されなかったということでございます。

3ページ目にお戻りいただきたいと思っております。表でその結果をまとめております。

表の見方でございますけれども、七つの物質が検出されております。その隣、溶出量と書いてありますけれども、これは採取した泥を水、あるいは、試液で攪拌いたしまして、どれだけこの物質が入っているかということを出したものでございます。基準値がそれぞれありまして、それを超えているということ。それから、区画を記載しておりますけれども、これは一番汚染が大きい代表的な区画を記載させていただいております。それから、隣の含有量、これは土壌を直接口から摂取したとき、基準を超えたものということで水銀と鉛が検出されております。それから、地下水ですけれど

も、地下水は二つの物質が検出されておりました、セレンと、それから、ほう素という物質になっております。それから、その隣ですけれども、その物質が一番深いところでどこまでだったかという表になっておりました、セレンという物質が9.5メートルの深いところまで入っております。

それから、最後の右側ですけれども、その物質がどのぐらいの区画に入っていたかという、超過の区画数でございます。セレンが34区画、それから、鉛が27区画という二つの物質が多く検出されております。

それから、4ページでございますけれども、今回検出された有害物質、どのような毒性を持っているのかということと、造幣局でどのような用途で使用されていたかという、使用履歴を表にしておりますので、こちらのほうは後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、7ページにお進みください。こちらが土壤汚染の対策の内容でございます。

土壤汚染が確認されました区画では、基準を超えない深さまで土壌をどんどん掘っていきまして、その掘った汚染された土壌を場外に搬出いたします。その後、きれいな清浄土で埋め戻しをするという工法をとるわけでございます。

それから、地下水も一部汚染がありましたけれども、それについては地下水のたまっているところまでパイプをおろしまして、その汚染水をくみ上げるということで土壤汚染のほうを浄化してまいりたいというふうに考えます。

それから、水銀につきましては常温で気化する金属でございますので、揮散を防止するために仮設のテントを張って囲いの中で作業を行います。また、場外に土壌を搬出する場合は、密閉型のコンテナに搭載して搬出する予定です。

なお、その他の土壌につきましては、コンテナまでは用意はしませんけれども、養生シートをかけて汚染土壌が揮散しないような対策をとるということでございます。

それから、地下水につきましては、対策後、基準以下であることを2年間モニタリングする予定になっております。

続きまして、8ページでございます。

今後のスケジュールということでございまして、重なるところもございまして、現在、解体工事のほうは南宿舎の解体のほうを実施しております。こちらはすっぽりとシートで覆われております外壁に、アスベストが含まれているということでございますので、しっかり密閉したところで解体作業を行って、これを8月の前半、頭ぐらいまでやるというふうに聞いております。

また、土壤汚染対策工事につきましては、6月から入っていくということで、このスケジュールだと、来年の9月ぐらいまでかかるのではないかとということでございます。

その後、残っている舗装部分、こちらは汚染がないところでございますけれども、

東門のあたりですけれども、こちらの舗装をはがしまして、土壌調査というのは、これは最後に地下水が基準以下になっているのを確認いたしました後に、2年間のモニタリングに進んでいくというところでございます。

それから、一番心配な周辺住民への健康被害です。健康影響はどうかということでございますけれども、現在のところ、対策をすれば、土壌も地下水もリスクはなくなりますので、健康被害というのはなくなるであろうということですが、現在やられている工事、それから、今までの工事も含めて、健康被害について御説明したいと思います。

これまではアスファルト、コンクリートで被覆されておりまして、健康被害のほうはないだろうと考えております。また、工事中は、敷地の周囲3メートルから5メートルの仮囲いをするということ、それから、散水の徹底によりまして汚染土壌の飛散を防止すること。

それから、アスファルト、コンクリートの被覆をはがしたところは、実際、今現在そういう状況になっているんですけれども、随時ブルーシートで覆い飛散を防止するというところでございました。

また、地下水の摂取リスクでございますけれども、地下水なんですけれども、非常に動きがゆっくりであろうと。これは地形からいって非常に高低差が少ないということ。

それから、6ページの図で言いますと、水の流れはこのA地点、起点という方向から対角線側に水の流れが進んでいるという、地形上もそうなんですけれども、そういう状況がございますので、汚染水が敷地外へ広がっていないということと、それから、仮に敷地外の地下水を飲用していたとしても有害物質摂取のおそれはないと考えております。

続きまして、最後、9ページでございます。

住民説明会の様子でございます。

4月24日、19時から2時間、あうるすぽっとで開催をしております、73名の方が参加されております。造幣局による土壌汚染状況と今後の対策の説明を45分間いたしました、その後、質疑応答が1時間15分あったということでございます。

主な質疑内容、土壌汚染に関する質問がございましたけれども、解体工事における振動・粉じんに関する質問も多く出されておりました。

周辺住民の御意見を受けて、施工業者に対し、区として対応を指導し、次のような回答を得ております。振動対策につきましては、最も振動が大きいコンクリートガラと土をふるい分ける作業があるんですけれども、それは敷地の中央で行うということ。それから、敷地の南側と東側のエリアでは、日曜日はお休みなんですけれども、土曜日の重機作業は行わないということ。

それから、粉じん対策については、今は人力で放水をして、飛散しないように土を

湿らせているところなんですけれども、あれだけの広い土地でございますので、スプリンクラーを何台か設置して、土ぼこりの飛散を防止するというのを聞いております。また、シート養生の徹底、それから、毎日の粉じんの測定と大気モニタリングを実施して、敷地外へ有害物質が出ていないことを確認するというようなことをやるということで確認をしております。

なお、このほかに東門のところに騒音計と振動計が設置されておまして、住民の方に騒音、振動の周知がなされております。

少々長くなりましたが、私の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

<PAGE="38">

○本橋弘隆委員長　それぞれ説明が終わりました。御質疑がありましたら、どうぞ。

○ふるぼう知生委員　近隣でございますので、若干確認も含めて御質問させていただきます。

まず、1番目の資料の2ページ目になりますか、土地利用の方針（抜粋）ということで、①市街地整備地区のにぎわい機能ゾーンでは、この連鎖的な開発を見据えた「合理的かつ健全な土地の高度利用により」というふうに書いてございます。イメージもできないことではないんですが、ちょっとこの辺のところの意味を確認させていただきたいと思います。

○野島都市計画課長　こちらののにぎわい機能ゾーンでございますけれども、のにぎわいゾーンにつきましては、造幣局の南地区、木密地域でございますけれども、そちらの街区と連鎖的な整備を行っていくと。

要は、まずその造幣局南地区の西エリアになりますけれども、そちらのほうの方々がその再開発をするということになれば、そちらの造幣局のにぎわいゾーンに共同化のビルを建てまして、そちらに移っていただいて、それで残った敷地に、また今度はURが再開発ビルをつくるみたいなイメージで、街区再編型のまちづくりを行っていくというところでございます。

○ふるぼう知生委員　先般、その造幣局南地区のことに関しましては御説明いただきましたので、そういうことかなと確認をさせていただきました。

次に、その生活支援機能からなる複合的な市街地の形成を図ると、この生活支援機能というのを具体的にちょっと御説明ください。

○野島都市計画課長　生活支援機能でございますけれども、例えば保育園とか、そういったようなものを想定しているところでございます。

○ふるぼう知生委員　それで、その資料の資料1というふうなことになりますけれども、今回、市街地整備というふうなことで、プロポーザル方式で事業者を選定していこうというふうなことで、この主な事業者選定条件の①の用途に、大学または外国大学の日本校というふうにして、今までの教育・研究機関という表現から、ちょっと一歩踏み込んだというふうに認識しているんですけれども、これについてはどういうふうなことなんでしょうか。

○野島都市計画課長　当時は教育・研究機関という言い方をしていたのですが、その中で近年、豊島区では、国際アート・カルチャー都市構想という構想がございまして、その実現を目指す区といたしましては、多種多様な文化的な背景を持つ人々の学術的な交流と将来にわたる国内外の人的交流によりまして、池袋副都心のさらなる活性化に資する、そういったような大学を誘致したいというようなことで、このような公募条件になったものでございます。

○ふるぼう知生委員　今、課長が読まれたのは、この造幣局地区まちづくり計画のまちづくりのルールというふうなところに書いてあるということでございます。ですから、もともとがこういうふうな方針の中で、というふうなところとあわせてみますと、なるほどなと納得しないでもないんですけれども、ただ、大学または外国大学日本校を用途にするというふうなことなんですけど、大学誘致というふうなことで考えたときに、本区におきましては帝京平成大学ですか、そういった実績もあるというふうな中で、その大学誘致というふうなことに関する経済効果といいますか、そういったことについて、どのように今は検証しておられるのかというのを、まずちょっとお聞かせください。

○野島都市計画課長　研究機関でなく大学ということになりますと、たくさんの学生がそこに通ってくるわけでございます。当然、これまでこちらの造幣局の敷地と、それから、サンシャインの敷地、その間が副都心のエリアになるわけですが、それを連続性をもって、にぎわいを創出していくというようなことで、また、さらにそういった学生さんたちが、雑司が谷だったり、大塚だったり、そういったような文化のある地域に回遊性をもって、通ってもらうというようなことで、区全体的に活力が生まれるのではないかとというふうに考えているところでございます。

<PAGE="39">

○ふるぼう知生委員　そうですね、この大学の誘致というふうなことにに関して、やはり、私は先ほど経済効果というふうなお話もさせていただきましたけれども、具体的にどれぐらいその効果があるのかというようなところも検証というのは必要なかなと思っております。

個人的には別に効果はなかったというふうには申し上げません。地域に対する貢献度の高さ、そして、また、さまざまな形で消費をしているでしょうから、そこから効果はあるかと思っておりますけれども、そういう意味におきましては、この市街地整備におきます、今回のこの用途の設定というものは、一定の理解はいたしますけれども、ただ、私は今までも旧庁舎跡地の開発であったり、そして、この造幣局跡地の市街地整備というふうなこの2大プロジェクト、これが本当に豊島区の将来というものを担う大きなプロジェクトであるというふうに認識しておりましたので、旧庁舎跡地のまちづくりということに関しましては、これは非常に、H a r e z a 池袋とこういうふうな名前も決まりまして、華やかな、そして、にぎやかなにぎわいを創出できるのかなというふうなイメージを非常に与えてくれることになっていると思っておりますが、どちらのこの計画、もちろん、教育・研究機関というふうに当初から銘を打っているわけですが、何かちょっと華がないといえますか、将来の夢というものがちょっと足りないのではないかなというふうな感じがしております。

今さら言われてもというところはあるかもしれませんが、私は常々そういうふうに思っております、区がこの教育・研究機関というふうなところで、どういうふうな打ち出しをしていくのかなというところを非常に興味を持っておりまして、例えば、今さらどうしようもないかもしれませんが、ちょっと、たわ言と思うかもしれませんが聞いていただきたいんですが、この主な事業者選定条件の中で、防火拠点の形成というのが②にあります。そして、③の文化とにぎわいによる池袋の新たな魅力創出というふうなところもありますけれども、私は何をイメージしているかという、今後、そのインバウンド政策とか、国際アート・カルチャー都市構想とか、この将来、今もそうですけれども、豊島区、あるいは日本に来られる外国のお客様を、こちらのほうに引っ張ってくる、そういう大きな要素というのが必要なのかなと、こんなふうに思っています。やはり、いろいろなマスコミ等々の報道、また新聞記事等々も見る中で、外国のお客様というのは、また日本人もそうなんでしょうけれども、本当に日本的な和といえますか、そういったものをイメージしたところに憧れて、日本に来るのかなと、こんなふうに思っています。

もちろん、アニメとか、そういった文化を豊島区は積極的に発信しておられますけれども、私はこういう屋外というよりも室内になるわけですが、例えば、武道とか、華道とか、茶道とか、武道と言えばいろいろとあるでしょうけれども、剣道、柔道、空手道、弓道とか、何かいろいろとあります。そういったところの総合的な日本を代表する伝統文化、そういったものが複合された、そんな施設ができ上がればいいなんていうことを個人的に考えておりました。

それが教育というふうな部分にもつながると思いますし、さらには、例えば武道場であるならば、会場は床だったり、あるいは畳だったりとするわけですから、災害があったときに、そちらを避難所に使うというふうなことも可能であろうというふうな

こと。そして、先ほど申し上げましたとおり、日本に来られる外国の方々もこの日本の魅力を感じて、そこにこのオリンピック・パラリンピックというものが終わった以降にも、私は来ていただけるような、そんな施設ができたらいいななんていうふうに思っていて、この場所は千載一遇のチャンスだなと思っておりました。

ここまで、具体的に決まってくると、なかなか難しいのではという思いもいたしますが、そういう幅広い選択肢というのはなかったんでしょうか。

<PAGE="40">

○野島都市計画課長 実は、平成28年の1月に策定いたしました地区計画を定める際に、そこで規定をしてあるわけでございます。それどういうふうにやって規定したかという、当然、その今、委員おっしゃられたように、区といたしましても、さまざま商業、業務、事業者のほうからヒアリングを行いまして、どれがいいのか、そして、区のにぎわいを発展させるには何がいいのか、そういうものをさまざまなものから検討しまして、今の大学というものを設定したわけでございます。

大学では、4年間か何年間かわかりませんが通っていただきまして、豊島区の魅力を十分感じていただきまして、それをさまざまなところに発信してもらって、さらに、人が集う豊島区をつくり上げていきたいというような形で思っているところでございます。

○高野区長 先ほど、高等教育、大学を誘致することになって、どれだけの経済効果があるのかというような御質問でありますけれども、帝京平成大学がこの時習小学校の跡地誘致にときに、いろいろ理事長である沖永荘一さん等と、これからの大学のあり方を含めて、地域にどう大学が貢献するかというようなお話を十分させていただきました。

そのときにおっしゃったことは、学生1人が1年間使うお金は100万円だと、授業料を含めてでしょうけれども。そして、私たちはこの池袋に地の利のいいところに帝京平成大学を持っていきますけれども、その当時は学生が約5,000人ということをおっしゃっておりました。現在は中野の分校ができたということで3,500人ということでもありますけれども、その5,000人のときには、必ず1年間に100万円、50億円の経済効果があると。ただし、これ全部、池袋に落ちるわけではありませんよと、やはりいろいろな形の中で、まちが魅力があれば、いろいろな形の中で50億円という形は効果があると思えますけれども、その学生は新宿へ行くか、渋谷へ行くかはわかりませんが、そういう魅力あるまちをあわせて帝京平成大学がある限りは、豊島区としては魅力あるまちをつくってもらいたいと。それだけ経済効果がありますよというようなお話が今お聞きしている中で、たしか当初の誘致のときに強く言われたことを思い出して、実際上はその経済効果というのが、今現在の中では統計としておりませんが、やはり、これもどれぐらい学生が来ることによっ

て、まちの活性化と経済効果、これはやはり検証していかなきゃいけないなということ を改めて強く感じたわけでありまして。

今回このような形の中で、高等教育の誘致ということ を、いろいろな形の中から分析した中で選定した形の中では、やはり、これから少子化がどんどん進んでいきます。学生の奪い合いというような形にもなってくるだろうし、また、さまざまな特色ある学校によって、その選択も非常に絞られてくるというような形でありますけれども、これからは、より外国からの留学生が、これがやはり大きな今後の高等教育のかなめになってくるだろう。

例えば、今、立教大学池袋校は1万6,000人おります。残念ながら留学生は800人だそうです。立教大学としては何としても2,000人留学生が欲しいんだ。あわせて外国の教授も、3割は外国の教授を採用したいというようなことを、先日、これは非公式でありますけれども、総長と懇談の場でそんなお話も聞いたわけでありまして、できればこれから大変、大学もまさに競争の時代の中にあって、その背景は、やはり日本人の学生だけではなくて、やはり外国から全体、世界から優秀な人を東京に呼び込んでいって、そこで学び、そして、それが世界に羽ばたいていく、あるいは、そのまま日本の大きな労働力、知能になっていくというような、そういう時代がもう目前に来ているという形の中で、単なる私は今回のあそこの場所は、私たちが目指している国際アート・カルチャー都市構想の中で、そういう役割を担えるような、そういう大学等々、高等教育はぜひ誘致したいなというような形で、ここにあるように大学または外国大学の日本校というような形の文字も入れさせていただいたということは、今の現在の大学を例えば研究室をこちらに持ってくるとか、手狭になったんで部分的になっていく形ではなくて、やはりこの池袋という拠点を、まさに高等教育の拠点になるような、世界に誇れるような、大変望みは高いんですけれども、そういうふうな形のもの をやはり誘致することによって、私はまさに国際アート・カルチャー都市への豊島区の大きな、大きな特色になると思っております。

また、先ほどお話ししたように、学生さんが来れば、地域のいろいろな面での活性化にもつながってくるというような形の中で、いろいろどういう形でここを活用するかという形の中では、いろいろ検討した結果、こういう方向性を持って、果たして、こういうところがあるかどうかわかりませんが、こういう目標を持って、やはりまちづくりを進めていくべきではないかなというような形の今回の計画であります。

<PAGE="41">

○ふるぼう知生委員 お気持ちはよくわかります。今までの流れも大変理解できる ところではございます。

帝京平成大学の効果というふうなことを否定するつもりは全くございません。これは地元にも大変に貢献していただいているし、それから、池袋、豊島区にもお金を一定

部分は落としていただいていることでしょう。そういう効果は認めさせていただきませうけれども、また、今回のこの国際アート・カルチャー都市という本区の政策的な流れの中でのこういう判断というのは、一定程度は認めます。

ただ、今回は難しいということであるならば、次回、これほどの大きな場所が出てくるかどうかはわかりませんが、体育協会の方々の各団体においても、いろいろと願っていることでもあります。そして、また私はそういう団体の方々のためというよりも、やはり外国の方々が日本に来られる目的、日本らしさというものを求めてこられる。そういった日本文化というものをしっかりとお知らせをする、そういう場所がこの豊島区にあるということが、オリンピック・パラリンピックが過ぎてもお客様が来られる、そういう拠点になるのではないかと、こんな思いで、ぜひ、ちょっと大きなことをぶち上げましたけれども、頭の片隅にでも置いていただいて、ぜひ御検討をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○森とおる委員　私は、かねてよりこの造幣局地区の土地の活用については、市街地整備区域においても、全面的に防災公園にすべきだという主張を繰り返し述べてまいりました。ただ、今回は資料にありますように、この市街地整備区域の中のにぎわい機能、先ほども質疑がありましたけれども、ここについて質問をさせていただきたいと思います。

この資料1の4ページのところにスケジュールというのがあって、防災公園と文化交流機能についてはスケジュールに記載がありますが、このにぎわい機能については記載がありません。この点についてまずお聞かせいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○宮川地域まちづくり課長　5,000平米の部分につきましては、先ほどもお話に出ましたけれども、造幣局南地区の進展にあわせて、今後スケジュールを組み立てていくことになってございますので、そちらのまちづくりがどの程度進むかによって、スケジュールは変わってまいります。

○森とおる委員　そこで造幣局南地区のまちづくり構想というのが確かにあります。この間、説明もいただきました。私も何回か、オブザーバーとして協議会に出席をさせていただいて、その内容も聞かせていただいているんですけども、まずスケジュールにおいて、例えば、ここの庁舎が入っている再開発ビルのaゾーン、ここは6割方、豊島区が土地を持っております。それから、先ほど説明のありましたお隣のcゾーン、ここも面積の割には地権者の方が少ない。ただ、そういった中で長い年月を経て計画の結果、よしあしは別としても、長い期間を経て、そういう計画は進め

られていたと思うんですけれども、この造幣局南地区まちづくりについては、どうも期間が短い中で急ぎ過ぎているという印象を私は持っております。その点について、豊島区としてはどのように考えているのか、お答えいただきたいと思います。

<PAGE="42">

○宮川地域まちづくり課長 5,000平米のところをこの造幣局南地区のところと一緒に使おうとしましたのは、このまちづくり計画、平成26年の10月に造幣局地区のまちづくり計画をつくった際に、もう既にそういう考え方を示しております。

それをもとに、この造幣局南地区を何とかしていこうということで、地元の皆さんとずっと話し合いを続けてきたものでございます。平成24年の4月から地元の皆さんと懇談会を始めまして、先月御報告申し上げましたけれども、懇談会から始まって、協議会を通じまして、今の平成29年の11回の協議会まで行ってきたものでございます。時間をかけてやっているつもりではございますけれども、人によって短いと思われるかもしれません。ただ、地元の方々の意向調査もやっておりますし、皆さんの御意見を十分お聞きしながら進めてまいっておるつもりでございます。

また、市街地再開発にもうすぐに移行するわけではございませんし、先ほど御報告申し上げましたように、今年度いっぱいかけて、その方向性をさらに吟味していこうということになってございますので、さらに皆さんの御意向を確認しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○森とおる委員 先ほども申し上げたように、このaゾーンにおいても、cゾーンにおいても、それから、かつて東池袋四丁目再開発の第1地区、第2地区、ここにおいても、最終的には土地がまとまった形で計画が進められてきたと思っておりますが、この南地区においては、やれ西エリア、東エリアだの計画が分かれてしまっているじゃないですか。やはり進めるに当たっては、この全ての土地が同じような方向性に行くんだという、それがあって初めて計画が進んでいくんだと思うんですけれども、ちょっとやはり急ぎ過ぎていて、こういうふうに西と東に分けなければ計画が進まないというような、そういう形で進んでいるということについて、私は大変、違和感を持っています。やはり、これは期間が短過ぎる、余りにも急ぎ過ぎている、そこがこういう結果にあらわれているんだらうと思うんですけれども。

私が、やはりここで、どこで立ちどまって見直すかといったら、もう今しかないと思うんですよ。やはり、こういうやり方というのは、ほかを見渡してみても、やはり特殊、違和感を生じている。そういったところであって、私はやはり一旦立ちどまって、全てのここに住んでいる方々が合意を得た上でやるべきだと思います。その点について改めて伺いますけれども、いかがでしょうか。

○宮川地域まちづくり課長 その期間を今年度いっぱい設けておりまして、西エリ

アのなるべく再開発に進みたいとおっしゃっている方々は、今はさらに一歩進んだ議論をしないと、もうこの先ずっと進まないだろうということになってございまして、勉強会のような形で始めようと思っております。その途中において東側の方々にも呼びかけまして、なるべく全体が一緒になるように努力はしてまいりたいつもりでございませう。

○森とおる委員　西エリア、東エリア、ここから近いんで、私も結構入ってみることがあります。やはり、かなり年数のたった建設物もありますが、もう新しい一戸建てであるとか、それから、東池袋四丁目再開発で立ち退きにあつて、ここで新たに生活再建されたり、御商売されたりという人もいて、西エリアにおいても、やはりこういう集合住宅に住むのは嫌だ、今のままがいいという方が非常に多いんですよ。西エリアはもう意見がまとまったからといって、東エリアは後からついてくればよいという形で、そういうふうに強行的に進めているというのは、私はやはりおかしいと思ひます。

それがあるのは、やはりこの造幣局の土地の中にあるにぎわいの、この場所があるから、強引に進めているとしか思えないんですね。私は、やはりその計画をおくらせるとしても、やはりこの地域の皆さん全体が合意の方向に向かうまでは、やはり待つべきだと思います。いかがでしょうか。

○奥島都市整備部長　先ほどの質問にも戻りますけれども、造幣局のまちづくりを検討し始めたのが平成19年からになります。その間、独立行政法人の見直し等があつて、造幣局の役割というのがどんどん変わってきたというのもございます。

また、造幣局南地区の皆様方との懇談を始めたのが、平成24年度からなんですね。
<PAGE="43">

○森とおる委員　さっきも聞きましたよ、それは。

○奥島都市整備部長　はい、わかつております。そんな中で今あるということは、その過程でも、区の懇談会から協議会へと発展しながら地域の合意形成を積み重ねてきた、これが今の姿であります。

平成29年度については、東エリアと西エリアの全体をまとめて考えていきたい。まちづくり構想素案を出した段階では、造幣局を取り込むということを地域と話し合つて、合意形成した上で、昨年3月ですか、まちづくり構想素案を出して、その中身について1年間ようやく考えてきて、西エリアについてはもう法定事業に行こうじゃないかという方々の意向が強かつた。東エリアについては、なかなか、そうでもない方がいらつしたので、もう1年じっくり考えてみようか。その先にある本年度末については、全体を考えて、どういうまちづくりの姿にするのかということ今年

度の目標にしておりますので、地域の皆様方の御意見を踏まえながら、しっかりと進めているというふうに認識をしております。

○森とおる委員　　しかしながら、西エリアで今言ったように合意形成をつくるのも難しいと私は思っていますけれども、そこでこの手法でやるんだ。しかし、東エリアがそこには乗らないとなったときに、この地域は二分するわけじゃないですか。そうなったときに、この地域の西エリアには超高層のビルが建つ、その横の東エリアはそれを毎日眺めながら、景観上の問題もあるし、風害もあるし、そういったものと対峙しながら生活していかなければならないという状況になる方向もあるというわけじゃないですか。それをおかしいと言っているんですよ。そうならないんですか。

○奥島都市整備部長　　今年度、皆様方とどういうお話し合いを進めるかということになります。まちづくり構想の中にも記載をされておりますように、東エリアについては、もともと補助81号線沿道のまちづくりがあった中で、南地区全体としてまちづくりを考えていこうという方向では、皆様方と一定の方向性を共有しているというふうに考えておりますので、今年度1年間、意向調査は昨年度もしっかりやってきましたが、さらにそれを重ねることで、全体としてのまちづくりの構想の方向性というものを見出ししていけるのかなというふうに考えております。

○森とおる委員　　先に進めたいと思いますけれども、造幣局跡地には、西エリアとして、一つ超高層の住宅が建つと先ほど説明がありました。そこを連動しながら、この南地区の木密の解消ということをおっしゃっていますけれども、そのビル一つを使ってやるということにはならないんですか。ここの南地区は今のよう到低層な住宅街で残して、そこだけのビルを使ってやるというわけにはいかないんですか。

○宮川地域まちづくり課長　　今おっしゃっているのは、5,000平米のほうにビルを建てて、そこに入りたい方だけを収容すればどうかというお話でございましょうか。

　　こちら木密地域の解消のためにも、建てかえが必要な地域となつてございます。その建てかえの一つの方策として、市街地再開発事業をやったらどうかという地域の皆さんの御意向に沿った形で、今はお話を進めているところでございます。

　　また、今後、どういった方向に進むかはちょっとわかりませんが、西エリアだけがもし進むのだとすれば、やはり5,000平米の方にビルを建てて、そちらに入りたい方は入っていただいて、あいたところを活用しながら、さらに西エリアをまた再開発ビルを建築するようにしむけていくといったことで、先ほども申し上げましたとおり、連鎖型のまちづくりということになってまいろうかと思っております。

○森とおる委員　もう既にアウルタワーとエアライズタワーがあって、ここの南地区は低層な住宅街ですよ。ただし、その間には一定程度、広い道路があるから、まだ我慢できるという部分があるかと思いますが。

この西エリアの方だけではなくて、ここに超高層のビルが建つということであれば、その近隣の方、東側の方のことも考えて計画を進めるというのが、私は区の役割、大きな務めだと思います。

際限なく東にどんどん、どんどんビルが建って、どこで区切りをつけるというんですか。先ほどの話ではありませんけれども、人口が減少する中で、どこまで住宅、超高層の集合住宅を建てようというのか。私はこのまちづくりの観点というのが、やはりおかしいと思います。

企業主体で新宿、渋谷が行ったんで、行政がそこに入ってやろうと言っていますけれども、その方向は同じじゃないですか、やろうとしていることは、ビルを建ててということ。

それから、土地があるから大学を誘致しようということも、ほかの自治体でもさんざんやっているけれども、少子化であるとか、大学も今は大変な競争の過渡期にあって、その誘致がなかなかままならないという話も聞いておりますけれども、その活用も同じじゃないですか。

結局、利益を得るのは、ゼネコンであるとか、ディベロッパーであるとか、そういった方向を向くのではなくて、この南地区、庁舎に一番近いような場所です。もっとここの住民の方々がどう考えているのか、豊島区民全体は、どういう豊島区の池袋のまちづくりを考えていってほしいというのか、そういった視点が全くないと思います。その点について、きちんとお答えをいただきたいと思います。

<PAGE="44">

○奥島都市整備部長　一つ御質問の中で、どこでも超高層を建てたらいいのではないということもおっしゃっていましたが、私どもとして、また、まちづくりの上位計画として、拠点というものが非常に今は重要になっております。池袋副都心であれば池袋副都心、各地域の鉄道駅周辺であれば鉄道駅周辺、こんな中で拠点性を高めるために、または、その拠点周辺で何をしていくか、機能集約をする職住近接の都心居住を持ってくるということもあります。

今の造幣局南地区、補助81号線の西側エリアになりますが、都市計画マスタープラン、私どもの呼んでいる都市づくりビジョンの中で、副都心連携エリアという上位計画での位置づけを整理しているところがございます。その中では高度利用も図るという方向性を持ち出しながら、まちづくりを展開しておりますので、どこでも超高層ビルを建てるということではなくて、そういった地域の皆様と話し合って都市計画素案はできておりますので、その中での位置づけを踏まえて、そういう開発行為を進め

ていくというものでございます。

○森とおる委員　　そういう上位計画、豊島区が立てている計画に翻弄されているというのが、まさにこの地域であり、豊島区民じゃないですか。木密解消、災害に強いまちづくりといたしますけれども、超高層ビルが震災に遭ったときに、また災害に遭ったときに、火災をそのビルが起こしたときに、どういう危険性があるのかということについては、専門家からも指摘があるところじゃないですか。

最後にお尋ねします。住宅がこれだけどんどんふえていくとなると、当然、子育て支援策であるとか、それから、何年もたっていけば、介護の費用というのも当然、豊島区は出していかなければなりません。

では、もうまとめますので。将来にわたっての、その介護の費用というのは、こういう計画を進めているのであれば、どういう手だてを現時点でとろうとしているのか、その点についてお答えください。

○城山政策経営部長　　今の議論を踏まえまして、将来のまちのそういう姿が出てきたときに、どういうふうに手当していくかという御質問だと思いますけれども、端的に申し上げて、新しい層の住民の方々がおいでになるということになれば、それなりのまた財政状況になろうかというふうに考えております。いろいろな負担もあろうかと思いますが、それは全区民で負担をしてまいりますし、必要な財政対応をしてみたいと、そのように考えておりますし、そのようにできると信じてございます。

○高野区長　　私も区長になってからもうかなり長い期間、ずっとまちづくり等々について、渾身の力を込めて将来の豊島区のあり方、これが私の仕事だと思って進めてきたわけでありまして、大変、森委員とは、まちづくりについてのお考え等々はもう全く相入れないというか、平行線でありまして、私は、まちというのは絶えず成長し、更新し、またどんどん変わっていく。もちろん人口も減っていくわけでありましてけれども、そういう中で、どういう形でどうまちづくりを進めていくかという形の中では、私はこの豊島区という、その中心である池袋を中心にしながら、豊島区全体も見ながら、やはりまちづくりというのは進めていかなきゃいけない、そういう中で、これからの高齢化へ向けての対応とか、そういうようなことも十分踏まえた上で、そして、空き家があるから、それを全て解消しながら、それで十分じゃないかというようなお考え等々、御指摘もでございますけれども、やはり、まちはどんどん変わっていく中で、本当に魅力あるまちを常につくっていかなくちゃいけない。これでまちづくりが終わりということはありませんので、将来に向けて、そういうことをきちんと布石を一つずつ打ちながら、また地域地域でそれぞれの特徴を生かし、先ほどお話ししたように、確かにまちづくりというのは、地元の方々の意見も十分お聞きしながら、100%そ

れにはお応えできないかもしれないけれども、そういう形の中で、まちづくりをどう変えていくかということが非常に大事ではないかな。

ちょっと余談になりますけれども、私はこの新庁舎をつくったときに、議会のほうから大変さまざまな御指摘をいただきました。このど真ん中にできたばかりの建って2年目のマンションが7階建てでありましたけれども、あのときに、私はやはり全体的なまちづくりをつくるには、これを一体化しない限りは、この地域の地の利、あるいは、さまざまなこの木密住宅の解消とか、そういう形の中では、ここに庁舎をつくるにはそれ以外ない、議会からもそういう御指摘をいただいて、あの7階建て、あるいは2年たったのを壊して再度つくるというのは、今までかつてない、むちゃくちゃと言えどもむちゃくちゃかもしれません。

当初、私がおのオーナーの方に行ったときは、玄関払い、二度も三度も遭いましたけれども、だけれども粘り強く、将来のこの池袋全体のまちづくりをしていくには、この開発が進められなければ、池袋全体のまちづくりというのはでき得ない。将来のことを考えて御理解をという、2年かかりましたけれども、その方の御理解をいただいて、このような一体的な庁舎ができたわけでありまして、それが例ではございませんけれども、将来にわたって、どういう形でどうなるかは、まだ、この庁舎をつくったから、これが全てベターであるかというのは、評価はまだわかりませんが、私たちが今できるまちづくりの中で、この庁舎が地域の方々とともにまちづくりをつくっていくという形の中では、私は地元の方々には御理解もいただいたのではないかな。

ちょっと例が合いませんけれども、いずれにいたしましても、まちづくりというのは、やはりおっしゃるように地域の方の意見も十分聞いて、さらに聞いて、それができなければ、それでおしまいではなくて、どうやったら次のまちづくりへ進められるかということ、御理解をいただきながらやはり一緒に考えていく。

おかげでその方はでき上がった後は、あのとき区長とはかなりやり合いましたけれども、結果的によかったねというようなことを言われたときに、まさに、それが全てではありませんけれども、そういう思いを込めながら、まちづくりというのは進めていくべきだ。

大変長くなりました。大変いろいろな御指摘十分に承りながら、そういうものを十分生かし、もちろん100%御意見が反映されるのは非常に至難のわざでありますけれども、それら、私は私なりのそういう形の中で、できる限り、本当にまちづくりをしてよかったというようなものにつなげていきたい、そんな思いをしております。

<PAGE="45">

○細川正博委員 私からは、文化交流機能の教育・研究機関のところについて、幾つか質問させていただきます。

先ほどの4番目の報告事項のところにもちょっとだけ絡むんですけれども、先ほど

の4番目の資料の5ページ目のところに、スタートアップ機能の強化というところで、国外の高度人材の誘引というところで、大学誘致等によるグローバル人材の育成という項目があります。ここと、この造幣局のまちづくりのところでいう教育・研究機関の誘導というのは、これは同じものを指しているんですか。それとも、また違うものなんですか。その辺をまずお答えいただけますか。

<PAGE="46">

○活田再開発担当課長 同じものを表現しております。

○細川正博委員 それであるならば、ちょっと先ほどの資料のほうになっちゃうんですけれども、この平成31年度のところに、大学誘致等によるグローバル人材の育成というのがあるんですけれども、こちらの造幣局のほうの資料で資料2を拝見いたしますと、平成34年の開設を目指すということで、かなり年数が食い違っているんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○活田再開発担当課長 こちらのスケジュールについてはURと調整しながらやっております。着工の時期だとか、そういったところを目安にしておりますので、必ずしもその竣工して生徒が集まるといったところでない、そこにちょっとずれがございます。

○細川正博委員 わかりました。いずれにしても同じものを指しているということで、確認できました。

次になんですけれども、この教育・研究機関というところ、今までも研究機関を念頭に置いていたようなお話だったのが、今回、大学または外国大学の日本校ということで一つ定められました。これは大変結構なことだと私自身は思っております。

なんです、例えば、全国知事会、昨年28年11月の全国知事会で決議がありまして、「東京一極集中是正のための緊急決議」というのがされていまして、この若者の東京一極集中是正のための緊急抜本対策というところの項目の中の一つ目に、大学の東京一極集中の是正という項目がありまして、「東京23区における大学学部の新增設を制限するとともに定員管理の徹底を図ること、あわせて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特段の財政措置を講ずること」というのが、全国知事会のこれは決議としてあることです。

さらに、まち・ひと・しごと創生担当大臣のもとで開催されています「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」というのがありまして、これはコマツの相談役の坂根正弘さんが座長となっている会ですけれども、こちらの会では、やはり「東京での新增設抑制の是非を検討する有識者会議」、これは大学についてですけれども、そういったものがありまして、やはり東京23区の中に、これは定員増をさせないと

というようなことが、こういった複数のところで議論として上がっています。

そうした中で、本区としてのこれについての見解ですとか、あと、そういった諸機関との調整ですとか、この辺どうなっているのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○宿本副区長　　今、御指摘の点は、主としてはその地方創生という観点から議論されているものと承知をしております。必ずしもその大学という側から、大学教育をどう考えるかということではなくて、地方創生という観点で、地方が人口流出がとまらないということに対して、大学をもう東京に持っていかないようにしようという話があるということは承知をしております。

地方創生の委員会の中で議論もされているということも承知をしておりますが、そもそも、まだ検討中の事柄でございます。それから、これはかなり強い規制になります。その大学の立地を認めないということですので、以前にバブルのときに、地価抑制という観点でこういった措置、一時期とられたことがございますが、基本的にはかなり厳しい規制になります。これから、恐らくその検討の結果が出たのち、もしやるとすれば、その法律的規制をすることになります。また、その議論も緒についたばかりというふうに聞いておりますので、現時点で豊島区としてこういったことについて、いいとか悪いとか、そういう判断はできないのかなというふうに思っております。

○細川正博委員　　まさに、国交省におられた副区長からの、法をつくっていたほうの方なので、そういった御見解なんだろうと思います。

大阪都構想のときも、結局は特別法で一つの自治体を縛るようなことをやると、住民投票まで必要になるという大きなハードルがあって、それがゆえに、特別法ではなくて一般法でやるようにして、大阪に限らない形で法を通したというような経緯もあったと記憶しております。そうすると、この東京都の23区だけ縛ろうとすると、恐らく、これは特別法みたいな形になると思いますので、そうすると、こういった大学の立地を認めないという特別法というのが、果たしてあり得るのかどうか、これは技術的にはもうかなり困難ではないかなと私自身も思います。

ただ、実際、この国の機関ですとか、知事会とか、そういったクラスのところでは、こういった話は地方創生の観点とはいえ、されている中で、本区のこの土地利用のところで、大学、外国大学の日本校、これを進めること自体は、私自身はやはりこういった人材を若者を招くことができる、こういった政策というのは、私自身は歓迎したいんですけども、もう実際にこういう方向で進めていった中で、国のそういった制度が障壁にならないとも限らないという中で、何かしら声を上げる必要はあるのではないかと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○高野区長　今回、この造幣局の跡地への高等教育、大学誘致というようなことについて、いろいろ多角的にいろいろな形の中で、この大学誘致、大学がいかに効果があるかというようなことについて、十分に内部でも検討したわけではありますが、今は23区の中でも、やはり大学をいかに持つかというのが一つの何か大きなまちのステータスになっておりますね。つい先日も、たしか墨田区が初めて大学誘致が決まったというようなニュースもございました。

また、かつてはバブル絶頂期のときも含めて、郊外へ大学が大量に行ったわけでありまして、結局、郊外に行っても、例えば八王子の例をとらせていただくと、八王子で大学ができたけれども、非常に学生さんが寮生活になるのか、ちょっと距離が遠いですから、あるいは大学、学業を学びながら、それだけでは生活できないから、どうしてもアルバイトというような形になると、例をとっては大変恐縮ですが、八王子の中では手軽にできるアルバイトというのはほとんどない。やはり東京に来ないと、そのアルバイト、学費を稼ぐというような環境にないというような形の中で、学生そのものが、学業が成り立たないというようなことも含めて、また東京へ戻ってくるというような、それは本当に一端の理由でありますけれども、それらを含めながら、結局は東京で大学をという形になっていく。

ただ、基本的に私は、この大学、高校まで地方で勉強して、優秀な方々はみんな東京へ来て大学へ行って、そして大学で学んで、そして、なかなか地方では仕事がないから、それに合った仕事、どうしても東京ですぐ就職をする。そして、就職をしている形の中で、結局、家庭を持つというような形になってくるということになりますと、高校まで地方でいても全部東京で、もう定年になるまでは結局東京でという形になる。これが、やはり日本を一極集中、東京が弊害をつくっているのではないかなと、そんな理論もあるわけでありまして、区長会等々でも、これは雑談になりますけれども、やはり東京じゃなければ、いい教育の中でなかなかでき得ないのではないのか。一番は、やはりその学んだ人たちが地方に帰ればいいんです。地方を活性化して地方でさまざまな企業、産業等々が活性化していくような、そういうリーダーとしてなっていくような形。

今は大正大学が、一生懸命にそういう地方創生研究所というような形の中で、必ず学んだ4年間が終わったら地方へ必ず戻るといったような形のそういうシステムを、今検討しているいろいろ進めているというお話も聞いておりますけれども、いずれにしろ、全てがやはり、東京へ東京へと中心になってしまうと、どんどん人口が少なくなっていく中では、これが逆に言えば、東京一極集中が日本の命取りに、将来なりかねないという、そういうことをおっしゃる学者もいらっしゃるわけではありますが。

いずれにしろ、大学を規制するというような、東京へということに対しては、私はその辺はもっと根本的なやはり解決というようなことを検討していかないと、ただ単にそういうような形で規制するというのは、決して、これは暴論だと私は思っております。

ますので、これらを含めて、またこれは23区区長会全体のやはり課題に私はつながっていく課題だと思っておりますので、これらについても積極的に東京に全て大学を集中していいか悪いかという議論も、我々の中からやはりつくり上げていかなきゃいけないのではないかなと、そんな思いもしております。

ただ、国のほうでは、かなり急ピッチでこういうような形で発表がありますので、正直言って、もう非常に危惧をしております。今回の件も先ほど来、申し上げたように、決して、うちで大学に学んだ方が、特に私は海外に出て、海外の留学生を中心にしながら集まるような大学であって、海外に行く。また、外国から来た人がこの日本のやはり発展のために、日本のやはり研究者として大いに役立てるようなという、大変理想かもしれませんが、そういうものを目指す高等教育、これをぜひ、この豊島区を中心にと、そういう考え方を強く持っておりますので、これがどういう形に展開するかわかりませんが、そういう強い思いで今回の、ただ単にどこの大学が来るということではなくて、やはりそういう大きな、将来の志が生かされるような、そういうような大学が来てくれればいいな。黙って手ぐすねを引いていいのかわかりませんが、現在の中で、そういった面で、うちの趣旨を十分理解してくれるような形の中で進めていきたいと思っております。

<PAGE="48">

○渡辺くみ子委員 地に足をつけた部分でちょっと伺います。

夢を持つというのは否定するものではありませんけれども、現実的なところでどういうふうに事が流れていくかということも私は大事なかなというふうに今、思っています。

それで、先ほどこの間のまちづくりについての御説明、これまでの経過の概要がありました。この間、造幣局の跡地関連で、区民の皆さんへの説明会とか、そういうのというのは、いつごろどういう形で行われてきたのでしょうか。

○野島都市計画課長 まず、説明会のほうですけれども、ホームページに3月28日に掲載しております。それから、平成26年度からワークショップを開始しております。あと、平成27年11月に基本設計にかかる説明会、平成28年1月に地域懇談会、平成28年2月に検討会を行っています。検討会の資料についてはホームページに公表しております。

○渡辺くみ子委員 最終的に基本設計にかかる報告会というのが平成28年4月21日に朋有小学校でやっていますね。基本的にはこれが最後かなと思っているんですけども、そうでもないですか。

○小堤公園緑地課長 全体の説明会としては、これが最後です。

○渡辺くみ子委員　それで、今回、土壌汚染の説明会に私も出席をいたしました。部課長たちも何人が御出席をされていましたが、率直に言って、御参加された皆さんの中で感想というか、どういうあれをお持ちでしょうか。多分聞かれるだろうと思っていたと思いますが。

○小野環境保全課長　土壌汚染の対策ということで、私のほうからその報告をさせていただきます。

今回、主催者は造幣局側でございまして、造幣局の課長がこの間の調査の結果、それから対策についてということでお話を、それから質疑応答もしたわけでございますけれども。正直言いまして、余りお上手ではなかったのかなというふうな感想でございまして、土壌汚染については、土も全部入れかえます、汚染した水も全部吸い上げますということだったんですけれども、粉じん対策、あるいは振動対策についてはちょっと歯切れの悪い回答だったなというふうに感じております。

○渡辺くみ子委員　私は、一番感じたのは、やはり住民に対する説明が余りにもひどいと。私自身も事前に課長、係長たちから御説明を受けていたものですから、大体、流れはわかりましたけれども、振動とか、それでは粉じん等々のことに対して、あれだけ住民の皆さんから怒りが出るとは思っていませんでした。

伺いたいんですが、解体に関する地域説明会というのは行われたのでしょうか。

<PAGE="49">

○小野環境保全課長　解体工事につきましての説明会というのはなかったと聞いております。ただし、近隣の住民の方には資料のほうを配布したと聞いております。

○渡辺くみ子委員　結局、私もたまたま、前、議会でも取り上げましたけれども、28年10月に独立行政法人と、それから竹中土木の方が解体と、それから土壌汚染対策工事の計画概要説明書を持って歩いているのを見て、受け取って、ああこういうことをするんだなというのがわかりました。だけれども、あれだけの大きな解体をやる以上は、常識的には地域説明会を開くはずですよ。そこら辺に対する感覚というのは、区のほうは、どうだったのでしょうか。

私は、こういう説明書を配られているというお話は、委員会の中でもたしか、したと思います。そのときに、土壌汚染に関しては結果に対して、結果が出た時点で議会のほうでも説明をしますというような御答弁で終わってしまいました。だけれども、解体だとか、そういう問題に対して、本当に何の説明もされていなかったというのは大変驚きでした。そこら辺はどうだったのでしょうか。

○野島都市計画課長 解体のほうでございますけれども、区の要綱に示す範囲内に戸別訪問によって、説明をしたということでございました。今回の土壌汚染のほうの対策工事についても、そのような形でやろうというような形だったので、区といたしましては、それはうまくないだろうということで、説明会を開催するように指導して、開催したところでございます。

○渡辺くみ子委員 土壌汚染に関してはわかりました。だけれども、解体に関する説明会というのは、当然、開くべきだというふうに私は思っていましたけれども、それに対する働きかけというのは、区のほうはしなかったんでしょうか。

○野島都市計画課長 解体のほうにつきましては、最低限のやり方として、要綱に記載された戸別訪問というものがございます。今回、それによって地元周知を図ったわけでございます。

私ども、その造幣局のほうにそういう形できちんと説明したほうがいいのではないかと考えたんですけれども、戸別訪問で周知を図りたいということで、それも、私ども直接は雇用関係というか、造幣局ですので、私ども、URと協定を結んでいる立場だったのであれなんですけれども。ただ、それはやはりそういったような周知の仕方は、区としましてはよろしくないということで、土壌汚染工事については本当に強く区のほうから指導して、説明会を開催していただいたという経緯でございます。

○渡辺くみ子委員 経過に関しては、物すごく努力していただいたというのはわかります。ただ、私は、区は自覚がなさ過ぎると思います。防災公園にする、それから、今のようににぎわい広場をつくる、あるいは大学を誘致するとか、いろいろなことを言っていて、造幣局から豊島区が買い取るというのは、あそこの地域の方は皆さん御存じですよ。だから、区がやる、区が基本的にはかかわっていると、そういうふうに思っているんですよ。私だってそう思っていました。

ところが、今のような御答弁、直接的には造幣局とURだと。あれ、当日説明を聞いていたら、その中身はよくわかりました。区は直接ではないというのは、よくわかりましたけれども、住民サイドから見れば、そうじゃないんですよ。最初から、やはり区が住民の皆さんと一緒に物をつくり上げるという、そういう基本的な姿勢が、私は今回ないことが、これだけ大きな問題をつくったんだろうというふうに思います。それに対するお考えはいかがですか。

○野島都市計画課長 委員の御指摘、ごもっともだと思っております。ですから、その失敗はちょっと二度も踏まないということで、今回、強い指導で説明会を開催してもらった経緯でございます。

○渡辺くみ子委員　それで、ではもう一つというか、あわせてですけれども、当初の28年の4月21日に説明会の中では、完成日がありましたけれども、大幅に今回ずれますね。ここら辺の絡み、今後の計画はどういうふうになっていくのかというような地域説明会というのはどうするんですか。大体31年に防災公園工事完了予定とかというふうになっていたのが、34年から実行かとかというふうに変わりましたね、きょうの資料で。そうすると、区民の皆さんのところでも数年間、延びるのではないかなと思うんですが、多分これはモニタリングだとか、いろいろな土壌汚染関係だと思うんですけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

<PAGE="50">

○野島都市計画課長　公園のほうは予定どおりの開園となっております。31年度末の工事進行での予定どおりの開園ということになっています。文化交流機能のほうにつきましては、これまでも、何年までと、どっちにしろ、土地を引き渡して相手側に建築してもらおうということだったので、何年開催というのは示してこなかったところですので、その点においては、変更というのはないということでございます。

○渡辺くみ子委員　わかりました。要は、きちんとした解体が行われる。それから、土壌汚染に関連しては全く問題ありませんよというようなことが何らかの形で区民に周知をされる。それから、モニタリングの後は、結果についても区民にきちんと周知をすると。そこら辺に関しては引き続きやっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○野島都市計画課長　御指摘のとおり、そういう形で周知させていただきたいというふうに思います。

○渡辺くみ子委員　はい、お願いいたします。

○本橋弘隆委員長　ほかに御質疑ございますか。

「なし」

○本橋弘隆委員長　なければ運営についてお諮りさせていただきます。

あと案件が1件ございます。また、1年間のまとめという案件もございます。つきましては、10分ぐらいの休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」

○本橋弘隆委員長　よろしいですか。それでは暫時休憩としまして、再開を15時

50分といたします。

午後3時36分休憩

午後3時50分再開

○本橋弘隆委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開させていただきます。
それでは、次の案件に移らせていただきます。

次は、池袋西口公園整備事業について。質疑のため、小椋文化観光課長が出席しております。

それでは、理事者から説明がございます。

○小堤公園緑地課長 私のほうから池袋西口公園の整備事業について御説明をさせていただきます。資料のほうをごらんになっていただけますでしょうか。

資料の一番上に書いてございますのが、この整備にかかる基本コンセプト、考え方でございます。読ませていただきます。

「まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市」への挑戦として、2019年の秋、東口の新ホール「H a r e z a (ハレザ) 池袋」と同時に「池袋駅西口エリアの顔」となる文化拠点の整備。池袋駅西口地区再開発を見据え、継続的に発展するエリアマネジメントによるにぎわいの創出ということでございまして、東口のH a r e z a 池袋のオープンにあわせまして、四つの公園の一つでございます西口公園をこれまでにない劇場公園として整備をしていきます。

整備に当たりましては、予定してございます西口地区の再開発を見据えまして、現在あるにぎわいを再開発事業中も継続していきながら、またさらには将来のエリアマネジメントにつなげていくことを基本コンセプトにして掲げてございます。

整備に当たりましての主要な施設の考え方について、御説明をさせていただきます。

まず、こちらの整備のメインと言えますステージでございます。ダンス、ミュージカル、演劇などに加えて、オーケストラの演奏も可能な舞台装置。ステージと一体となった大型ビジョンの設置、その下、指向性の高い音響のシステムの導入といったことを考えてございます。

下のイメージ写真でございます。一番左はイラストですが、舞台の左右に音響設備を、また楽屋を設けまして、この寸法で横が26メートル、奥行きで12メートルのステージのイメージでございます。こちらの建物の面積で約310平米でございますので、この公園に設けられることのできる野外ステージとすると、面積の制約がございまして、この寸法が最大の大きさというふうなことになります。こちらの事例で言いますと、舞台自体の大きさが170平米ほどでございます。ちなみに現在のス

ステージは、横幅は12メートルの奥行きが5.4メートルというところで、面積とすると約60平米でございますので、仮に先ほどのステージができますと、今のステージの3倍の大きさになります。

隣の写真でございます。これ代々木公園にある野外ステージでございまして、大きさが約180平米ほどございます。西口公園で設けられる最大の大きさとほぼ同じような大きさでございます。

そのお隣の写真は、福岡市役所の前にありますふれあい広場という広場でございまして、全面が人工芝で面積が約3,000平米、西口公園とほぼ同じ大きさの広場でございます。指定管理者を入れておりまして、西口公園と同様に年間を通じながらのイベントが行われているといったような広場でございます。

その隣の写真が、これはアメリカのボストンのハッチシェルというふうな写真でございます。こちら、夏に毎週、オーケストラを無料でイベントとしてやっているというふうなところで、非常に地元とすると人気のあるステージだというふうに聞いてございます。

そのお隣、昨年4月にリニューアルいたしましたサンシャインの噴水広場でございます。こちらちょっと小さいんですけども、大型ビジョンが628インチというふうなことで、室内の商業施設の大きさでは最大級だということでございます。一番左にあるイメージのイラストは、この大きさのものをはめ込んだものでございます。

次に、現在、調整をしています観光案内所の計画でございます。その下でございます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けまして、池袋西口のエリアのシンボルとして多言語に対応した観光案内所の設置を検討してございます。写真のほうでございますけれども、こちらの下の写真が、一番左が韓国のソウル市内にある観光案内所でございます。それほど大きくはないんですけども、スマートでおしゃれな感じがいたします。こういったおしゃれなシンボルとなるような建物、観光案内所ができたというふうに考えてございます。

そのお隣の写真は、東口の西武線の改札を出たところにある売店でございます。観光案内所ではないんですけども、この上の光っているところが、デジタルサイネージがありまして、20秒、30秒ぐらいで表示が入れかわるといったものでございます。観光案内所にもこういったような設備が設置できないかというふうなことで検討してございます。

次の右の写真は、昨年12月に新宿区のほうで新宿駅のすぐ近くの甲州街道の下につくった観光案内所でございます。地域で行っているイベントだったり、グルメ、ショッピング、宿泊といったものを案内しているといった施設でございます。

次に、トイレのイメージでございます。これ、写真等ございませんけれども、イベントのときに利用を考慮した配置であったり、便器の数といったことは当然でございますけれども、念頭に入れながら計画を進めていきたいというふうに考えてござい

す。

広場、エントランス、道路のイメージ、さまざまなイベントが対応できるようなパブリックスペースと。これまでのイベントに加えまして、クラシックコンサートなど、芸術性の高いプログラムが開催できるような空間、または芸術劇場と連携しながら、文化、芸術が発信できる施設といったものをつくっていきたいというふうにご考えてございます。

メトロポリタンプラザの方面からの動線の確保、周辺道路、公園エントランスの整備、これについては、次の資料を見ながら御説明をさせていただきます。

整備の留意点でございます、一番下でございます。池袋の駅の西口地区の再開発との整合、管理運営体制の構築、エリアマネジメントへの発展。建築面積の制限であったり、東京メトロの有楽町線がございますので荷重の制限、また周辺への音響や照明の配慮、東京芸術劇場への景観の配慮、それと東京都広告審議会への審議、これを大型ビジョンに広告を放映する場合というふうなところで、こういったことが留意点として挙げられるというふうなところでございます。

次のページの資料をちょっと見ていただけますでしょうか。

位置図（１）でございます。これまで公園に来る方の多くが駅前広場のほうから、西口の駅のほうからアクセスする人が多かったんですけども、ルミネ側のほうにエスカレーターができたこともございますので、こちら側のほうの人の流れが非常に多くなってきているといった実態がございます。ですので、今回の整備に当たりましては、今、現在設置されています喫煙所であったり、変電施設であったり、トイレだったりといったルミネ側に配置されているような施設を全て移設しまして、ルミネ側に向けた公園の入り口を大きく設けたいというふうにご考えてございます。

また、公園周辺の道路についても、イベントのときでも歩行者にとって歩きやすい空間を一体的に整備していくといった必要があるというふうにご考えてございます。

この図面のオレンジの線が地下鉄有楽町線の位置になります。深さが約３メートルのところには地下通路がありまして、その下に地下鉄が通っているといったような構造になってございます。整備に当たりましては、先ほども言いましたように、当然、荷重の制限等がございますので、東京メトロのほうとも今後、協議を行っていくという予定にしております。

位置図（２）でございます。図面に書き込みがあります、この三角形の土地でございますけれども、約８５０平米ほどございます。公園の予定地ではありませんけれども、現在は公園には含まれておりません。ですので、公園のようにいろいろな制約、厳しい制約がかからないこともありますので、この三角形の土地を含めまして、観光案内所が全体の整備のエリアの中に設置できないかといったところを現在調整しているところでございます。

この三角形の土地は、東京都がお持ちの土地でございますので、観光案内所を仮に

ここに設置するということになりましたら、当然、東京都の了解が前提として必要になってきます。

それと芸術劇場のちょうど目の前、入り口の目の前になりますので、景観であったり、人の動線であったりといったこと、さまざまな課題があるといったところでございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。今月末にこの整備に当たる基本計画を策定するための公募に入って行く予定にしております。公募を5月、6月、7月、この間でやりまして、業者が決まりましたら、8月から基本計画の作業に入りまして、11月までイメージを形にしていくような作業をしていきます。

その後、基本設計、実施設計に入りまして、平成30年の1月ごろから工事に入りたいというふうに考えてございます。平成31年の10月を完成目途に事業をスタートさせていこうというふうに思っております。約2年半の事業期間というふうに予定しております。

事業を進めるに当たりまして、今、西口で組織化されています活用協議会、公園活用協議会の方たち、また再開発の準備組合の方たち、また芸術劇場の方、観光協会の方たちにお声がけをさせていただきまして、西口公園の整備検討会といったものを立ち上げております。さまざまな御意見をいただきながら、今後進めていきたいというふうに考えてございます。

なお、今年度予定しておりました噴水であったり、石の撤去、樹木の伐採というふうな計画は、先行工事として予定どおり、ことしの11月以降、今年度いっぱい、3月までの間にやれるところはやっていこうというふうなことで工事を進めていくというふうな予定になってございます。

説明については以上でございます。

<PAGE="53">

○本橋弘隆委員長　説明が終わりました。質疑がございましたらどうぞ。

○山口菊子委員　この西口公園のことについては、先般、予算特別委員会のところで、基本的な考え方を伺わせていただきました。一番大事なのは、再開発との関係ですね。準備組合が今できて、再開発が行われております。それで、再開発の皆さんにもお話をしたというふうには伺っているんですけども、いろいろ私のところにも地権者の皆さんの声が入ってまいりまして、再開発の邪魔にならないように、公園を改修すること自体は別に反対は何もしていないんですけども、再開発の邪魔にならないようにしてほしいというのが一つ御意見としてあるわけですね。

それで、予算特別委員会のところで伺ったところでは、再開発については30年度末に都市計画決定をして、35年度に着工予定というふうなプログラムを伺っておりますけれども、そういう関係でいくと、この西口公園を再開発の期間の間に、この庁

舎の建設のときの再開発と違って、駅前ですから商店、商業がいっぱいあるわけですから、仮店舗の場所をどう確保するか、営業も再開発の工事中、営業を一切しないで済む方ばかりではありませんので、その仮店舗の場所をどうするかとか、あるいはそのほかのいろいろなイベントなどができるのかどうかとか、そういうことも一つあったわけですが、その辺については、仮店舗は公園を使わないで大丈夫なようなプランであるというふうな御答弁をいただいておりますけれども、そのとおりでよろしいですか。先ほどの計画も含めて、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○活田再開発担当課長　西口公園の劇場化については、4月26日に理事の方々に来ていただいて、区長のほうから直接説明したという経緯がございます。その中でも御意見をいただいております。御指摘いただいたそのスケジュールなんですけど、今から大体、早ければ6年後くらいに取り壊しが始まるといった状況でございます。今、劇場化で再整備した場合には、恐らくは仮店舗として、西口公園を使うのはなかなか困難になるだろうというふうに考えております。そのあたりについては、事業協力者、三菱地所と週1回ぐらいのペースで、それが可能な、要は劇場化で使えなくなっても事業が回るような仕組みについて検討を深めているところでございます。

○山口菊子委員　ということは、公園を整備しても、再開発に当たっても、公園をほかのものに活用しなくても済むということが基本的に確認をされているという認識でよろしいわけですね。

○活田再開発担当課長　まだ、劇場化のプログラムそのものがきちり決まっておりませんので、準備組合全員の方がオーソライズしているというわけではございません。概要について、理事の方に説明をしています。三菱地所には詳細な説明をしております。おおむね劇場化しても再開発の支障にならないような仕組みでやっというふうな合意はとれております。

○山口菊子委員　西口の公園整備については、長年、地元の皆さんを含めて、大変要望が高かったわけですから、公園整備事業を進めていくことについては、皆さん、そのことは、全く反対はしている方はいらっしゃらないわけで、それ自体は大変いいことだけれども、再開発との関係はどうなのかと、そのきょうの説明資料の中でも再開発地区の再開発との整合ということが書かれておりますから、その辺のところはきちんとやっていただきたいというふうに思います。

あわせて、やはり地権者の方を含めて、いろいろ御意見をいただく中で、なかなか区長の前だと、はい、わかりました、いいですねと言って終わって、後になって、実はあれこれ文句がとかというの、私なんかのところに来るわけなんですけれども。

その一つには、例えば、H a r e z aの場合は、再開発されるビルと、この間の日曜に見にいきましたけれども、中池袋公園が一体化した形での整備ということがされているわけですね。ということは、意匠も含めて、公園が建物との整合性をつくっているわけですね。今回の場合、五、六年先にはなるだろうけれども、着工していった場合の再開発のイメージというものは、まだ具体的にはいろいろな案が出ているのは承知しておりますけれども、出ていない中で公園の意匠、今回出されている、具体的には一番左のこのスマホを横にしたようなのがイメージなのかもしれませんけれども、それと再開発の意匠と、合うのか合わないのかというのは、一つとても大事なことだと思うんですね。

実際に再開発が完成するまでの間に西口公園、こういうのも減価償却していくわけですから、つくったときはとてもきれいだけれども、だんだん何年か経年化していけば設備も古くなるから、またやり直しということもあるんだけれども、その辺のつながりというのか、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

<PAGE="54">

○活田再開発担当課長　　まず、再開発のほうなんですけど、6年後から解体するというので今想定されております。部分的に一気に全てを壊して、今のところ、3棟の想定をしておりますが、バスターミナルを一気につくるというものではございません。まずは今のI地区、のとやのビルのところを壊して、バスターミナルをつくる。それ以外のエリアについては、全然変わらないというような状況です。

それから、さらにバスターミナルができれば、その後、都税事務所のエリアですとか、G街区と言われている公園の右隣のエリア、そこを壊していくような形になります。全てが終わるのが15年から20年先になります。したがって、今般の西口の劇場化は、それまでの整備だというふうに考えております。15年から20年後に全ての再開発が終わる際には、再々整備ということで、再開発と調和した西口公園に生まれ変わるというようなことで考えております。

○山口菊子委員　　大変そういう全体の計画、特にやはり今の時代ですから、H a r e z aではありませんけれども、やはり目にも美しく、全体に調和がとれたまちづくりをしていくということでは、意匠の問題は大変大事だというふうに思うんですね。だから、私も再開発が1年や2年でできるわけではありませんから、今後5年で完成というんだったら、今回の工事ちょっと待てよというのもあるんですけど、そういう意味では、今後、でき上がるときには、また再々整備ということも一つ視野に入れてやっていくということであれば、再開発の準備組合の皆さんもよく理解できるのではないかというふうに思うんですね。

やはり、その辺のところの説明というのは、やはり丁寧にさせていただけたらいいかなというふうに思うんですね。その辺はどうでしょうか。

○活田再開発担当課長　西口の劇場化のスケジュールが詳細に決まりましたら、改めて準備組合のほうには説明に伺うような予定をしております。

○山口菊子委員　それで、これから5月からプロポーザルでその基本計画を立てるだの、公募をしていくというわけですけども、その解体工事も含めて、かなりタイトなスケジュールになっていますけれども、こんな基本計画、二、三カ月でぱっと決まるほどかなり内部では煮詰まっているんですか。

○小堤公園緑地課長　煮詰まっではないですね。確かに言われたように非常にタイトではあります。特に基本計画、今後の4カ月の中でどれまで書き込めるかというふうなところがありますけれども、そういったものを含めまして、デザインであったり、そういった企画であったりというものを民間の専門の方に提案をしていただくというところをございまして、スケジュールに関しては、言われているようにタイトなところはあります。

ただ、基本設計と実施設計のところ、割と多目にとっています。これは後半の工事のスケジュールにあわせて、少し多目にとっていますので、この辺で調整できたらなというふうに思っています。

<PAGE="55">

○山口菊子委員　あと、もう一つは、イベントなんですけれども、それぞれ実行委員会ができて、地元の商店街の皆さんはほとんど担っていらっしゃるんですけども、やはり、そういうイベントが1回でもお休みしちゃうともう二度と開けなくなるというものだというふうに思うので、そういう意味では、なるべくいろいろなイベントが集中する時期は外して、工事をしていただいて、イベントができるようにしていただくというほうがいいわけなんですけれども、このスケジュールの内容で、それは十分配慮されているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○小堤公園緑地課長　その点、非常に慎重にやっています。特にまず、ことしですけども、ことしは11月以降ということで、ふくろ祭り、よさこい等の、そういったものが終わった後に冬場の工事というふうに考えてございます。また、劇場化する工事に当たっても、30年の後半からというふうなことで、11月以降というところで始めようと思っていますけれども、しかしながら31年度、この間に関しては、どうしてもやはりイベント等を避けることができないというところで、この辺は1年間、このときは中止になったりするイベントもあろうかと思えます。

○山口菊子委員　その辺のところは地元の皆さんとよく相談をしていただいて、か

わりにやれる場所などの検討も含めて、やはりイベントというのは1回休むともう難しいのよね。そういうところもよく考えて、そういうソフト面での配慮というのはやはりきちんとやっていただきたいということを要望しておきます。

それから、観光案内所について伺います。

これは、外に設置する計画というふうに受けとめるんですけども、私なんかからすると、素人考えでどうなのかとは思いますが、芸術劇場の一角を借りるのがすごくいいのではないかなと私なんかは思うんですよね。そうすると、公園面積を広く使えますし、芸術劇場の中にはお手洗いとかもありますし、その辺の検討はしたことはあるんですか。はなから、この表に置くという計画で来たのか、そういうほかの手法というのは考えなかったんですか。

○小椋文化観光課長　今回ですが、こちらのほうに観光案内所を設置するに際しまして、東京芸術劇場の中に案内所を設置するというようなことはちょっと考えてございませんでした。こちらの場所に西口公園の劇場化というようなことで、多くの方がお見えになるというようなことも想定されますので、そうした際に、これまでのとやの3階にございました観光案内所から観光情報センターの機能を移すことによって、多くの皆様の利便性が向上するのではないかと、そういったことで今回、計画をしているというようなものでございます。

○關新ホール整備担当課長　こちらの土地の借用につきましては、現在、東京都の生活文化局のほうと私どもが窓口となって、交渉というか、御相談をさせていただいておるところでございます。現在はこの資料にお示ししました三角地の中に観光案内所を設けられないかということで協議を進めてございますが、まだ今のところ、いいよともだめとも言っていないというふうな姿でございます。

仮にそれが難しいということになった場合は、芸術劇場の中も含めてということで、次回、御協議に伺う際に、もう一つの代案ということで、それも含めて考えたいというふうな申し入れをしてみたいと考えてございます。

○山口菊子委員　その辺はよく検討していただきたいんだけど、やはり公園の全体のイメージと案内所をどこに置くかという、そのバランスもとても大事だし、これから設計者が決まって、どういう設計が出てくるかわからないんだけど、唐突に小屋がぽんと置かれるようなというのは、何かちょっと違和感があって、芸術劇場の1階の一角をお借りするというのは、とても利便性も高い、地下鉄からも上がってこれるし、利便性も高いかなというふうに、私なんかは思うんですよね。だから、そういうことも含めて、はなから外に置く、小屋を置くみたいなイメージではなくて、

だって、これだとお手洗いの設置も含めて、洗面所とか、そういうを設置したりとかというのは、結構、公園トイレとの関係もあるでしょうけれども、どういうふうな設計になるのかわかりませんが、これからプロポーザルして決めるという状況の中で、かなりこういうものを置くと、はなからイメージを決めているということ自体が、もうちょっとさらになつてイメージを刷新していくということにはならないのではないかなというふうにちょっと思いましたので、そこもあわせて検討していただけたらいいなというふうに思います。

いずれにせよ、西口公園の整備、特にルミネ側からいきなり変電所にたばこの喫煙所にトイレということで、それから樹木の植栽の配置の仕方を含めて、いろいろ課題もありましたので、私も環境浄化パトロールで毎週歩いていて、やはりごみなんか物すごいんですね。毎週毎週ごみの袋、一晩だけなんだけれども、すごくたくさん出てくるという中で、やはりいい公園として、南池袋公園を見ると、西口もと皆さん思っているんじゃないかなと思いますので、ぜひいい公園になるようにしっかりやっていただきたいと思います。特に再開発との関係はよろしくお願いします。

<PAGE="56">

○高野区長 先般もいろいろ説明申し上げましたが、やはり再開発との関係ということが一番大事ではないかなと。これを無視してつくるなんていうことはとても考えられないわけでありまして、これらについては十分やはり計画レベルである、これは組合が選定した三菱地所でありますので、地所にも、つい先日も私、お邪魔して、トップの吉田社長を含めて、合場専務、池袋担当の方々といろいろこれらについての、公園をこういう形でどう今後生かしていくかということについては十分、詰めてまいったわけでありまして、また、地所のほうも再三にわたりトップが参りまして、今回の開発については非常に力を入れていきたいというようなことで、そのときにお話を聞いた中では、今地所が有楽町、東京駅を中心に開発進めておりますけれども、地所がこれからやる事業としては、横浜か池袋か、どちらかやはり絞ろうという形の中で、池袋に絞ったというような形の中で、本当にいいまちづくりに積極的に進めていきたい。事務所のほうもですけれども7人体制でやっていますから、相当な力を入れてやっているわけでありまして、それは企業がやる、もちろんこれは主体でありますけれども、一番はやはりこのまちづくり、この長い歴史のある池袋がより活性化していかないといけない。

特に東と西のにぎわいの格差ができないようにしたいというのが西口の人たちの強い思いで来ているわけでありまして、今のままの計画では、Haréza池袋を中心にして新庁舎、また東が表になって、今のままでは完全に西が裏になるという、そういう危機感を地元の方も大変強く持たれて、今回の組合設立から始まって、非常に地元の方々が今までなかなかそういう意識がなかったものが非常に柔軟な、やはりこのままではという危機感がすごく出てまいりましたので、今回の計画をいろいろ進め

るに当たっては、非常に前へ前へ本当に理解をしていただきながら、先ほどは内部で詰まっているのかと言ったら詰まっておられませんという答弁でありますけれども、内部ではもう毎週、これらについて検討しております、あらゆる角度から、特に再開発との関係を強く我々としても縦割り行政をもう本当に連携をとりながらやっていくようにしているわけございまして、それで、しかも今回のステージ等々を含めた公園の劇場化という形の中では、あそこだけではなくて、再開発がずっと広がるような形の中、今の計画では、建物は三つの建物を考えているという形の中で、その三つの建物の中でも、その公園が非常にまち全体に広がっていくような、そういう構想につなげていきたいという話も行っておりますし。また芸術劇場との関連をしっかり持っていけば、私は東に負けないような、さらに西の開発というのは大きく、これは一つのきっかけに間違いなくなると思っているわけでありまして、そういう意味でも、この西口公園の劇場化というのは、これからの池袋の将来を占うといってもオーバーではないと思っているわけございまして。

また、案内所等々の今、いろいろ御意見をいただきました。それらについても、我々もずっと考えてはおりましたけれども、今までは山口委員も御承知のように、芸術劇場は一切、手を触れることも、床一つ、タイル一つ動かすこともできなかったわけでありまして、非常に何か東京都は東京都、豊島区は豊島区というような形の中で、イベントをやってもなかなかやりにくいし、非常に連携がとれなかったんですけれども、おかげさまでこのところ、東京都とは非常に友好的な、強い強いつながりがありますので、やはりもう全然違うよね。東京都の担当は、もう都市整備を初め、全く豊島区に対する協力度合いというのは強いものがございまして、この機会を逃さずに今いろいろおっしゃったような形の中で計画を、より次の世代へちゃんと引き継げるような、そういう計画も立てていきたい。

確かに芸術劇場1階にインフォメーションセンターがありますよね。あそこをうまく活用して、トイレなんか正直言って、芸術劇場にみんな持っていったら非常にすっきりした、その管理は全部芸術劇場でやってもらうとかという、そんなような知恵もあるかと思っておりますので、これらを含めて、思い切って、大胆な発想をしていきたいと思っておりますので、いずれにしろこの19年、H a r e z a池袋のオープンと同時にここを開発したい、オープンしたいという、もう限られたときでありますけれども、同時にやることによって、私は相乗効果といいますか、西と東が一体となった大きなこの池袋を、他に類を見ない、やはりにぎわいのあるまちができていくのではないかと考えております。

もちろん予定どおりに、このように全てがうまくいくわけではありませんけれども、私たちが最大限、これらを含めて努力をしてまいりたいと思っております。

重ねて、この再開発、これはやはり一番中心でありますので、これが手戻りしないし、それがさらに加速ができることによって、さらに大きな、懐の深いまちがこれか

らも誘導できるような、そういう開発にしていきたいと思っております。

ただ、当然、公園という形でありますので、いろいろな制約があります。その制約をどうやって生かしていくかというようなこと、まだまだ課題が山積しておりますけれども、それらについては本当に全庁を挙げて努力をしております。

<PAGE="57">

○小林弘明委員　　今、区長がいろいろ一通り言ってくれたので。

西口の、やはりH a r e z aと同時にリニューアルしていただくというのは非常に、こういうステージを使って、まさに本当に劇場で、誰もが主役でいろいろ演出できる場としては非常にすばらしいなと思っております。そういう中で、この大型スクリーンを入れて、スピーカーをつけると思うんですけども、これというのは、スクリーンはそうでしょうけれども、スピーカーというのは、もう備えつけという感覚でよろしいんですか。

○小堤公園緑地課長　　その点もプロポーザルの中の提案で受けたいなと思っておりますけれども、私どものほうではやはり備えつけになるのではないかなと思っております。

○小林弘明委員　　あと、やはり今本当に東京芸術劇場を踏まえて、エリアをやはり面的に見ていただくことで、西口自体のエリアが非常に開かれて、さらに再開発にも拍車がかかるという思いを私もしております。そういう中で、今のステージというのは、実は正面を向くとビックカメラがあるんですけども、あのステージの角度というのは、実は本当はもう少し芸術劇場の劇場通り沿いに向いていただくと、より効果的に広がるのではないかなと思っておりますけれども、そういう部分というのを逆に行政として提案することは可能なんでしょうか。

○小堤公園緑地課長　　提案というか、一緒に配置なんかも含めて検討していきたいと思っております。もともとあのステージは、平成2年に改修したときにはなくて、地元の方でつくっていただいて、それをうちのほうに寄贈していただいているというふうなものでございますけれども、今言われたように、大きさもかなり大きくなりますので、向きだったり、配置だったり、先ほど言ったように地下鉄もございますので、そういったものも含めて配置を検討していきたいというふうに思っておりますけれども、業者のほうとプロポーザルで決まった提案を受けただけではなくて、当然、うちのほうと一緒に、そういったことの検討は入っていききたいと思います。

<PAGE="58">

○小林弘明委員　　本当に、今のその土台の方向性ではなくても、再々の可能性もあると言っていましたけれども、やはりそういうのも踏まえて、この再開発に向けて、

奥へ奥へと広がりを見せる意味でああいう面をうまく活用していただき、そのステージそのものも、この代々木公園とかもそうなんですけれども、ここで結婚式が行われたりとか、さまざまなことを行ったりしてまして、本当に多種多様にこういう劇場ステージというのは使えるんだなというのを感じたことがあります。ですので、我々にとってもいろいろな角度もそうですけれども、やはりいろいろな部分を逆に提案していただいて、ぜひともすばらしいステージをつくっていただけたらなと思います。

以上です。

○清水みちこ委員　さまざま伺いたいんですけれども、ちょっと絞って質問をさせていただきます。

今回、初めて、こういった具体化してきたかと思うんですけれども、やはり昨年から再整備ということで、議会でさまざま経緯があったかと思うんですが、私としては、この資料を見たときに唐突感は否めませんでした。正直、びっくりいたしました。先ほど課長のほうから御説明がありました、最初にコンセプト、この青い字で書いてあります。ただ、とてもぼんやりとした感じで、具体的なことがちょっとわかりにくい、いつも資料については申し上げるんですけれども、わかりにくいと思うのと、あとA3のほうはイメージ、イメージということで、イメージ優先で、ちょっと具体的なことがなかなか、まさにイメージしづらいなと私にとっては思います。

今後のスケジュールだけがぱっちりと具体的に入っております、新ホールと同時オープンということで書かれております。やはりこういった事業計画を立てるに当たって、一番気になるというか、お聞きしたいのが、まず事業費。事業費についてと、あと財源についてどのようにお考えになっているのか、その点をまずお聞かせください。

○小堤公園緑地課長　工事費については、まだ白紙です。内容について、基本計画の中で描いていくというところがございますので、こういったステージになるのかを含めて、今のところ決まっておりますので、工事費については未定でございます。

○清水みちこ委員　まるで白紙ということなんですか。ある程度の数字を持って、こういった計画は立てられるべきなのではないでしょうか。まるで白紙というのであれば、ちょっと計画として成り立たないというか、そういうふうな思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小堤公園緑地課長　今年度ついてのお金というのは5,000万なんです。ほぼほぼが撤去費というふうなところで使わせていただくということなんですけれども、先般、予特のときにもちょっと御説明したように、この中で、その予算の中で

工事できるのかと、劇場化できるのかという御質問がありましたけれども、それについては、到底そのお金ではできないというお答えをさせていただいたかと思えます。

先ほどのようなステージ、大型ビジョンを含めて設置をするというふうなことになるならば、それなりの、それなりというふうな言い方があれかもしれませんがけれども、かなりの金額になるのかなとは思いますがけれども、今のところ、工事費についてはまだ未定というふうなところでございます。

○清水みちこ委員　それなりのということであれば、今回、今年度予算計上されている5,000万円だって、それなりの金額だと思います。そういった御説明、御答弁であれば、区民の皆さんに説明がつかないと思えます。金額に関しても、細かくこれでやりますよというのを出してくれと言っているのではなくて、粗々でもいいですから、これぐらいで考えていますというのを御提示いただかないと、区民に対して説明が全くつかないと思えますが、やはりそういうことを申し上げてもまだ白紙ですということではよろしいんですか。

<PAGE="59">

○小堤公園緑地課長　今回、プロポーザルをするに当たっても、工事費については未定というふうな書き方で出そうかと思っています。ですので、この基本計画を、秋ぐらい、11月ぐらいにはつくり上げていきますので、この時点ではある程度のところでの御説明はできるのではないかというふうに思っています。

○宿本副区長　今、御答弁申し上げたとおりなんですけれども、まさにその点、確かにその区民の方々からすると、内容もぼやっとしているし、金額もということではございます。こういったものは、基本計画の中で詰めてまいります。今回、プロポーザルで基本計画を立てる事業者を選定いたしまして、短期間でありますけれども、基本計画を詰めてまいります。その中で、内容、概算工事を含めて、お示しできるように整備をしていきたいというふうに考えております。

○清水みちこ委員　その基本計画の中でお示しになるということなんで、私、やはり一番心配しているのが、昨年の方定で、この整備計画出ましたよね。補正で設計経費があったときに、私、審議したんですけれども、その際に、工事本体、どれぐらい予算をお考えですかというお話をしたときに、課長のほうから4,000万で考えていますということで、本年度予算、5,000万円ということで、1,000万円膨らみました。やはり、そういったことで、これまでもどんどん経費が膨らんでくるということで、確かにこういったきれいなもの見せられたら、すごいなということで、区民の方、思われるかもしれませんがけれども、やはりそれだけの経費、事業費がかかって、それ全て区民の皆さんが御負担になっているというわけですから、これからお

示ししますという、そういったスタンスは本当におかしいと思います。そのことはまず指摘をしたいと思います。

今、お話ししましたけれども、昨年の補正予算のときの委員会審査の中で申し上げたんですけれども、やはり撤去するというので、今、公園の中に歴史的な経過もあるかと思うんですけれども、さまざまなモニュメントが設置されております。平和の像とか、バングラデシュボウボウの碑、そういった歴史的経過のあるものが設置されていますけれども、そういったものは、昨年度はまだ決まっていませんという御答弁だったと思うんですけれども、今の時点でどのようにされるか決まっているんでしょうか。

○小堤公園緑地課長 ショヒド・ミナールだったり、平和の像だったり、幾つもの物がございます。できる限り、できる限りというかほとんどなんですけれども、その公園の中に移設をするというふうなことで考えてございますけれども、先ほど言いましたように、基本計画の中でそういったゾーニング等も検討していきますので、それが決まった時点で今あるやつをどちらのほうに持っていくかということが決まってくるのかなというふうに思っています。

○清水みちこ委員 それについてもこれから決まっていくということなんですけれども、やはりさまざまな経緯を経て、そこに設置されているものですから、そういった経緯もきちんと見きわめて公園内に設置をしていただきたいと思います。

もう一点、伺いたいんですけれども、このイメージのステージイメージなんですけれども、ちょっとこのイメージの大型ビジョンを見て、私、本当にびっくりはしたんですけれども、そのほかにも、その上にダンス、ミュージカル、演劇などに加え、オーケストラの演奏も可能な舞台装置というふうにあるんですね。ちょっとこれ、どういった舞台装置なのかがわからないんですけれども、やはりそれなりの設備を持ったものが必要だと思うのと、芸術劇場の前でオーケストラの演奏をするという、この意味合いですね。何でここにオーケストラが入ってきちゃっているのかなというのが、この資料を見たときに思ったんですけれども、そちらはどのようにお考えなんでしょうか。

○關新ホール整備担当課長 まず、舞台設備のほうでございます。具体的に今まで他区の、この資料に記載のもの、記載ないもの、両方ございますが、他の屋外ステージで電動昇降バトンというものがついているような屋外ステージというのがございます。そのほか音響、照明用ということで、常設の電源盤ですとか、そういったものをつけているという事例がございます。今、そのほかにもいろいろな事例、収集しているところでございますが、この基本計画、その先の基本設計、実施設計の中でどう

いったものをつけるかということが決まってくるということになってございます。

もう一点の、芸術劇場の前でクラシックをやることの意義ということなんですが、やはり東京芸術劇場というところ、すばらしいホールではあるんですが、どうしてもクラシックコンサートの宿命とも言えるような形ですけれども、閉ざされた空間の中で、決まった方だけがその音楽を聞くことができるという環境にあるということは否めないというふうに考えてございます。公園というオープンな空間で、通りすがりの人も含めて、音楽に触れ、親しむということが出来る環境をつくるということも、国際アート・カルチャー都市を目指す本区としては必要な取り組みであると思っております。

また、既に複数の団体の皆さんから、あそこの公園でクラシックコンサートのミニコンサートのようなものができるのかというふうな、こちらに対して御相談というのを受けているような状況もございますので、必ずしも唐突な取り組みということではなくて、アーティストの皆さんもそういった環境を求めているということもあろうかと考えてございます。

<PAGE="60">

○清水みちこ委員　オーケストラとか、そういった使用にも耐えるような舞台装置ということで、やはり先ほどそれなりの費用がかかりますということで、それなり、それなりにどんどん費用が膨らんでいくということになるかと思うんですね。本当にそういったところで、区民の皆さんに対して、もう同じことの繰り返しになりますのであれなんですけれども、本当に説明のつけようがないというのが実際のところだと思います。誰もが主役になれるということで、劇場都市ということで掲げてはいらっしゃるんですけれども、西口にそういったものがないからといって、どんどん劇場、劇場ということで、劇場の数だけふえていってということで、果たして、それで文化につながるのかというのは、私は疑問に思っています。やはり老朽化した設備を改修するというのは、それは必要なことだと思いますので、それはやっていただきたいと思うんですが、こういった形で劇場化ということについては、やはり区民の皆さんの御納得も含めて、私も納得をすることはできません。

これから基本計画で区民の皆さんには示していきますよという御答弁、再三いただいているんですけれども、やはり、私この地域に住んで、子育てもしておりますので、地域の方とお話することはあっても、こういったことを知らない方がほとんど、大多数です。これから計画が進んでいくということはあるかと思うんですけれども、やはり区民の皆様幅広くお知らせするという役目をしっかりと果たしていただかないといけないと思うんですけれども、その区民に知らせる、基本計画でやっていきますよということを区民の皆さんに知らせるというのは、どういった方法をお考えなんですか。

○小堤公園緑地課長　先ほどの説明の中にも検討会を立ち上げましたというふうなことを説明しましたがけれども、西口の方たちというふうに、活用協議会だったり、再開準備組合の人であったりというふうなところがございますけれども、皆さんやはり区民の方、地域の方でございますので、そういった方たちと一緒に、今の段階から、プロポーザルの段階から一緒に検討していくということで考えてございますので、そういった点でいうと、当初から区民の方と一緒に進めていく事業だというふうに思っております。

○清水みちこ委員　そういった検討会のメンバーの方と協議を重ねていただくことはもちろんなんですけれども、そこに含まれない方々、また豊島区として広く、この地域の方だけでなく、区民全体に知らせるという、そういったことでしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、そういった限られた方だけだと情報自体も限られたところにしか届かないと思うんですね。そういったことについて、これから、またこういったことも具体的に周知の方法をやっていきたいよとか、そういったことをちょっと示していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

<PAGE="61">

○小堤公園緑地課長　検討会のメンバーの方たち、商店街の方たち、何人もいらっしゃいます。会長も、町会長もいらっしゃいます。そういった方たちと一緒にになって検討していくということでございますので、当然、そういった代表の方ということで私どものほうは認識してございますので、そういった方たちから、また地域の方たちに御説明をしていただくということもあろうかと思えますし、また一緒に私どものほうもその方たちだけではなくて、町方のほうに行って、当然、御説明をするということも考えてございます。

○清水みちこ委員　そこに含まれない方々に対して、情報の周知をしっかりと具体的に、効果的にやっていっていただきたいと思えます。そのことに関しては、今まででも何度か要望はさせていただいております。やはり、これから、これからということで、何も決まっていない段階、一番大切な費用のことも決まっていないということで、なかなかいろいろと質問というの具体的なにはできないんですけれども。

やはり、これだけの大規模な改修ですので、そういったことをもう少し区民に御納得いただけるようにという努力をしていただきたいと思えます。いつもこれから、これからということになっておりますので、そのところをしっかりとっていただきたいと思えます。

朝、ほかの案件で垣内委員のほうから発言もありましたけれども、やはり足元を見ると大変な思いをして、生活をしていらっしゃる区民の方がいらっしゃるんですから、にぎわいのためだということで、莫大なそういったお金を、今のところ白紙ですとい

うことでやっていくというのは、本当に無責任だと言わざるを得ません。終わります。

○高野区長　文化行政を進めている中で、賛成はしていただいているとは思いますが、これらについての箱物といいますか、こういうものをつくるということに対しては非常に抵抗があるようで、私もずっと文化行政を進めながら、文化というのはすぐ結論が出るわけではありませんし、まち全体が変わり、またさまざまな経済効果を含めて、まち全体を元気のある、またにぎわいのあるまちをつくっていくというのが、私は文化行政ではないかと思って進めているわけでありまして。決して、この西口の開発等々については、唐突に出てきたわけではございませんので、やはりまち全体をどうやってにぎわいをつくっていくかというような形の中で、新庁舎のスタートから始まって、旧庁舎跡地を含め、あるいは造幣局、きょうもいろいろな課題も出ておりますけれども、その全体の中で、まち全体を元気に、そして魅力あるまちをつくっていく、これがきょうの副都心の大きなテーマではないかと思っておりますけれども、この公園の使い方、先ほど来、お話ししたように、今、この池袋の副都心の開発の中では、西の開発というのは非常に大きなウエートを占めているわけでありまして、私も七十数年、ずっと生まれ育ち、この西口で変化を、ずっと変遷をしながら進んできたわけでありまして、私はようやく、このチャンスが訪れた、今まさに一つの大きなきっかけをつくって、まちをつくっていく。

その中で公園の使い方、駅前の、本当に真ん前にあるこの公園の活用というのが、ほかのこのような立地のあるところではございません。こういうところをいかに活用していくか、これも大きな私は使命ではないかと思っております。公園というのは、憩いの場というような形かもしれないけれども、あそこに芝生をひいて、親子連れが集まるような、そういうような環境ではございませんので、これらをさらに、まち全体の活性化の中に活用するというのも一つの大きなまちづくりの基本的なものでないかと思っております。経費の検討等についても全然見えないというかもしれないけれども、これからどういう形で、どうできるかという形の中で、私はこの一つの公園の劇場化というのは、一つの劇場をつくるつもりで、そのぐらいの経費は当然かけていかなければ、私たちが思っているような形にはなり得ないわけでありまして、単に公園の改修というような形で、5,000万で済むというような形は決してないわけでありまして、これを含めて、東京芸術劇場との緊密な連携をとりながら全体のまちをつくっていきたいという思いでございます。

決して、これだけに集中して、全て豊島区が行政を進めているわけではありません。教育、福祉、さまざまな分野に目配り、気配りをしながら、そういうような形が、基本的にやるべきものはちゃんとやった上でそういうまちづくりも進めていかなければいけないと思っております。

今、大変、豊島区はある面では消滅都市と言われながらも、皆さんの努力で、まち

が全ての面で変わってきているわけでありまして、また2020年、オリンピック・パラリンピックというような、一つの節目があるわけでありまして、この時期に、このタイミングなくしては、私はこんなに急激なまちづくりは、変わろうとは思っておりませんけれども、この時期を逸することなく、やはり、あのとき、ああやってすればよかったなというような形にならないように、2020年を過ぎたら、私はこれらのまちづくり等々については、区民の賛同は得られないと思います。

そして、これができたのをいかにレガシーとして、遺産として、それをずっと生かしていく、さらに生かしていく、それがまちづくりではないかと思っておりますので、見解は全然違うかもしれませんが、私はこの大変長い間、区長をやらせていただいておりますけれども、そういった面、今までの過去のいろいろなことを十分に経験を生かした形の中で、将来、間違いのない形に進められるように努力をしてみたいと思います。

<PAGE="62">

○村上典子委員 一言だけ、今、いろいろなやりとりをお聞きしております、今年度予算の大きな目玉のPPP、これこそ、この西口公園で検討してもいいのではないかと思います。一言もそのことについては触れていなかったような気がします。今後ということで、それも含まれているのかと思いますけれども、ネーミングライツも含め、その辺も検討していただいて、全て税金でなく、できるような工夫もしていただきたいと思っておりますし、西口の開発も大きな課題だと思っておりますので、その辺も御検討をよろしく願いいたします。

○高田企画課長 城山政策経営部長が中座しておりますので、企画課長から発言させていただきます。

その点につきましても、この資料の下のほうに広告を放映する場合というのを若干触れてございますが、公民連携を進めながら、またネーミングライツ、御指摘いただいた点も含めながら、全庁的に横の連携をとりながら検討してみたいと思っております。

○本橋弘隆委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。
「なし」

○本橋弘隆委員長 ないようですので、次に進めさせていただきます。



○本橋弘隆委員長 最後に、委員会の1年間のまとめでございますが、小委員会案

をお手元に配付してございます。調査項目別と日程順の２種類ございますが、調査項目別のほうを事務局に朗読してもらいます。

○藤村書記　それでは、朗読させていただきます。

豊島副都心開発調査特別委員会調査項目と活動状況（案）。平成２８年５月から平成２９年５月まで。

１、都市環境整備に関する諸課題。（１）池袋副都心再生事業（池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン）について。平成２８年７月１５日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。（２）基盤整備方針の検討について（池袋駅周辺地域）。平成２８年１１月１５日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。平成２９年５月１５日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。（３）特定地区の指定について（長崎四丁目地区）。平成２８年１１月１５日、野島地域まちづくり課長より説明を受け、質疑を行う。（４）宿泊施設の整備促進に向けた制度改定について。平成２８年１２月１５日、宮川都市計画課長より説明を受け、質疑を行う。（５）池袋駅エリアまちづくりに関する協定の締結について。平成２８年１２月１５日、活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。（６）東池袋四丁目２番街区地区第一種市街地再開発事業について。平成２８年１２月１５日、活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。（７）池袋駅案内誘導サイン計画について。平成２８年１２月１５日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。平成２９年５月１５日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。（８）雑司が谷第二公園（旧高田小学校）について。平成２８年１２月１５日、小堤公園緑地課長より説明を受け、質疑を行う。（９）要請型従前居住者用賃貸住宅について。平成２９年１月１３日、野島地域まちづくり課長より説明を受け、質疑を行う。（１０）池袋駅周辺地域の市街地再開発事業の動向について。平成２９年４月１４日、活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。（１１）造幣局南地区まちづくり構想の策定について、平成２９年４月１４日、宮川地域まちづくり課長より説明を受け、質疑を行う。（１２）南池袋公園二丁目Ｃ地区のまちづくりについて。平成２９年５月１５日、活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。（１３）造幣局地区のまちづくりについて。平成２９年５月１５日、野島都市計画課長、小堤公園緑地課長及び小野環境保全課長より説明を受け、質疑を行う。（１４）池袋西口公園整備事業について。平成２９年５月１５日、小堤公園緑地課長より説明を受け、質疑を行う。

次のページに参ります。

２、交通環境整備に関する諸課題。（１）池袋副都心交通戦略について。平成２８年１１月１５日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。（２）環状第５の１号線地上道路の整備計画（案）（地上道路整備における意見交換会中間のまとめ）について。平成２９年１月１３日、柴道路管理課長より説明を受け、質疑を行う。（３）

交通戦略歩行者優先化について。平成29年4月14日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。(4)池袋副都心移動システムについて。平成29年4月14日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。(5)国際興業バス「池07系統」について。平成29年4月14日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。(6)池袋駐車場整備計画について。平成29年4月14日、原島交通・基盤担当課長より説明を受け、質疑を行う。

3、旧庁舎跡地活用に関する諸課題。(1)旧庁舎跡地及び周辺整備について。平成28年6月15日、末吉庁舎跡地建築担当課長、高島庁舎跡地活用課長、關新ホール整備担当課長、渡辺生活産業課長、原島交通・基盤担当課長及び宮川都市計画課長より説明を受け、質疑を行う。

5、その他関連事項。(1)アジア・ヘッドクォーター特区について。平成28年1月15日、高田企画課長より説明を受け、質疑を行う。(2)国際競争力強化地域戦略の策定について(池袋駅周辺地域)。平成28年11月15日、活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。平成29年5月15日、活田再開発担当課長より説明を受け、質疑を行う。(3)池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定について。平成29年1月13日、木村危機管理担当課長より説明を受け、質疑を行う。

以上でございます。

<PAGE="63">

○本橋弘隆委員長 朗読が終わりました。これでよろしいでしょうか。

「異議なし」

○本橋弘隆委員長 それでは、本案を委員会の1年間のまとめとさせていただきます。

ここで正副委員長より御挨拶をさせていただきます。

おかげさまをもちまして、1年間、私自身はこの副都心の委員長職を務めることができました。皆様方の御質疑を聞かせていただきまして、確実に豊島区が持続発展都市へと向かっていく、またそこへ押し上げていく、そういった熱心な質疑を聞かせていただきました。感銘を受けますとともに、私自身、今後とも精進したいと思っております。

また、副委員長のお三方には適宜、休憩をとったらどうかとか、具体的なアドバイスをいただきまして、非常に私の運営について御支援をいただきましたこと、感謝申し上げます。

委員の皆様、また理事者の皆様、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

<PAGE="64">

○ふまミチ副委員長 委員の皆様、そして理事者の皆様にはこの委員会の運営につ

いて御協力を賜りまして、大変に感謝しております。

この1年間大変にお世話になりありがとうございました。

○儀武さとる副委員長 本日の委員会に、本当に象徴されるように、1年間、活発な質疑が展開されたとも思います。

委員の皆さん、理事者の皆さん、本当に御協力ありがとうございました。

○藤本きんじ副委員長 1年間、どうもありがとうございました。

本当に活発な御意見、たくさんいただき、私も勉強になりました。

また、来年も、委員長副委員長かわりますが、と思いますが、また、今度は質疑するほうで、頑張っていきたいと思います。

ありがとうございました。

○本橋弘隆委員長 以上で、豊島副都心開発調査特別委員会を閉会いたします。

午後4時58分閉会